



31
637

31-637
1200501246515

始



31-637

THE MARINE ALMANAC

1931-32

海 事 年 鑑

昭和六年七月版

海 事 彙 報 社 發 行

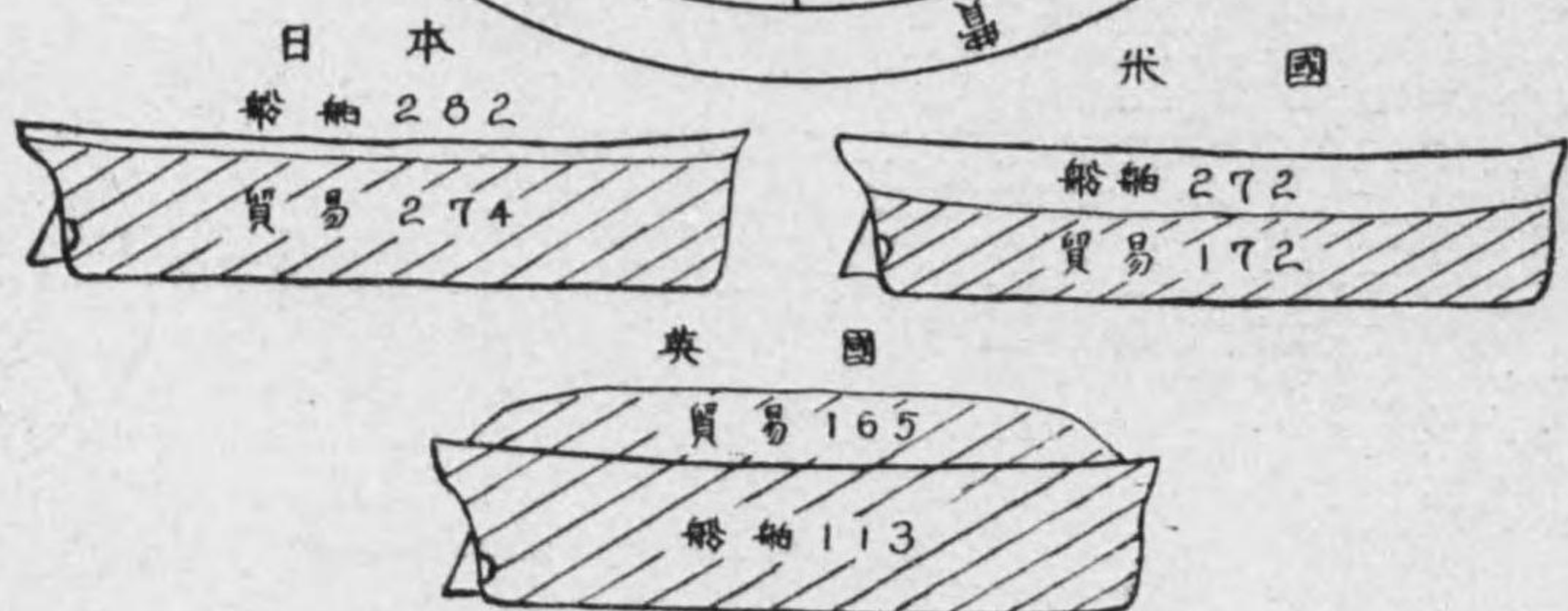
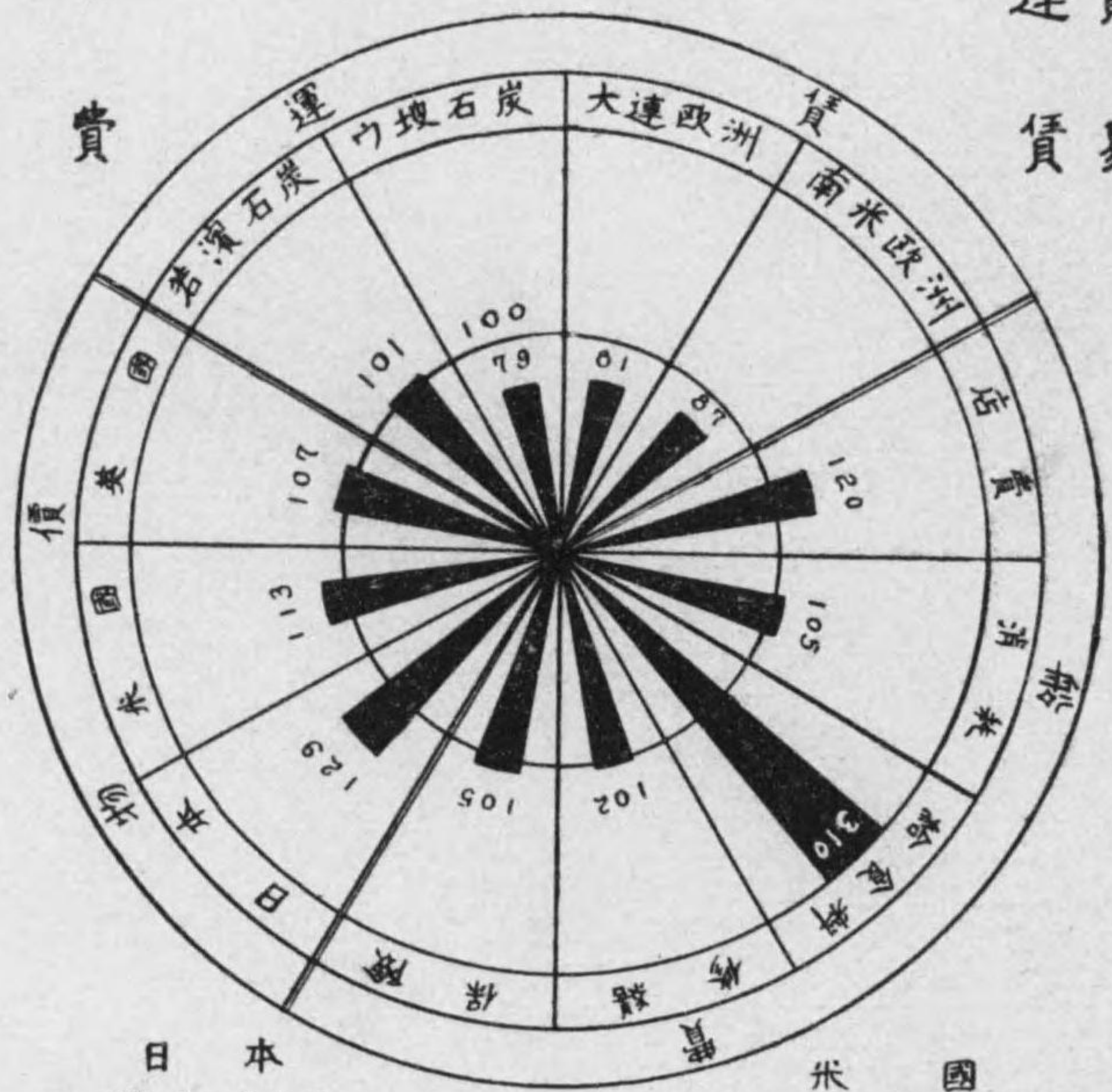


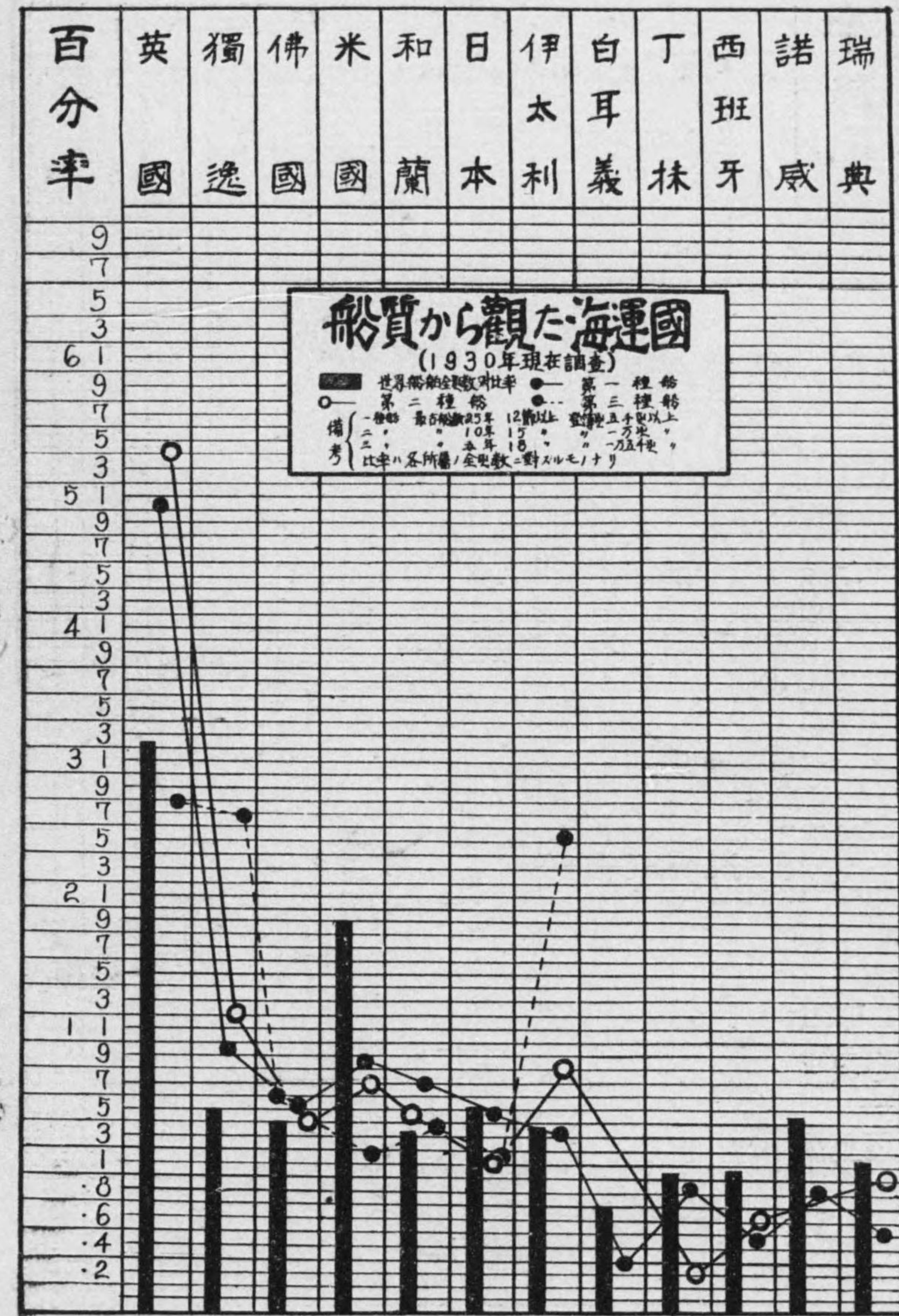
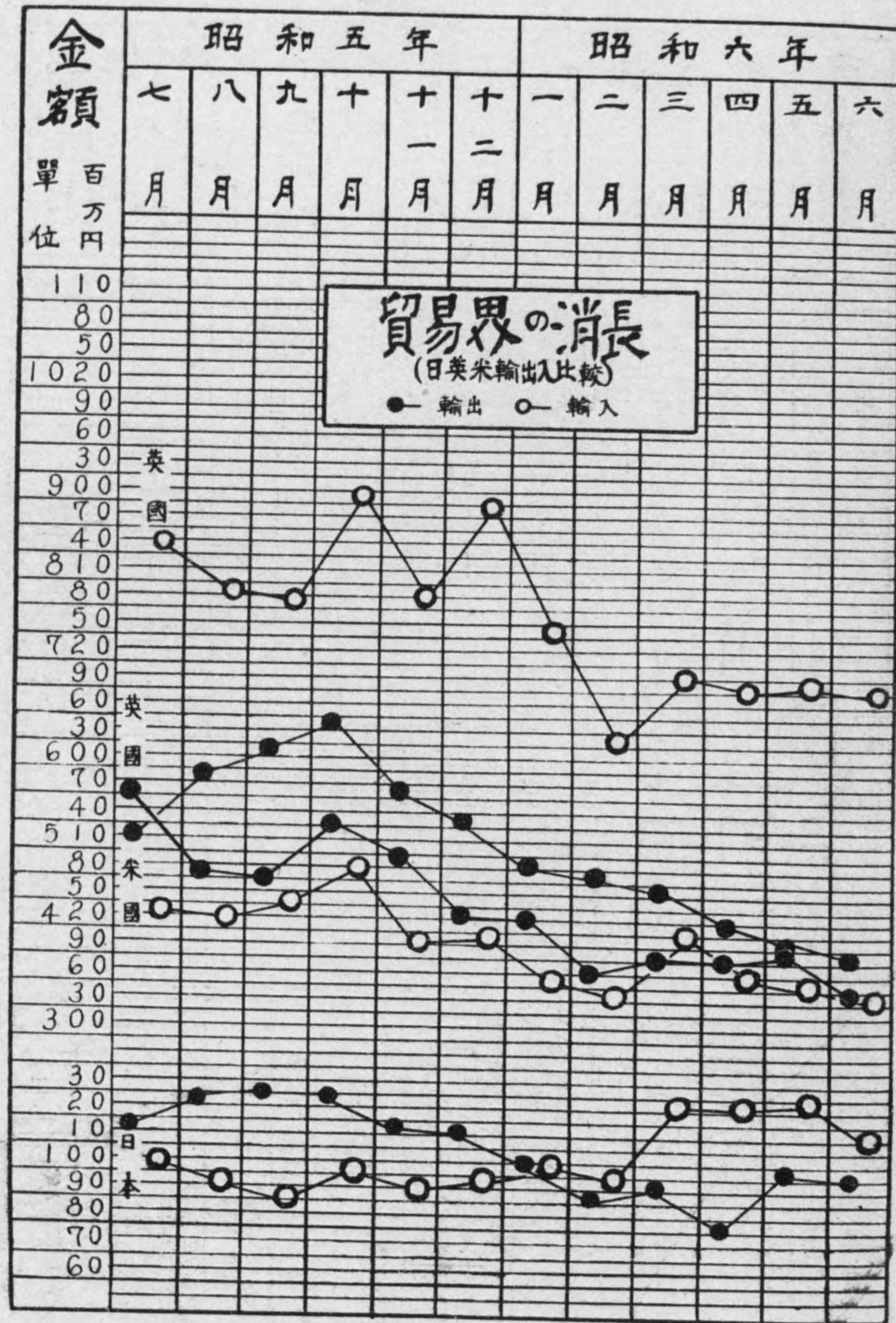
海運不況ドン底？

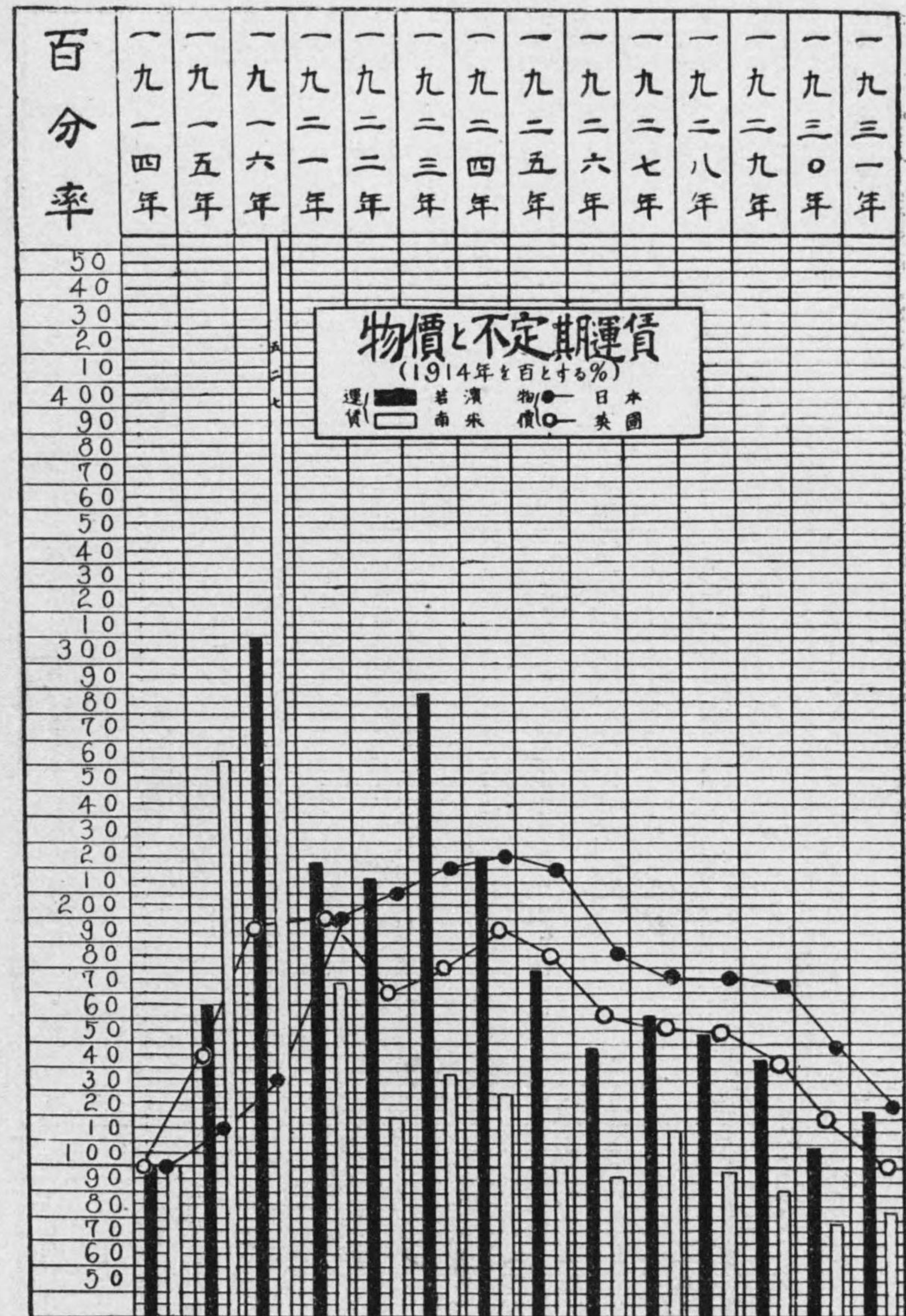
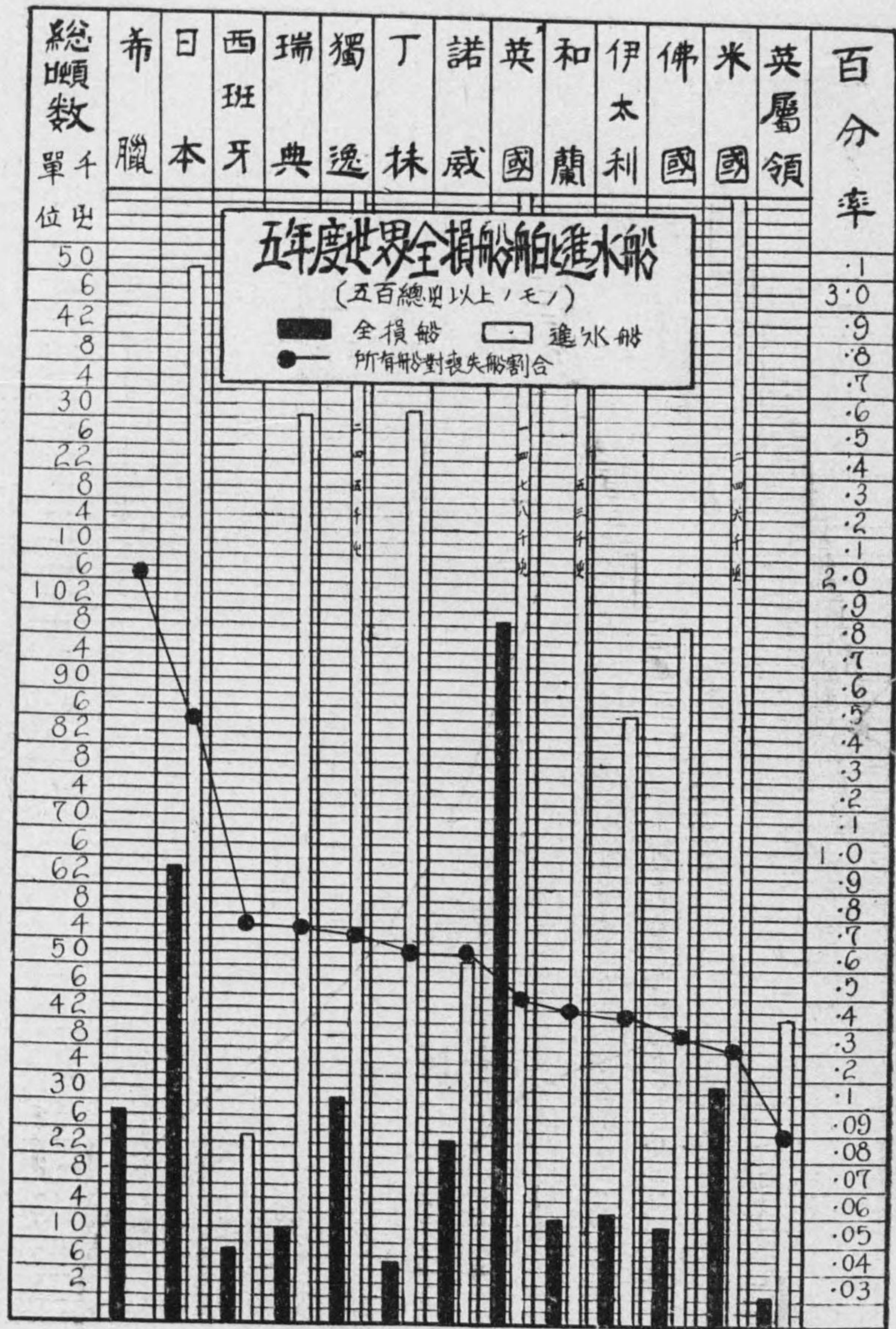
本統計は大正三年ヲ百トスル%
昭和六年一月現在

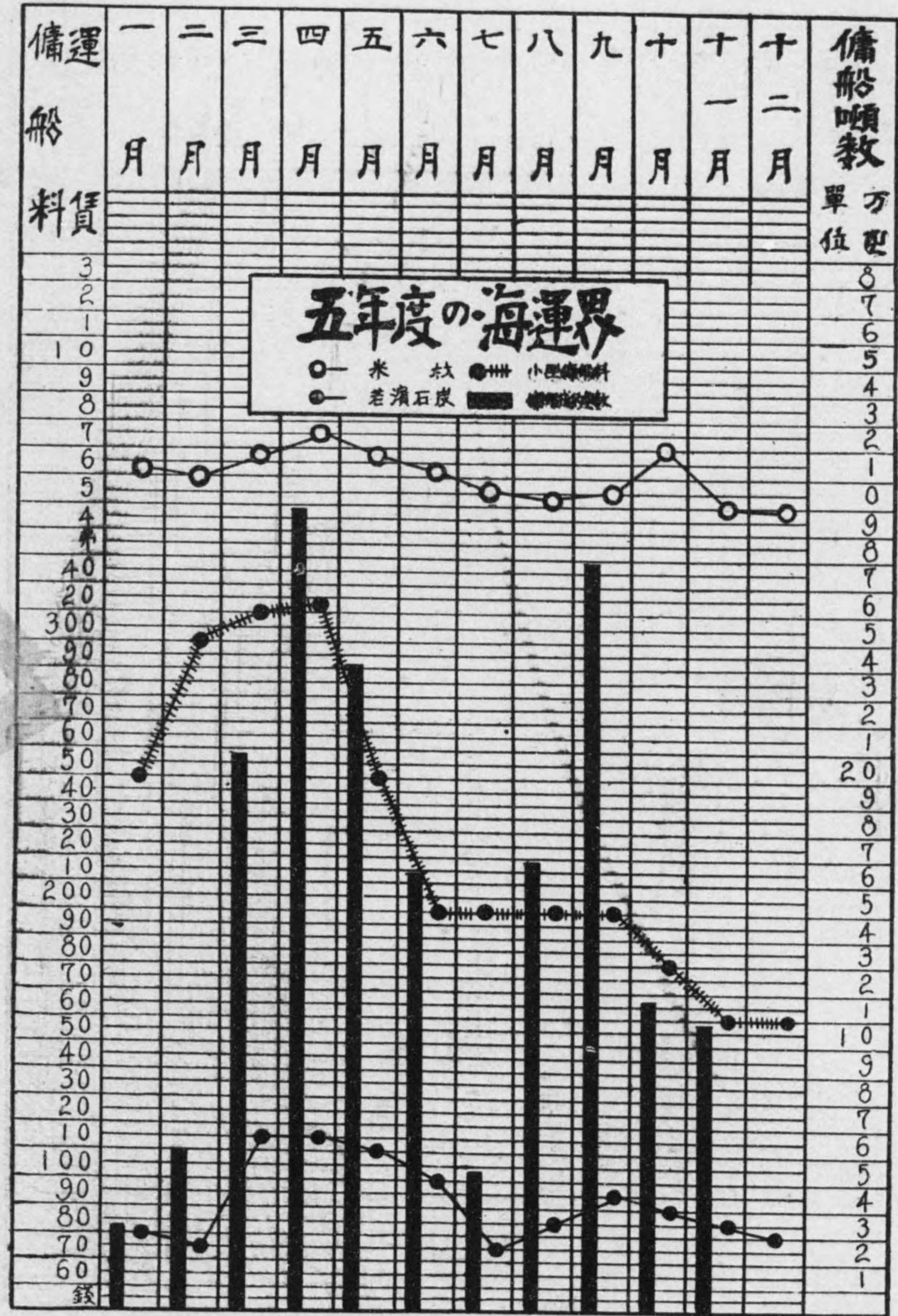
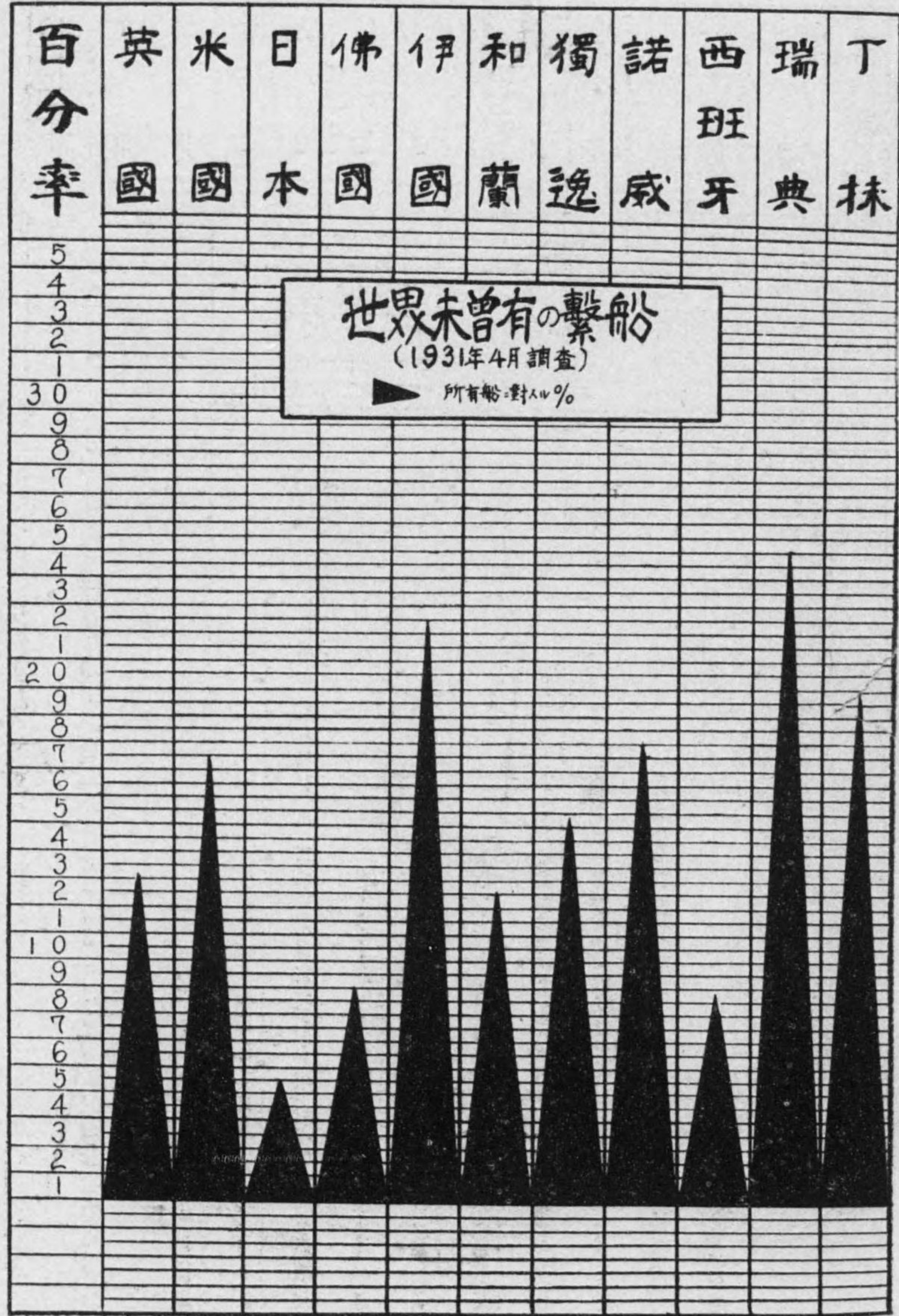
物 船
價 費

運賃船
賃易船







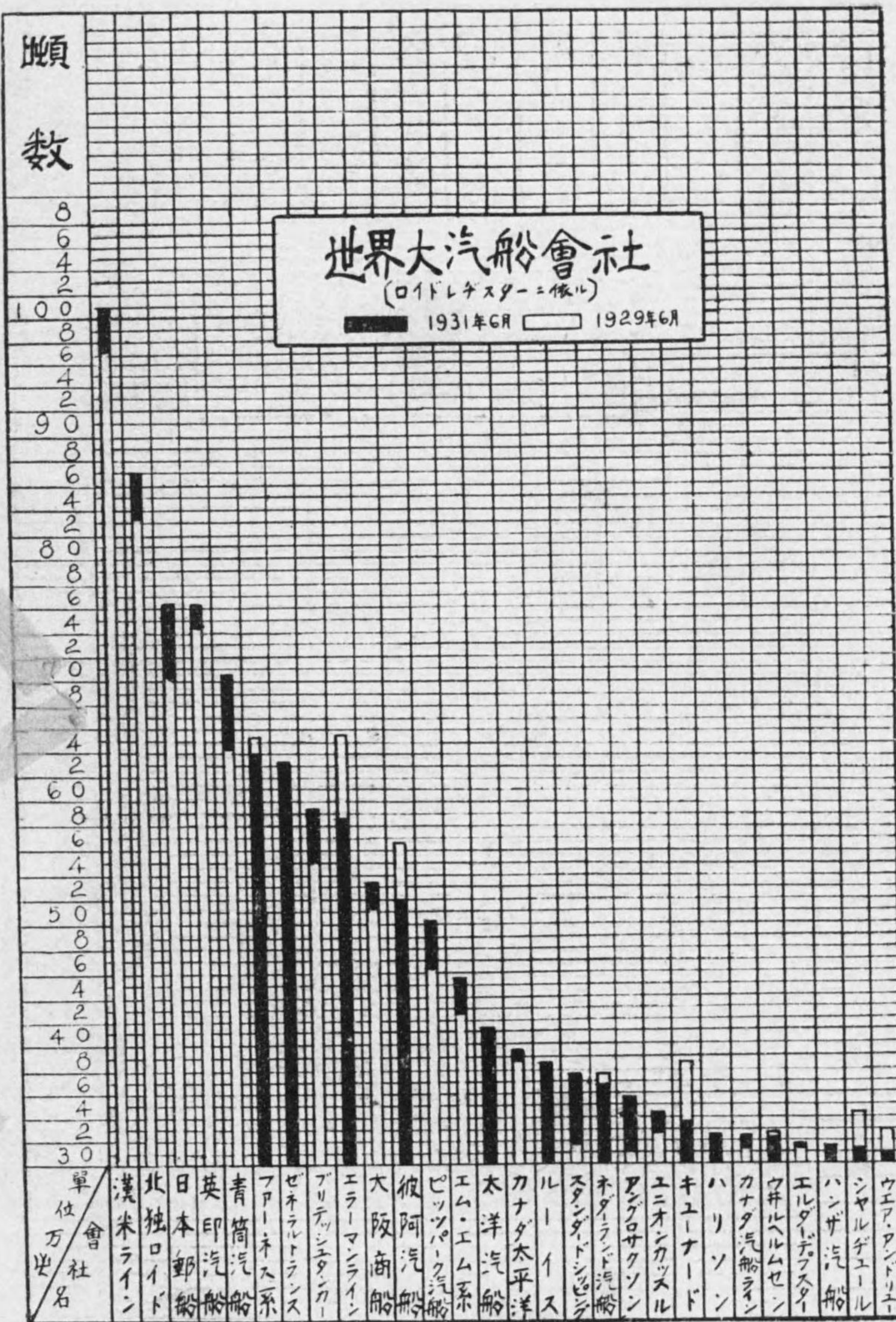


凡例

本書は毎年一回定期発行にして本版は其第拾五輯なり
 本書は昭和五年中及昭和五年七月より昭和六年六月に至る世界海事界全般を描
 寫し併而統計的趨勢を表示して世界海運歴史の一部を綴れるものなり
 本書構成主體たる貿易及荷動、海運、港灣、造船、保險、燃料、事業成績を通
 じ網羅せる材料は各方面より蒐集せる爲め昨年との關係等多少統一を缺ぎ且つ
 戦時中の統計は殆んど正確なる材料の據るべきなく不正確の點なきを保せず
 本書は當業者の日常便覽の爲め末尾に海事關係官公署及海運、造船、保險に涉
 る會社役員録並に全國關係當業者の住所録を附録添綴せり
 附録役員録は豫め標準を定め照會せしも回答は意の如くならず或は回答未着等
 の向ありて多少統一を欠けるを遺憾とす

昭和六年十月

調査部編



海事年鑑目次

卷頭

- 一 我國運の發展趨勢……………一
- 一 世界列國の大勢……………二
- 一 世界の主な海洋……………三
- 一 世界の主な海峡……………三
- 一 世界主要運河……………四
- 一 世界主要島嶼……………五
- 一 船舶所有者分布表……………六
- 一 我國の國富……………七
- 一 世界物價趨勢……………七
- 一 内外貨幣換算表……………八
- 一 各國度量衡換算表……………九
- 一 世界標準時表……………一〇

海事累年記錄

- 一 海事年譜……………一一

海事法令拔萃

- 一 海事通覽……………一五
- 一 船舶法……………一六
- 一 同 施行細則……………一七
- 一 船舶積量測定法……………一八
- 一 同 規程……………一九
- 一 船舶滿載吃水線法……………二〇
- 一 同 施行細則……………二一
- 一 船舶檢查法……………二二
- 一 同 施行細則……………二三
- 一 船舶法……………二四
- 一 同 施行細則……………二五
- 一 船舶職員法……………二六
- 一 同 施行細則……………二七
- 一 船舶職員試驗規程……………二八
- 一 船舶職員紹介法……………二九
- 一 同 施行細則……………三〇
- 一 同 施行細則……………三一
- 一 海事協同會規約……………三二
- 一 水先法……………三三
- 一 同 施行細則……………三四
- 一 海員懲戒法……………三五
- 一 海上衝突豫防法……………三六
- 一 船舶通報規則……………三七
- 一 開港港則……………三八
- 一 海商法(第五編)……………三九
- 一 船舶無線電信施設法……………四〇
- 一 重要品輸出入番附……………四一
- 一 輸出重要品累年比較……………四二
- 一 對外國別貿易表……………四三
- 一 輸出入貿易船國別表……………四四
- 一 主要港貿易順位比較……………四五
- 一 五港入港船舶……………四六
- 一 一九三〇年度世界貿易大勢……………四七
- 一 日英米外國貿易月表……………四八
- 一 海運關係國際收支……………四九
- 一 各國貿易外收支……………五〇

貿易及荷動

一世界主要農產物產出高	二三	一船員保險法案	二四	一積量測度	二七
一世界砂糖主要產地別	二三	一臨時海運調查會規則	二四	一總噸數	二七
一世界砂糖消費內容	二三	一市況大勢	二五	一登簿噸數	二七
一本邦鹽需要高	二五	一各國海運保護政策	二五	一公稱馬力	二七
一世界棉花消費額	二五	一日本船主番附	二六	一本邦標準船型	二七
一世界小麥荷動狀況	二五	一世界最大船主	二六	一本邦主要造船所獨特船型	二七
一歐洲向穀物輸入狀況	二五	一世界最大船舶	二六	一英、米、佛、伊標準船型	二七
一米材輸入趨勢	二五	△船 船		一世界造船所數	二八
一四年度北洋材積取成績	二五	一世界汽船增加趨勢	二七	一本邦造船所	二八
一四年度內國炭移送地方別表	二七	一本邦海運發達趨勢	二七	一最近五箇年世界進水船趨勢	二八
一四年度輸入炭國別表	二七	一世界船舶噸數	二七	一世界進水船內容	二八
一豆粕輸入狀況	二七	一世界船舶噸型別年齡比較	二七	一世界船型進水船數	二八
一輸入炭國別表	二七	(全世界英、米、日、獨、佛)		一各國油槽船進水數	二八
海 運		一世界船舶國別年齡比較	二八	一世界建造中船舶	二八
一海運一年史	二九	一世界優秀船國別速力調	二八	一本邦及世界進水船累年比較	二八
一海運大勢	二九	一世界優秀船國別比較	二八	一本邦造船月別狀況	二八
一船舶測度法改正	二九	一世界毛一々船舶國別調	二八	一本邦造船別累年成績	二八
一失業船員救濟事業補助施設	二九	一世界油槽船國別調	二八	一昨年度進水船內容	二八
一造船融資增額案	二九	一世界船舶動力別比較趨勢	二八	一船質別船舶經濟比較	二八
				一本邦累年造船用鋼材價格	二九

△運 貨		△船 價		△航 路	
一世界標準運貨	二三	一本邦船價表	二四	一主要港理程表	二九
一定期航路運貨	二三	一本邦新造貨物船平均價格	二四	(神戶、橫濱、門司、小樽)	
一世界主要航路別運貨指數	二六	一英國新造貨物船價	二四	一補助命令航路	二九
△備 船		一本邦賣買船月別表	二四	一命令航路內容及受命者	二九
一昭和五、六年中備船料統計	二七	一本邦對外賣買船	二五	一航路補助內容	二九
一本邦備船料消長	二八	△海 員		一會社別經營航路內容	三〇
一世界備船料消長	二八	一海員現在數	二四	一日本中心內外競爭航路	三〇
一備船成約月別記錄	二九	一海員事務成績	二四	一航路別國別配船	三一
△船 價		一海技免狀受有者別	二四	一社外船配船表	三一
一本邦船價表	二四	一海員審判件數	二四	一本邦繫船狀況調	三一
一本邦新造貨物船平均價格	二四			一世界繫船狀況調	三一
一英國新造貨物船價	二四			一世界繫船狀況調	三一
一本邦賣買船月別表	二四			一東洋中心航路改廢新設	三二
一本邦對外賣買船	二五			一蘇士運河通過統計	三二
△海 員				一巴奈馬運河通過統計	三二
一海員現在數	二四				
一海員事務成績	二四				
一海技免狀受有者別	二四				
一海員審判件數	二四				
△船 船					
一船舶資格	二七				

一 本邦主要造船所職工數……………	二九〇	一 九州炭積出狀況……………	三〇五	一 歷代遞信大臣……………	一
一 歐米造船職工勞銀比較表……………	二九一	一 北海道炭積出狀況……………	三〇六	一 同 遞信次官……………	二
一 世界鐵鑛包藏量……………	二九一	一 貯炭狀況……………	三〇六	一 同 管船局長……………	三
一 世界鐵鋼產額……………	二九一	一 消費炭狀況……………	三〇六	△ 職員錄	
一 本邦鋼材需給趨勢……………	二九二	一 輸出入炭……………	三〇六	一 官公署團體……………	三
一 海上保險契約趨勢……………	二九三	一 內地積出炭……………	三〇七	一 汽船會社……………	元
一 海上保險會社成績……………	二九三	一 世界燃料炭標準價……………	三〇七	一 造船會社……………	壹
一 世界海難喪失船統計……………	二九五	一 世界原油產額……………	三〇七	一 海上保險會社……………	壹
一 本邦喪失船舶……………	二九六	一 世界燃料價一覽……………	三〇八	一 運輸倉庫會社……………	七
一 本邦海難船及海難者……………	二九七	一 世界重油供給港……………	三〇八	一 船舶用品會社……………	八〇
一 本邦全損船舶表……………	二九七	△ 事業成績		△ 住所錄	
一 本邦汽船遭難明細……………	二九七	一 本邦海事關係會社成績……………	三一	一 船 主……………	八
一 世界石炭埋藏量……………	三〇三	一 汽船會社……………	三一	一 海運業者……………	九
一 世界石炭產額……………	三〇三	一 造船會社……………	三一	一 造船業者……………	一〇
一 全國產炭高……………	三〇五	一 保險會社……………	三一	一 船渠業者……………	一〇
一 全國石炭需給狀況……………	三〇五	一 炭業會社……………	三一	一 海上保險業者……………	一一
		一 關係會社株價……………	三一	一 船用品業者……………	一一
		一 外國汽船會社成績……………	三一	一 倉庫業者……………	一八
		一 新設會社……………	三一	一 辯護士補佐人代願人……………	三一

附 錄

我國運の發展趨勢

(註)單位千、物價は指數百、五年末人口は五年十月國勢調査(殖民地除外)

年 代	人口	歲 出	貿 易	正 貨	公 債	物 價	汽 船	進 水 船
大正五年	五、六三	五九〇、七五	出 三七、〇四	七四、〇〇〇	二、四八二、三七	一一一	一、八四七	一五四
同 六 年	五、三三	七五、〇〇	出 五七、一九	一、一〇四、〇〇〇	二、五〇五、五六	一一三	一、九三二	三五〇
同 七 年	五、六七	一、〇七、三五	出 三九、九七	一、五八、〇〇〇	二、五三三、七四	一七九	二、三九七	四八九
同 八 年	五、三三	一、一七、三六	入 三、四、五五	二、〇四、五〇〇	二、七九三、一五	二九二	二、七九〇	六二
同 九 年	五、九八	一、三五、九六	入 三、七、七〇	二、一七、〇〇〇	三、一五、〇三六	三三八	二、九五三	四五六
同 十 年	五、六九	一、四九、八六	入 三、一、二七	二、〇八、〇〇〇	三、五二、六九三	三〇一	三、一六七	三三七
同 十 一 年	—	一、四九、六九	入 三、三、八七	一、八三、〇〇〇	三、七三、一三	三二一	三、二五五	八三
同 十 二 年	—	一、五二、〇五	入 三、四、四九	一、六三、〇〇〇	三、八〇、五四八	三三二	三、三三一	七二
同 十 三 年	五、一六	一、六五、〇四	入 六、四、一七	一、四七、〇〇〇	四、〇八、八九四	三四	三、五二八	七一
同 十 四 年	五、七六	一、五四、九八	入 二、七、〇六	一、四三、〇〇〇	五、〇二六、二四	二二〇	三、四九六	五
昭 和 元 年	(總計)八三、四五	一、六六、七五	入 三、三、七四	一、三三、〇〇〇	五、一六三、二五六	一七八	三、六〇二	五一
同 二 年	—	一、七六、九〇	入 一、六、八三	一、二七、〇〇〇	五、三三、〇一〇	一七六	三、六七〇	五八
同 三 年	—	一、七九、〇〇	入 二〇、二、六	一、二九、〇〇〇	五、八三、二六	一八三	三、七六五	一九
同 四 年	—	一、六九、〇〇〇	入 六、七、〇六	一、〇二、〇〇〇	六、〇三、四九三	一五	三、八〇二	一六七
同 五 年	六、四〇	一、四八、〇三	入 六、三、三五	八七、九〇	五、九四、五六	一四	三、九〇七	一五

世界列國の大勢

本調査は千九百廿八年の發行に係る英國ステーツマンズ、エイヤープ
ツク金準備及紙幣一九二九年ウォールド年鑑に據るものなり、面積人
口は殖民地加算他は本國のみ亦日、英、米貿易は千九百三〇年度なり

國名	面積 (方哩)	人口 (千人)	歳入 (千鎊)	歳出 (千鎊)	輸入 (千鎊)	輸出 (千鎊)	國債 (千鎊)	金準備 (千鎊)	紙幣 (千鎊)
國本	二六〇、七三八	六四、四三〇	一、三、七〇〇	一、四、八、五〇三	一、四、四、八五〇	一、四、九、八五〇	五、九、四、五二六	八、三、七九〇	五、一、八七八
日	四、二七、一七〇	三、七、七三三	六、一九七〇	六、一九七〇	二、五八、八四七	一、八三、九三三	二、三三、八三三	—	六、七、三三三
支那	八、五〇、一九七	四、九、三〇〇	八〇、〇六〇	七九、四〇〇	一、三三、一四三	八三九、一四三	七、六四、〇〇〇	三、七、三九	三、一、五、二八三
英吉利	三、七八〇、四〇九	四、〇、〇〇〇	二、一、四、六三	二、一、四、六三	二、〇八、四四八	二、〇〇、三三三	三、〇六、〇〇〇	一、七、二、九六	一、三、六、四四六
佛蘭西	一、八五、八八五	三、三、五八	二、七、九五一	二、七、九五一	六、三八、四四七	四、八七、六三五	六、三、一九九	三、一、三、〇八七	一、〇、三、五九九
獨逸	一、〇八、七六一	四、〇、三三〇	六、〇八三	七、九八三	七、九四、六三七	五、九、六四八	一、四、一、七〇	二、〇、三、八	三、一、五、四三〇
伊太利	一、五八、〇九〇	三、三、四七四	二、七、四五二	二、七、四五二	一、三、七、四五〇	九、九、七五四	七、七、八三三	四、七、七三	五、九、九八〇
白耳義	一、五八、〇九〇	三、三、四七四	二、七、四五二	二、七、四五二	一、三、七、四五〇	九、九、七五四	七、七、八三三	四、七、七三	五、九、九八〇
和蘭	一、五八、〇九〇	三、三、四七四	二、七、四五二	二、七、四五二	一、三、七、四五〇	九、九、七五四	七、七、八三三	四、七、七三	五、九、九八〇
露西亞	八、二七、一三〇	一、三、一三三	三、七、一〇八	二、七、一〇三	—	—	—	—	—
西班牙	三、五、三三三	三、〇、九一一	七、〇、五九五	九、一、〇九九	五、〇、四五五	三、三、四九七	四、八、五三三	一、〇、三、七七	八、三、四三〇
葡萄牙	九、一、七二四	一、四、八七〇	二、六、九三三	五、三、八二二	五、三、一〇〇	二、四、八七四	三、三、八三二	二、〇〇〇	六、五、四三〇
希臘	四、九、三三	五、五、五六	五、九、五〇〇	五、九、五〇〇	六、六、四四四	三、三、七九九	四、八、九三	六、九、四〇〇	二、六、六
丁抹	一、七、〇、三三五	五、九、九〇〇	三、八、六三七	三、八、六三七	六、六、〇〇〇	六、〇、七九八	七、九、〇八一	一、四、九、九六	二、〇、六、四七
瑞典	一、四、九、六〇〇	二、六、四七	三、九、九〇〇	二、九、九〇〇	一、六、七、八三	六、五、七三	六、七、八一	八、三、四	一、九、三、四〇
挪威	一、四、九、六〇〇	二、六、四七	三、九、九〇〇	二、九、九〇〇	一、六、七、八三	六、五、七三	六、七、八一	八、三、四	一、九、三、四〇
米國	三、一、四、九、九三	一、二、七、七、七五	七、八、二、〇〇	七、六、三、三、〇〇	八、七、九、〇〇	一、〇、五、三、〇〇〇	四、七、九、二、五〇	七、八、四、〇、七四	四、六、四、八三九
亞爾然丁	一、一、五、二、一九	八、六、五、八	五、七、九八	五、七、九八	—	—	—	—	—
伯刺西爾	三、一、五、二、一九	八、六、五、八	五、七、九八	五、七、九八	—	—	—	—	—

世界の主な海洋

(「理科」に據る)

海洋名	面積	平均深度	表面平均水温	表面塩分
太平洋	一、五、七、五、四九〇	四、〇、九七	三、七、三	三、四、九一
大西洋	八、一、六、七、八〇〇	三、八、五〇	四、〇、三	三、五、七
印度洋	七、四、一、九、九六	三、九、九	三、八、二	三、四、八一
北極海	三、〇、八、五、三、五〇	一、一、七〇	〇、六	三、五、〇〇
オーストラリア海	一、四、三、五、三、四〇	一、〇、九	六、九〇	三、三、五〇
アメリカ海(カリブ)	四、五、八、四、五七〇	二、〇、九〇	六、六〇	三、五、九五
地中海(ヨーロッパ)	二、九、七、七、五〇	一、四、三	一、三、三	三、四、八五
アドソン灣	一、三、三、六、二〇	一、三、八	一、〇、三	七、八〇
紅海	四、八、四、八〇	四、八	三、三、九	三、八、八〇
バルト海	四、〇、六、七、三〇	五、五	三、九、一	三、六、〇〇
ベルシヤ灣	三、三、八、五、〇〇	二、五	二、四、〇〇	三、六、七〇
地中海(大陸間)	三、三、五、〇、一、〇〇	一、三、三	—	三、〇、七〇
ベーリク海	二、二、四、八、〇〇	一、四、四	二、〇、〇	三、〇、三
オホーツク海	一、五、〇、七、六、一〇	一、二、七〇	一、五、〇	三、〇、九〇
東支那海	一、二、四、四、八〇	一、七	九、九	三、一、〇

世界の主な海峡

(「理科」に據る)

名種(所在地)	長	幅	最深所	最淺所
日本海	一、〇、四、八、〇〇	一、五、〇〇	〇、九〇	三、四、一〇
アンダマン海	七、九〇、五〇〇	七、九〇	一、〇、〇、九	三、一、五〇
イギリス海	五、七、一、九〇〇	五、七、一、九〇	九、七	三、〇、二〇
カリフォルニア灣	二、九、三、〇〇〇	二、九、三	一、三、八	三、〇、五〇
ローレンシヤ灣	二、三、三、八〇〇	二、三、三、八〇	六、三	三、〇、八
北海	一、六、七、九〇	一、六、七、九	九、七	三、五、〇〇
タスマン海	八、一、三、八、一〇	八、一、三、八	七、三	三、五、〇〇
沿海海	八、一、三、八、一〇	八、一、三、八	七、三	三、五、〇〇
近海(地中海)	四、〇、四、四、〇〇	一、一、八〇	—	三、〇、三、六
十沿海	四、〇、四、四、〇〇	一、一、八〇	—	三、〇、三、六
近海(大洋十)	三、六、一、二、六、二〇	三、六、一、二	三、六、一、二	三、四、〇、九
北半球	—	—	—	—
南半球	—	—	—	—
各種(所在地)	—	—	—	—
ベーリク海(アジア)	—	—	—	—
北アメリカ	—	—	—	—
スウェーデン	—	—	—	—
デンマーク	—	—	—	—
大ベルト(デンマルク)	—	—	—	—
小ベルト(デンマルク)	—	—	—	—
ドーヴァー(イギリス)	—	—	—	—
フランス	—	—	—	—

シアラタル(イスパ ニア、アフリカ)	六〇	一四	九八〇	二〇〇
ベル・アイル(ニュー ファウンドランド、 ラブラドル)	一三〇	二二	一四一	四
カボット(ニューファウ ンドランドの南)	九〇	五〇	五九	三九〇
モナバツセーシ(アンチ ル諸島の中央)	二二〇	一五	一、五〇〇	六
朝鮮(九州、朝鮮)	二二〇	一四〇	二五	一七
臺灣(臺灣、支那)	三六〇	一三〇	一七	四
シンガポール(シンガ ポール、マライ半島)	五〇	一六・五	七	六
マライ(マライ半島、 スマトラ)	七六〇	三	七	三
バルク(インド、セイロン)	一六〇	五	三	七
ホルムス(アラビヤ、 ペルシヤ)	八五	一五	一四	三
パベル・マンデブ(アフ リカ、アラビヤ)	五〇	一七・五	三〇	六
ホスボラス(トルコ)	三〇	〇・七	二〇	七
ダーダネルス(トルコ、 ギリシヤ)	七	一・三	一〇・五	三
ガトランド(イタリア、 ギリシヤ)	二〇	五	九・六	二・五
メツシナ(イタリア、 シシリー)	四	三・五	二・六	五

ウインドワード(キユー バ、ハイチ)	二二〇	五	一四〇	二九〇
フロリダ(北米キユーバ)	二〇〇	八	一八〇	一一〇
ニカタン(中米キユーバ)	二七〇	三	二〇〇	九〇
◎南 半 球				
クック(南北ニューシー ランド)	二二〇	五	三〇	一四〇
バス(オーストラリア、 タスマニア)	三三〇	一六	一四	五
トレンス(オーストラリ ヤ、ニューギニー)	四〇〇	五	三	九
スンダ(スマトラ、ジャ バ)	一〇〇	五	一〇・六	三
マシエラン(南アフリカ)	六〇〇	四	三	二

世界主要運河

名 稱 (所在地)	長サ(幅)基米	開通年
スエズ(エジプト)	一六八(八一三〇)	一八六九
キール(ドイツ)	九九(二〇)	一八九五
パナマ(中米)	八二(六七)	一九一五
エルベ及トラップ(獨 マンチエスター(英))	七〇(三・六)	一九〇〇
ウエラント(カナダ)	四三(三〇)	一八九四
スクル(インド)	三二(一)	一八八七

北 海(和 蘭) 二六・五(六) 一八六
クロナスタットレーニンゲ 二五・七(六七) 一八九〇
ラード(ロシア)

世界主要島嶼

名 種 (所屬)	(面積一萬平方哩以上)	(所在)	面積(平方哩)
グリーンランド(丁)	北氷洋	八七、三〇〇	
ニュー・ギニー(英、和)	太平洋	三〇〇、〇〇〇	
ホルネオ(英、和)	同	二八〇、〇〇〇	
バフィンランド(英)	北氷洋	三三六、〇〇〇	
マダガスカー(佛)	印度洋	三三六、〇〇〇	
スマトラ(和)	印度洋	一六〇、〇〇〇	
大不列顛	大西洋	八八、六三	
本 洲 (日)	太平洋	八七、五〇〇	
セレベス (和)	印度洋	七三、〇〇〇	
プリンス・アルバート(英)	北氷洋	六〇、〇〇〇	
ニュー・ジールランド南島(英)	太平洋	五八、五〇〇	
瓜 哇 (和)	印度洋	四八、四〇〇	
ニュー・ジールランド北島(英)	太平洋	四四、五〇〇	
呂 宋 (米)	大西洋	四四、〇〇〇	
マ 島 (米)	太平洋	四二、〇〇〇	
ニューファウンドランド(英)	大西洋	四〇、二〇〇	
アイスランド	同	四〇、〇〇〇	
エレスミア(英)	北氷洋	四〇、〇〇〇	

ミンダナオ (米)	太平洋	三七、〇〇〇
北 海 道 (日)	同	三六、五〇〇
愛 蘭 (英)	大西洋	三三、六〇〇
ノヴァヤ・ジエムリア(露)	北氷洋	三〇、〇〇〇
樺 太 (日、露)	太平洋	二九、一〇〇
ハイチ	大西洋	二八、二〇〇
タスマニア (英)	太平洋	二六、二五
錫 蘭 (英)	印度洋	二五、四〇〇
バンクス (英)	北氷洋	二五、〇〇〇
ノース・デヴオン(英)	同	二四、〇〇〇
晚 香 坡 (英)	太平洋	二〇、〇〇〇
メルウイル・ランド(英)	北氷洋	二〇、〇〇〇
チエラ・デル・フェゴ (アルゼンチン)	大西洋	一八、五〇〇
サムプトン(英)	北氷洋	一七、八〇〇
西スピツベルゲン(諾)	同	一五、二六〇
プリンス・オヴウェールス(英)	北氷洋	一五、〇〇〇
臺 灣 (日)	太平洋	一三、五〇〇
北ノマーセツト(英)	北氷洋	一三、〇〇〇
シシリー (伊)	地中海	一〇、〇〇〇
コルシカ (佛)	地中海	三、六七
新嘉坡 (英)	南支那海	三、七
セント・ヘレン(英)	太平洋	三、七
香 港 (英)	南支那海	三

船舶所有者分布表

(昭和六年五月現在)

汽船總噸數三百噸以上
汽船所有者

港名	會社數	總隻數	總噸數
東京	1	1	3,999
名濱	1	1	5,094
大阪	4	8	3,360
兵庫	1	1	18,666
小樽	5	3	1,662
函館	1	1	9,661
釧路	3	6	3,360
鹽釜	1	1	8,999
新船	1	1	3,443
伏木	1	1	2,333
京都	1	1	3,964
愛知	1	1	2,908
福井	1	1	1,339
高松	1	1	3,781
富山	1	1	2,502
福島	1	1	2,333
石川	1	1	1,133
岐阜	1	1	3,666
岐阜	1	1	7,447

我國の國富 (大正十三年現在)

大正十三年末 (戰後) 戰前
比 (大正八年) 比 (大正二年)

國富總額 20,340,397 萬圓 1,626,633 萬圓 7,000,036 萬圓
人口一人當 1,732圓 200圓 1,150圓

國富内譯 (主要項目)

土地	3,340,740 萬圓	製造工業機械	1,98,750
鑛山	3,333,333	鐵道及軌道	3,540,442
海湖川及港灣	5,558,600	農產品	3,310,443
樹木	1,740,767	工業品	3,311,266
建物	1,333,333	貨幣及金銀地金	1,133,333
其他	1,333,333	各省財產	3,488,368

(備考) 外國に於ける國富は左の如し

年	百萬圓	人口一人當圓
北米合衆國	1,955	6,607
英國	1,955	5,247
佛國	1,955	2,599
獨逸國	1,955	1,254
伊國	1,955	1,227
濠洲	1,955	3,450

世界物價趨勢

(大正三年七月を基準とせる指數)

年	東京	倫敦	紐育	巴里
三年七月	100	100	100	100
開戰後第一年平均	96	106	108	104
開戰後第五年平均	28	35	33	33
講和後第一年平均	25	29	23	25
十年平均	32	18	13	15
十一年平均	28	19	14	16
十二年平均	23	19	15	16
十三年平均	27	18	14	16
十四年平均	26	17	15	16
十五年平均	20	15	14	16
二年平均	17	15	14	16
三年六月	14	15	14	16
同十二月	13	15	14	16
同三月	12	15	14	16
同六月	11	15	14	16
同十二月	10	15	14	16
同六月	10	15	14	16
同十二月	9	15	14	16
同六月	7	15	14	16
同十二月	6	15	14	16

表算換幣貨外内

西班牙	葡萄牙	伊太利	瑞西	佛蘭西	獨逸	合衆國	北米	英吉利	純分比價ノ部		
「ミルリ」	「ベセタ」	「リラ」(百參) 「サンチム」	「サンチム」	「フラン」(百參) 「サンチム」	「マク」(百布) 「ブ」	「ドル」(百仙)	「ドル」(百仙)	「シリング」(四片) 「ピア」	「ポンド」(二十志)凡我 「シリング」(十二片)同 「ピア」(四片)同 「ピア」同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
二・二六	三・七〇	三・七〇	三・六	三・七〇	四・八〇	二・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	二・〇〇		
然亞	秘露	印度	英領	比律賓	露西亞	匈牙利	奧太利	土耳其	和蘭	瑞典	丁抹
「ドル」	「ソル」	「杯」	「安」(十二杯) 「留」(比十六安)	「仙」(百仙)	「哥」(百哥)	「クローネ」	「クローネ」	「ピアストル」	「ギルド」	「クローネ」	「クローネ」
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一・九三	九・七三	四・〇七	四・〇七	一・〇〇	一・〇三	四・〇七	四・〇七	八・八〇	八・〇六	五・八〇	五・八〇
墨西哥	暹羅	支那	支那	支那	英吉利	西伯	西伯	智利			
「ドル」(百仙)	「チカル」(錢)凡我	「兩」(十錢) 「錢」(十錢) 「分」(十錢) 「厘」(十錢) 「毫」(十錢)	「兩」(十錢) 「錢」(十錢) 「分」(十錢) 「厘」(十錢) 「毫」(十錢)	「兩」(十錢) 「錢」(十錢) 「分」(十錢) 「厘」(十錢) 「毫」(十錢)	「ドル」(百仙)	「金貨」 「紙幣」	「金貨」 「紙幣」	「ベツ」 「セクタボ」			
同	同	同	同	同	同	同	同	同			
一・〇〇	八・五〇	七・六五	一・〇〇	一・〇〇	九・〇〇	六・五〇	六・五〇	七・三三			

表算換衡量度國各

支那	獨逸	英米	支那	獨逸	英米	支那	獨逸	英米
尺	吋	吋	分	吋	吋	分	吋	吋
「尺」	「吋」	「吋」	「分」	「吋」	「吋」	「分」	「吋」	「吋」
一・六〇	一・〇〇	一・〇〇	〇・〇一	一・〇〇	一・〇〇	〇・〇一	一・〇〇	一・〇〇
印度	暹羅	支那	印度	暹羅	支那	印度	暹羅	支那
「ガ」	「ソ」	「斤」	「ガ」	「ソ」	「斤」	「ガ」	「ソ」	「斤」
「ガ」	「ソ」	「斤」	「ガ」	「ソ」	「斤」	「ガ」	「ソ」	「斤」
三・〇一	一・五〇	一・〇〇	三・〇一	一・五〇	一・〇〇	三・〇一	一・五〇	一・〇〇
支那	獨逸	英米	支那	獨逸	英米	支那	獨逸	英米
「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」
「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」	「担」
一・六〇	一・〇〇	一・〇〇	一・六〇	一・〇〇	一・〇〇	一・六〇	一・〇〇	一・〇〇

日本施行メートル法(要項)

長(長さ) 1メートル = 100センチメートル = 1000ミリメートル

面積(面積) 1平方メートル = 100平方センチメートル = 10000平方センチメートル

容積(容積) 1立方メートル = 1000立方センチメートル = 1000000立方センチメートル

重量(重量) 1キログラム = 1000グラム = 1000000ミリグラム

基本(基本) 1キログラム = 1000グラム = 1000000ミリグラム

海事年譜

(海事主要抄録)

(註一) 印ヲ附セルハ外國記録

年號	年	月	西洋紀元	事	項
紀元前	一	五	前六五	神武天皇日向を發し海路東征の途に就き給ふ (甲寅の歲)	
紀元	元	二	六〇	戊午の歲天皇吉備國高島宮を出で舟帥東し舳艫相接して河内白眉の津に着き給ふ、史上傳ふる艦隊の始なり	
	癸		六四	神武天皇即位	
	丙		六〇	〔フィニシヤの一船長ジラルタルを越え阿弗利加を一週して紅海に入る〕	
	三		六〇	〔マツシリア港建設せらる今の馬耳塞港であつて現存せる世界最古の商港とさる〕	
	三		三三	〔埃及亞歷山港建設さる〕	
	六		五	〔羅馬のジュリアス・シーザー英國及白耳義を侵す〕	
	七		三	崇神天皇の六十五年任那國使蘇那曷叱智來朝す	
	三		三	〔ロンドン港建設さる〕	
	八		〇	神功皇后三韓親征	
	六		〇	新羅良船匠を貢す	
	六		〇	使を吳に遣はし縫工女を求む	
	七		五	〔白耳義安土府港誌始めて文書に現はる〕	

【海事年譜】

【海事年譜】

延元	六	一三四	足利直義天龍寺船二隻を以て元と貿易を始む
正平	五	一五〇	倭寇始めて起る
	二	一三七	元使倭寇の難を訴ふ
文中	二	一三七	明王修好使を日本に遣はし書を足利義満に致す
天授	五	一三七	〔佛人ド・ウィツク時計製造に成功す〕
應永	元	一三九	〔葡萄牙の航海獎勵王子ヘンリー・ザ・ナビゲーター生る〕
	八	一四〇	八幡船起る。倭寇滋し
	九	一四二	足利義満明使を引見す
	六	一四三	南蠻使若狹に来る
文明	同	一四〇	〔葡萄牙マデイラ、カナリーの二島をさる〕
明應	元	一四七	〔平面海圖及羅針盤始めて航海に用ひらる〕
	六	一四九	〔バーソロミユ・ド・チアツ喜望峯を發見す〕
	八	一四九	〔クリストフ・コロムブス亞米利加を發見す（八月三日サンタマリア號、ヒンタ號ニナ號の三隻西班牙ボロス港を解纜す）〕
	同	一四九	〔ヴァスコ・ダ・ガマ喜望峯を迂回して印度カルカッタに至り印度航路を開拓す〕
	八	一四九	〔伊太利人ジョン・カボット英王ヘンリー八世の命により北米探險に上り加奈陀東端ブレトン岬を發見す〕
	八	一四九	西班牙人アメリカ・ヴェスバツチ米大陸沿岸を航し亞米利加の名を生ず

【海事年譜】

天文	二	一五三	〔西班牙人ヴィンセント・ヤーネーツ・ピンツオン伯刺西爾を發見す〕
	三	一五四	〔葡萄牙人フェルナンド・ヘルナンデス・コルドヴァ墨西哥を發見す〕
	四	一五五	〔葡萄牙人エルナンド・マガリエンス世界最初の周航をなし南米南端の海峽をマゼラン海峽と名く〕
永正	三	一五六	〔西班牙人フランシスコ・ピツアロ秘露を攻暑してリマ市を建つ〕
	四	一五七	〔西班牙人北米カリフォルニアを發見す〕
	一	一五九	〔西班牙人シエテ・フルタード・ド・メンドーツア亞爾然丁ベノスアイレス港を建つ〕
	二	一五九	〔西班牙人ニコゴ・ド・アルマゲロ智利を發見し翌年同國人ジュアン・サーベドレイはヴァルパライソ港を建つ〕
	三	一五九	〔英王ヘンリー八世即位永久的英艦隊を建設す〕
	同	一五〇	〔葡人孟買に至り更にスマトラ島アチンに至る〕
	一	一五〇	〔葡人マラツカに植民地を開く〕
	二	一五二	〔英人セバスチアン・カボト加奈陀ハブソン灣に至る〕
	三	一五三	〔西班牙人ヴァスコ・ヌネーツ・バルボア巴奈馬ダリエン地峽を過りて太平洋を發見す〕
	四	一五五	足利幕府遣明船の勘合符を大内義興に奪取せしむ
	五	一五五	〔西班牙軍人フェルナンド・ヘルナンデス・コルドヴァ墨西哥を發見す〕

【海 事 年 譜】

三	一五三	葡萄牙人ヒント種子島に來り鐵砲を傳ふ
八	一五九	フランソア・ザビエー鹿兒島に來り布教を始む
七	一五〇	〔セキスタントの發明〕
元	一五〇	〔丁抹の星學者タイチヨ・ブラーへ獨立アウカスブルグに於て六分儀を發見す〕
元	一五〇	〔フランゲース(今の白耳義)地理學者ゼラール・ド・マーケーター漸増緯度海圖を創立す〕
二	一五六	〔エリサベス女皇即位、頻りに西班牙と戰爭して領土を爭奪す〕
四	一五〇	天主教徒初めて京都に入る
三	一五〇	〔英人ブールン初めてロク・ラインを航海に用ふ〕
元	一五〇	〔英海將サー・フランシス・ドレーク第二回目の世界周航を遂ぐ〕
五	一五七	英國船始めて平戸に來る
八	一六一	西班牙船始めて平戸に來る
九	一五二	大友宗麟、有馬晴信、大村純忠の諸大名使をローマに遣はす。日本人印度洋通航の最初なり
〇	一五五	〔英人ジョン・ダビス、ダビス海峡を發見す〕
三	一五六	〔サー・ウォルター・ラレー北米ヴァージニア州に英國植民地を開く〕
同	一五七	〔英將サー・フランシス・ドレーキ西班牙船を拿捕し印度通商の有利を知る〕
四	一五七	〔英將ワード卿英佛海峡に百二十九隻の西班牙無敵艦隊と戦ひて之を全滅す〕
五	一五八	
六		

文 祿

元

三

一五二

御朱印船始めて許さる

慶 長

三

四

一五六

豊臣秀吉朝鮮征伐の帥を起し兵船七百艘を醸す
和蘭船始めて豊後に漂着す

〃

〔獨星學者ヨハン・ケプラー潮汐の理法を發見す〕

〃

〔マーカトルのチャート出す〕

四

一五九

〔英國東印度會社設立せらる〕

〃

英人三浦按針、蘭人耶揚子等平戸に來り家康之を重用して西洋形船を造らしむ

五

一六〇

〔英國に於て保險に關する最初法律出す〕

〃

〔蘭人濠洲發見を主張す〕

六

一六〇

〔和蘭東印度會社設立さる〕

〃

〔サー・ウォルター・ラレー海上貿易論を著し和蘭船壓迫を論ず〕

七

一六〇

〔始めて蠶糸貿易の制を定め京都、堺、長崎に布く〕

八

一六〇

〔英人ウヰリアム・パロウエ航用羅針盤を完成す〕

〃

〔佛人サムエル・ドシャムブレン加奈陀クエベツク市を建つ〕

九

一六〇

〔英人ヘンリー・ハドソン加奈陀ハドソン灣に至る〕

〃

〔蘭人瓜哇の統治を創む〕

一〇

一六三

〔徳川家康葡、西兩國船の來泊を禁ず〕

〃

伊達政宗家臣支倉六右衛門常長を羅馬に遣はす

一四

一六四

〔蘭人ニウ・アムステルダム市(今の紐育)を建つ〕

【海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

元和	二	八	一六六	徳川幕府外國商船條例を制定す
			一六二〇	〔英人エドマンド・グンター對數表を航海術に應用す〕
			一六三三	〔中分緯度航海法發明さる〕
			一六三八	濱田彌兵衛臺灣和蘭總督公館を襲ひ總督の子を人質とす
			一六三〇	〔ハンザ同盟瓦解す〕
寛永	五	六	一六三〇	徳川家光軍艦天地丸を作り自ら指揮す
			一六三一	家光軍艦安宅丸を建造せしむ
			一六三二	家光第一鎖國令條目十七箇條を發布す
			一六三三	同じく第二鎖國令を發す
			一六三六	第三鎖國令を發す
			一六三九	〔佛人加奈陀ウ井レ・マリー市(モントリール)を建つ〕
			一六四二	〔和蘭航海者アベル・ヤンセン・タスマン、フイジ島を發見す〕
			一六四三	〔伊人エヴァンゲリスタ・トリセリー晴雨計を作る〕
			一六四六	〔佛人バスカル晴雨計の實驗をなす〕
正保	三	同	一六四六	〔英國外船排斥法を發布し外國船の英國及英領間貿易輸送を禁ず〕
慶安	四	同	一六五二	〔クロムウエル航海條例を發布して大に蘭船を壓迫す〕
			一六五二	〔英國戰爭起り英國海上優越權を確立す〕
			一六五二	〔佛國東印度會社設立し、英國の印度統治に抗爭す〕
明暦	八	同	一六六二	〔葡萄牙カザリン公女嫁資として孟買市を英王チャールス二世に讓る(一六六八

延寶	九	一〇	一六四〇	年英王之が統治を東印度會社に委ぬ
貞享	四	元	一六八二	〔英王チャールス二世航業特許法を發布し一層外船壓迫に努む〕
元祿	三	元	一六八二	〔佛王ルイナ四世海法オールドナンスジュマールを制定す〕
			一六八三	〔サー・アイザック・ニュートン潮汐の理法を完成す〕
			一六八八	〔タワー街にロイツ喫茶店開業〕
			一六九〇	〔露人モロスコ勘察加に至る(一六九七年露西亞其の領有を宣す)〕
			一六九二	〔英國ロイツ組合は事務所をロムバード街に移す(最初の事務所なるエドワード
			一六九三	ロイド喫茶店の位置及起原共に不明)〕
			一六九六	〔ロイツ新聞創設さる〕
			一七〇〇	〔最初の船渠リヴァプールに開業〕
			一七〇一	〔西班牙繼承戰爭起る。一七〇四年英國シブラルターを取り、一七一三年ユトレ
			一七〇一	ヒト條約により領有を確保す〕
			一七〇二	改訂日本全地圖成る
寶永	一	元	一七〇三	〔ヒーター大帝ペテルブルグ市を建つ〕
			一七〇三	〔米國船長アンドリユー・ロビンソンは細銳輕快の二檣スクーナーを作り造船設
			一七〇三	計上一時代を作る〕
			一七〇四	〔最初の蒸汽機關發明〕
正徳	一	一	一七〇五	徳川幕府長崎貿易新條令を定む
享保	一	一	一七〇五	伊豆下田を閉じ相模浦賀を開港す

【海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

五	一八六	間宮林藏樺太奥地に入る
九	一八三	〔英人ヘンリー・ベル外車汽船コメット號を作りグライド河上グラスコーとグリ ーノック間二十二哩を航行せしむ〕
一〇	一八三	伊能忠敬沿海實測地圖を完成す
一三	一八五	〔英國に於て外車汽船シテイー・オブ・コー號(五十噸)を作り倫敦李浦間を定期 航海せしむ(汽船航洋の始)〕
三	一八六	〔紐育にブラツクホール・ライン會社成り帆船を以て紐育李浦間の定期航海に從 事す之大西洋定期航海の最初なり〕
元	一八八	〔英國モンクランドにて鐵製解舟を製造す鐵船の最初とす〕
同	〃	蒸汽船大西洋最初の横斷
二	一八九	〔グラスゴー港にアラン・ライン會社設立せられ帆船英國加奈陀間定期航路を創 始し一八五六年より全部暗車汽船を用ふ〕
三	一九〇	〔英國の皇室天文協會創立〕
四	一九二	〔世界最初の鐵製汽船アローン・マンビー號英國ホースレーにて進水す〕
六	一九三	〔米國スワロー・テール・ライン會社の紐育倫敦定期航路開始さる〕
七	一九四	〔英國アパーソン會社設立され英濠航路開始さる〕
八	一九五	外國船打拂令を發す
同	〃	〔西班牙人ミトロウキツチ南米航路を開き太平洋上汽船航走の先驅をなす〕
同	〃	〔英國汽船エンタプライス號を建造し英印間汽船航路を開く〕

天保

九	一八六	〔英國航海條例を廢す〕
一〇	一八七	〔佛國政府其の沿岸航路に對して世界最初の郵便航送契約を結ぶ〕
二	一八九	〔英國汽船キユラソー號(三五〇噸)和蘭西印度間を航する事數次に及ぶ〕
元	一八〇	〔英政府李浦、ハリファクス、紐育間二週一回定期郵便航路を開く〕
四	一八三	〔加奈陀汽船ローヤル・ウヰリアム號加奈陀英國間を航す〕
七	一八六	〔オーストリア・ロイド會社設立、地中海南米間、地中海極東間航路を開く〕
同	〃	〔英人技師(歸化瑞典人)ジョン・エリクソン始めて暗車を英國軍艦に應用して成 功す〕
八	一八七	〔英國レアード造船所はゼネラル汽船會社の注文による鐵製汽船 レインボー號 (六〇〇噸)を進水す鐵製航洋汽船の最初とす〕
九	一八八	〔英船シリマス號(七〇〇噸)倫敦紐育間を十八日間にて航す〕
同	〃	〔英船グレート・ウエスタン號(一、三四〇噸)太平洋航路に従事す漸く此頃より 速力競争始まる〕
一〇	一八九	〔最初の暗車汽船アーキメデス號(二三七號)成る〕
同	〃	〔英國ローヤル・メール會社設立、三年後には年額十四萬磅の補助を受けて英國 西印度航路を開く。最初の所有汽船十四隻〕
同	〃	〔英人キャピテン・エリオット香港を取る(一八四一年南京條約にて領有確定)〕
二	一八〇	〔英國キユナード汽船會社設立。年額一萬一千磅の補助を受け李浦ハリファクス 間郵便航送を開始す〕

海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

同	〃	〔英國バシフィック汽船航業會社設立され(資本金二十五萬磅)英國南米西岸航路を開く〕
三	一八四三	〔彼阿會社東印度會社と對立して蘇士甲谷陀航路を開く〕
同	〃	〔ローヤル・メール會社英國南阿航路を開く〕
四	一八四三	〔世界最初の鐵製暗車汽船グレート・ブリアン號(二、九八四噸)進水間もなく愛蘭沿岸に擱坐し一冬其儘に放置翌年修繕し充分使用し得たるより鐵船の有利を實證したるにより有名なり〕
元	一八四四	佛國船硫球に来る
二	一八四四	〔米國郵便補助法制定〕
三	一八四四	米國軍艦浦賀に入る
四	一八四七	〔漢堡亞米利加汽船會社成る當時の所有船は帆船九隻なり〕
同	〃	〔米國政府紐育にコリンズライン會社を興さしめ毎航一萬九千餘弗を補助してキニナード汽船會社に對抗せしむ〕
元	一八四八	〔米國にバシフィック・メール會社設立資本金四十萬弗、マセラン經由紐育桑港航路を開く〕
二	一八四九	〔英國航海條例を全廢し全く自由貿易政策を取る〕
同	〃	〔英國ホルダー・ライン會社設立、英國南米間、英國東亞間航路を開く〕
三	一八五〇	〔英國李浦にインマールライン(リバープール・ニウヨーク・フワラデルフフキア汽船會社)設立、全部鐵製暗車汽船にして當時大西洋上のアルーリホンを獲得す〕

安 政

四	一八五一	〔佛國エム・エム會社設立、政府補助の下に地中海沿岸航路を開く〕
六	一八五三	米艦浦賀入津ベルリ提督來朝
同	〃	幕府大船製造の解禁令を發す
元	一八五四	ベルリ提督再渡來神奈川假條約、下田假條約を締結す
同	〃	西洋形船を始めて建造す
同	〃	幕府白地日の丸を以て日本船の旗章とするの令を布告す
同	〃	〔英國沿岸貿易を全く解放す〕
同	〃	〔英國バシフィック會社汽船ブランドン號成り聯成汽機の有利實證さる〕
同	〃	〔英國官營郵便航路を全廢す〕
同	〃	〔英佛對露クリミア戦争起り彼阿會社輸送役務に服す〕
二	一八五五	和蘭國王汽船一船を幕府に贈る、軍艦觀光丸にして本邦最初の所有汽船なり
同	〃	〔英印汽船會社設立、英濠間、英國東洋間航路を開く〕
同	〃	〔北獨ロイド會社設立、ブレイメン起點、北米南米西印度航路を開く〕
四	一八五七	幕府咸陽及朝陽の二汽船を購入す
同	〃	汽船蟠龍を購入す
同	〃	幕府大阪、兵庫、江戸、新潟四港の開港を豫約す
五	一八五八	幕府外國奉行を設置す
六	一八五九	横濱、長崎、函館の三港を假開港す
同	〃	〔英國技師二萬噸の外車汽船グレート・イースタン號を作る(四回大西洋を往復

【海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

二 一八七六 〔露國義勇艦隊組織成る〕
 同 一八七六 〔英國の海運集會所設立さる〕
 三 一八七九 高等海員試験免狀規則及水夫雇入雇止規則制定す
 同 一八七九 〔新西蘭ユニオン汽船會社のロトマハマ糖進水す鋼製航洋汽船の最初なり〕
 同 〃 函館商船學校設立
 同 〃 大阪商船學校設立
 同 〃 東京海上保險會社設立
 三 一八八〇 驛遞官設置
 同 〃 三菱會社神戸浦鹽航路開始
 同 〃 東京風帆船會社設立
 同 〃 日本海員救濟會設立
 同 〃 〔最初の双暗車船ノツチンケル號進水す(三、九二〇噸)〕
 同 一八八二 府立大阪商船學校設置
 同 〃 農商務省新設、遞信局移管
 同 〃 〔世界最初の航海獎勵法たる佛國一般補助法制定さる〕
 同 〃 大阪鐵工所設立
 五 一八八三 政府は三菱會社に船舶改良、兼業禁止の命令書を交附す
 同 〃 〔和蘭西印度郵船會社設立さる〕
 同 〃 東京商船學校設置

【海 事 年 譜】

同 〃 朝鮮京城の變起る
 同 〃 共同運輸會社設立(政府一部出資)
 同 一八八三 〔瑞典人ノルテンフェルス初めて潜水艇を作る〕
 同 〃 函館商船學校を公立す
 同 〃 〔瑞典人デ・ラバル、英人バーソン同時にスチーム・タービンを發明す〕
 同 〃 長崎に松尾鐵工所設立さる
 同 一八八四 船舶積量測定規則制定
 同 〃 〔キユナード社最初の鋼汽船ウンプリア號(八、〇〇〇噸)進水す〕
 同 〃 大阪商船會社設立、資本金百二十萬圓、船舶九十五隻(其の總噸數一萬餘噸を以て瀬戸内海の航海に従事す)
 同 〃 大阪に藤永田造船所設立さる
 同 〃 大型和船の建造を禁止す
 同 一八八五 日本郵船會社設立さる、郵便汽船三菱會社と共同運輸會社を合併せるもの資本金一千一百万圓(所有汽船五十八隻、六萬八千噸)にして政府は年八分配當を保證した
 同 〃 遞信省新設管船局設置
 同 一八八六 日本郵船會社長崎天津航路を開始す政府の補助金あり
 同 〃 政府兵庫造船所を川崎正藏に貸下ぐ
 三 一八八七 淺野總一郎資本金二十萬圓の淺野廻漕部を設立す

【海事年譜】

同	六	一	一九三	海運株式會社を設立オペレーター事業經營
同	〃	〃	〃	大藏省造船資金融通に對する補給利息支出案を議會に提案
同	〃	〃	〃	海事協同會は二十三日委員會を開き懸案中の海員標準給料制の臨時引下案を可決二月一日から實施
同	〃	〃	〃	笹子市川兩氏により村尾船渠を買収し浪花造船所を創立
同	〃	〃	〃	石原産業海運合資會社は月三回の瓜哇航路を開始
同	〃	〃	〃	逓信省は名古屋及四日市港水先區を指定した
同	〃	〃	〃	廿七日船舶測度法改正を公布
同	〃	〃	〃	失業海員救濟費四十五萬圓を議會通過
同	〃	〃	〃	郵商兩社ユニオン契約成立郵船は南米東岸航路商船はシヤトル航路の各廢止
同	〃	〃	〃	金華山、尻矢崎、鹽屋崎及野島崎無線羅針局を設置す
同	〃	〃	〃	ロイト協會提携の社團法人帝國船級協會設立開設(一日)
同	〃	〃	〃	十三日若槻内閣成立逓信政務次官に小池仁郎參與官に櫻井兵五郎就任
同	〃	〃	〃	石原産業粉霧炭船二隻建造を造船所へ註文
同	〃	〃	〃	陸軍省は徴兵法施行細則を改正し海員の寄港地検査制度を發布
同	〃	〃	〃	英國側四社の脱退で紐育同盟崩壊
同	〃	〃	〃	國際汽船は霧島丸型三隻の優秀船で郵船扱の下に紐育航路の支那日本寄港開始
同	〃	〃	〃	逓信次官今井田氏辭職大橋八郎氏就任

海事通覽

昭和五年七月以降昭和六年六月迄に於ける海事出來事中其主要事項を左に摘録す

七月

- 一、臨時産業審議會は二十八日總會を開き十八日第一號特別委員答申の造船業合理化を承認した
- 一、海事研究會は海運不況對策として占船整理案を決議し關係者當局へ稟申した
- 一、山下汽船は社員三十餘名の淘汰を斷行した
- 一、大阪船主會は最後の不況對策として海員給料減額を決議し船主協會に提出した
- 一、労働組合法案に對し阪神海事會は座談會を開く
- 一、懸案であつた無線技師の標準給料制が二十三日の協同會委員會で決定
- 一、海員の給料並に積立金不拂から大福汽船會社所有汽船青葉丸乗組員は本船を管理した
- 一、大阪商船は新造船機内丸を以て紐育急航線を開始
- 一、逓信省は土屋東京海事部長の辭職を始め三課長海

【海事通覽】

事部長以下事務官の大更迭あり

一、日本船主協會は十日理事會を開き(一)停繫船六ヶ月に及ぶ船舶の會費半額拂戻(二)海上八時間労働制を國際條約に實現するに反對(三)無線技士標準給料制成立の報告

八月

- 一、川崎造船所は第一次職工整理斷行
- 一、三菱造船所は臨時職工一千名を解雇横濱船渠も役付職工を淘汰した
- 一、英國キユナード汽船は世界最大汽船排水量七萬五千噸三十節船客四千人收容六千萬圓の建造費で愈決定を報す
- 一、大阪商船紐育航路新優良船機内丸二十五日の新記録横濱紐育を航海
- 一、石原産業は國際川崎兩社から六隻五萬噸を買収した
- 一、船主協會、海員協會及海員組合勞資三團體は十七日内務逓信兩省を訪問海運審議會設置を陳情
- 一、逓信省は當業者側の要望を參酌し遠洋航海補助案

【海 事 通 覧】

を決定

一、逓信省航空局は東京仙臺(青森線)線以下八線新航路を決定

一、三井造船所はエルツ舵を装置するため第三號船渠完成

一、米國から重量一萬噸型貨物船十隻の建造を船舶院代理店エベレット商會から三菱造船所へ引合

一、船主協會は繋船獎勵の趣旨から七萬圓の繋船費融資案を決定

一、村尾船渠は二十三日を以て愈閉鎖

一、アントワープに於て萬國海法會議第十七回開催松波博士が代表として出席

九 月

一、日本郵船は根本的配船整理の結果十六隻を繋船する事に決した

一、神戸市は艦觀式舉行記念のため海港博覽會を二十日から開場

一、浦賀船渠は社員三十九名を淘汰

十 月

一、樞密院は五日本會議を開き石炭夫年齢制限條約を可決

一、海員組合長濱田國太郎氏發起の許に計畫中の海員萬靈塔除幕式が五日神戸會下山公園に於て舉行

一、郵船は愈無配當案を可決監査役に宮崎清則氏當選

一、我海運界の功勞者淺野總一郎翁は九日長逝された

一、川崎汽船三浦理事逝去奥山義一氏理事に就任

一、郵船職別改正人員淘汰等件費大整理

一、郵船照國丸船長關根善作氏はロンドン港廳から「彰徳アルバム」を贈呈さる

一、三菱造船所は二千六百名の職工大整理を斷行した

一、太平洋西航同盟はステートラインの脱退で動搖起る

一、造船業統制小委員會案も合同案に決定

一、川崎造船所車輛工場は職工を整理し且月給六割五分拂ひのアイドルシステムを發表十二月一日から實施

十 二 月

一、二十日臨時海法令調査委員會最後會を開き報告

【海 事 通 覧】

一、六日から葡萄牙首府リスボン市に於て浮標及沿岸照明燈統一を目的とする航路標識會議開催さる

一、村尾汽船事業繼承の目的で三寶汽船設立(合資會社)

一、全國海運業聯盟は廿四五兩日大阪中央公會堂に於て開催さる

一、勞農政府から一萬噸級油槽船二隻の注文引合來る

一、産業審議會は製鐵業の統制に就て官民商工業の大合同案を正式に答申した

一、對米提供記念財團は材料として海事懸賞論文を募集

一、二十六日神戸沖に於て海軍特別大演習觀艦式が舉行された

一、朝鮮米輸送を中心に鮮航會設立

一、臨時海運調査會は二十日及二十九日開會され別項の答申案を可決

案を可決

十 一 月

一、臨時産業審議會は七日總會を開き製鐵業民營答申案を可決

書の審議決定

一、山下汽船退社の田中正之輔氏は太平洋海運の石田氏と共に資本金五十萬圓大同海運株式會社を設立した

一、臨時海運調査會の主旨に基き保險料合理化案を發表

一、川崎汽船は下關麗水間定航を二十日開始

一、遠洋航路補助案は大藏省の反對で立消

一、造船業改善委員會は十八日小委員會の合同案を答申した

六 年 一 月

一、日本海事檢定協會大阪出張所員六十六名同盟罷業を決定し我海運界最初のサラリーマン争議

一、新春に入り神戸港中心に二回の衝突事件續發衝突豫防善後策協議會を開き港則改正問題となる

一、山下東洋兩汽船會社の提携成り共同經營契約成立

一、大藏省は造船資金融通に對する補償利息(千五百萬圓融資)案を議會に提出

一、海事協同會は二十三日委員會を開催懸案問題であつた海員標準給料制臨時低下案を可決し二月一日よ

【海 事 通 覽】

り實施

一、製鐵業合同案十六日臨時特別委員會に設立具體案協議さる

一、海員協會は二十六日評議員選舉二十七日理事選舉を行ひ尾崎氏専務理事に就任陣容を新にした

一、神戸海上社長岡崎忠雄氏は神戸商工會議所會頭に當選

一、笹子市川兩氏は村尾船渠工場を買収し浪花造船所を創立

一、神戸港口に於て紫丸對海城丸湖北丸對長崎丸兩衝突事件續發から港灣施設に對する非難が問題となる

一、三井船舶部は二十五年以上勤続社員を淘汰幹部の大更迭を行ふ

二 月

一、逓信省は名古屋四日市兩港の水先區を指定し二月水先人試験を執行

一、世界繋船八百四十萬噸に増加を發表

一、尼崎汽船菊水丸對佛國船ホルトス號衝突船長以下三十七名の惨死を見るに至つた

一、石原産業は月三回の瓜哇航路を開始し南洋郵船

大阪商船及ジャバチャイナ三社同盟を向ふに廻し大競争戦を開始した

一、組合法案は船主側の意見不一致のため遂に提出見合

一、大阪商船は海上勤務者の航海手當減額を行ふ

一、逓信省はメートル法實施に伴ひ船舶のフート噸をメートル噸に改むる爲め船舶積量法改正に着手

一、神戸海運ダンス俱樂部開會式から大波紋を生じ大問題となる

三 月

一、船員失業保險法案は船主海員双方が強烈の反對を唱へたに拘らず内務省はこれを衆議院に提出したが遂に審議未了に終る

一、横濱船渠がライセンスを購入し苦心建造中であつた横濱MANアイゼル機關(三、六〇〇馬力)完成成績良好であつた

一、チャバンロイド協會設立計畫は遂に實現し五日逓信省はこれが設立を許可し十六日社団法人帝國船

級協會設立總會を開き成立

一、管船局船舶課長以下關係官の大更迭行はる

一、逓信省は失業海員救済費として四十五萬圓を議會の協賛を得た濱田海員組合長の努力奏功

一、郵船商船兩社は航路配船整理を中心とする根本的提携協約を締結し商船はシヤトル郵船は南米東岸各航路を撤去するに決した

一、二十七日船舶測度法改正發布

四 月

一、野島崎、塩屋崎、金華山及尻矢崎の四ヶ所に無線羅針局を設置し一日が事務開始

一、日本海員救済會大阪支部は七日中央公會堂に於て伏見總裁宮殿下の御臨場の下に有功賞特別會員章の授與式が執行された

一、大阪商船南阿航路は郵船南米航路廢止の結果南米迄延長發表

一、逓信省は十三日失業船員救済事業補助施設案發表
一、商船同志會日本海員組合併式は十日都竹氏立會の下に成立

【海 事 通 覽】

一、十三日若槻内閣成立政務次官小池仁郎參與官櫻井

兵五郎兩氏新任

一、エラマン汽船の脱退で歐洲極東同盟危機に陥る

一、郵船上海支店長木下昇平氏退職の結果支店長及副長級の異動

一、神戸海運業組合は役員改選の所評議員二三氏更迭の外正副組合長以下留任

五 月

一、北歐船主間に國際的繋船同盟計畫發表

一、日本海員組合總會は例により七日開催船内八時間制案以下十三件を議決

一、横濱船渠第二回造船職工淘汰

一、海員組合側から陳情中であつた海員徴兵検査特例は八日陸軍省から徴兵法施行令を改正し指定寄港地に於て受検制度を決定

一、港灣協會組合は六日から三日間大連市に於て開催
一、日本船主協會は廿八日神戸海運俱樂部に於て開催
十月二十日からゼネバに於て開催される國際労働事務局主催海事準備技術委員會提出の議案に就て質問

【海 事 通 覽】

書を政府に回附

一、紐育同盟は英國側四社の脱退に依り崩壊運賃オプ
ン制度となる

一、郵商ユニオンの主義により北日本近海郵船兩社も
提携を協定

一、川崎造船整理案具体化

六 月

一、海事協同會役員改選の結果郵船事務小松原定吉氏
會長に就任

一、川崎造船所は愈職工二千九百八十名の大淘汰を發
表

一、菊水丸對ホルトス號衝突審判に七名の補佐人立ち
未曾有の緊張裡に開廷審理の結果菊水丸の勝利決す

一、今井田次官の朝鮮政務總監榮轉の結果大橋八郎氏
次官に就任以下遞信局長の更迭發表

一、郵船歐洲航路は加奈陀太平洋汽船の優秀船に對抗
上横濱倫敦間四十八日の超特急計畫發表

一、海難通報規則を改正し七月一日から實施發表

一、山下國際川崎大同及三井五社間に海運協和會組織

さる

一、國際汽船は新造船を以つてマニラ紐育航路の日本
寄港開始の爲め郵船(荷物取扱)との協定成立

一、港灣協會は六日から三日間大連市に於て總會を開
催

一、神戸棧橋會社は社有船甲南丸の機關を改造しパワ
エルバツハ、エキゾースト、タービン附のカレンシフ
ロエンジンを設置した

一、船舶通報規則を改正し遭難通報制を新設し七月一
日から實施

一、遞信省告示千二百四十七號を以て東京灣水先區水
先人試験を行ふた

一、十五日から一週間鐵道省に於て歐亞連絡會議開催

法 例

索引

船舶法……………	三〇
同 施行細則……………	三〇
船舶積量測定法……………	三〇
同 規程……………	三〇
船舶滿載吃水線法……………	三一
同 施行細則……………	三一
船舶検査法……………	三一
同 施行細則……………	三一
船舶職員法……………	三二
同 施行細則……………	三二
船舶最低年齢法……………	三二
船舶職員法……………	三二
同 施行細則……………	三二
船舶職員試験規程……………	三九
船舶職業紹介法……………	三九
同 施行細則……………	三九
海事協同會規約……………	四〇
水先法……………	四〇
同 施行細則……………	四〇
海員懲戒法……………	四〇
海上衝突豫防法……………	四一
船舶通報規則……………	四一
開港港則……………	四一
海商法(第五編)……………	四六
船舶無線電信施設法……………	四八

法例拔萃

船舶法

第一條 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス

一、日本ノ官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶

二、日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶

三、日本ニ本店ヲ有スル商會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及ヒ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶

四、日本ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶

舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ニ在リテハ業務擔當社員ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶ヲ以テ日本船舶トス

第二條 日本船舶ニ非サレハ日本國旗ヲ掲クルコトヲ得ス

【法例拔萃】

第三條 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客運送ヲ爲スコトヲ得ス但法律若クハ條約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケンストルトキ又ハ主務大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ非ラス

第四條 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ申請スルコトヲ要ス

船籍港ヲ管轄スル管海官廳ハ他ノ管海官廳ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ囑託スルコトヲ得

外國ニ於テ取得シタル船舶ヲ外國各港ノ間ニ於テ航行セシムルトキハ船舶所有者ハ日本ノ領事又ハ貿易事務官ニ其船舶ノ積量ノ測定ヲ申請スルコトヲ得

第五條 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ爲シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス

前項ニ定メタル登録ヲナシタルトキハ管海官廳ハ船舶國籍證書ヲ交付スルコトヲ要ス

第七條 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ日本ノ國旗ヲ掲ケ且其名稱、船籍港、番號、積量、吃水ノ尺度

【法例 拔萃】

其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ得ス

第八條 日本船舶ノ名稱ハ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其積量ニ變更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遲滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ其船舶ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

第四條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 登録シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ變更ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 船舶國籍證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶國籍證書カ毀損シタルトキ亦同シ

第十二條 船舶國籍證書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス

第十三條 日本船舶カ外國ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船

船舶國籍證書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船長ハ其地ニ於テ假船國籍證書ヲ請受クルコトヲ得

日本船舶カ外國ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ假船國籍證書ヲ請受スルコトヲ得

第十四條 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解散セラレタルトキ又ハ日本ノ國籍ヲ喪失シ若クハ第二十條ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ爲シ且遲滞ナク船舶國籍證書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ爲ササルトキハ管海官廳ハ一ヶ月内ニ之ヲ爲スヘキコトヲ催告シ正當ノ理由ナクシテ尙其手續ヲ爲サ、ルトキハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得

第十五條 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官廳ノ所在地ニ於テ假船國籍證書ヲ請受クルコトヲ得

第十七條 外國ニ於テ交付スル假船國籍證書ノ有効期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

日本ニ於テ交付スル假船國籍證書ノ有効期間ハ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムテ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ假船國籍證書ヲ請受ケルコトヲ得

第二十條 前十六條ノ規定ハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶及ヒ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

第二十二條 日本船舶ニアラスシテ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハ船長ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其船舶ヲ沒收ス但シ捕獲ヲ避ケンテスル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハコノ限りニアラス日本船舶カ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ニアラスル旗章ヲ掲ケタルトキ又前項ニ同シ

第二十三條 第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長ニ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其

【法例 拔萃】

船舶ヲ沒收ス(以下罰則規定ハ省略)

第三十二條 管海官廳ノ事務ハ外國ニアリテハ日本ノ領事又ハ貿易事務官之ヲ行フ

船舶法施行細則

第一章 總則

第一條 本則ニ於テ船舶ノ種類ト稱スルハ汽船帆船ノ別ヲ謂フ

機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機關ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス

第二條 淺濶船ハ推進器ヲ有セサレハ之ヲ船舶ト看做サス

第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スヘシ

一、肋骨ヲ有スル船舶

二、機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶

三、日本型ニアラスル帆裝ヲ有スル船舶

前項ノ規定ニ該當セサル船舶ハ石數ヲ以テ積量ヲ表

【法例拔萃】

示スヘシ

第三條 船籍港ハ市町村ノ名稱ニ依ル但シ市制町村制ヲ施行セサル地方ニアリテハ市町村ニ準スヘキ區劃ノ名稱ニ依ル

船籍港トナスヘキ市町村及之ニ準スヘキ區劃ハ船舶ノ航行シ得ヘキ海面ニ接シタルモノニ限ル

第四條 左ノ場合ニ於テハ船舶國籍證書ノ受有前ト雖モ最寄管海官廳ノ認可ヲ受ケ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得

一、試運轉ノトキ

二、積量ノ測度ヲ受ケントスルトキ

三、正當ノ事由アルトキ

第二章 積量ノ測度

第八條 船舶法第四條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ測度ヲ申請セントスル者ハ附錄第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ提出スヘシ

管海官廳ニ於テ必要アリト認めタルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ證スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得

總噸數約五百噸以上ニシテ旅客ヲ搭載セントスル船

船ニ付テハ管海官廳ハ前項ノ書面ノ外向船體中心線

縱截面圖及各甲板平面圖ヲ差出サシムルコトヲ得

第八條ノ二 船舶法第九條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ

改測ヲ申請セントスル者ハ申請書ニ改測ヲ受ケントス

ル部分及改測ノ爲メ検査官吏ノ臨檢ヲ受ケントス

ル場所ヲ記載シ管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ

前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 積量ノ測度又ハ改測ハ船舶検査施行地ニ於テ

之ヲ行フ但シ船舶ノ構造、航路ノ狀況又ハ其他ノ事

由ニ依リ船舶ヲ検査施行地マテ航行セシムルコト能

ハサル場合ニ於テ管海官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ

此限リニ在ラス

外國ニ於テ積量ノ測度又ハ改測ヲ行フ場所ハ當該官

廳之ヲ指定ス

第十三條 外國ニ於テ船舶ノ積量ノ測度又ハ改測ヲ行

ヒタル場合ニアリテハ當該官廳ハ遲滞ナク船籍港ヲ

管轄スル管海官廳ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第十六條 國籍ヲ取得スル目的ヲ以テ内國ニ於テ製造

スル船舶ニ付テハ其竣工前ト雖モ最寄管海官廳ニ積

量ノ部分測度ヲ申請スルコトヲ得

第十條第十二條及第十二條ノ二第一項ノ規定ハ前項

ノ場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ船舶件名書ノ謄本ヲ申請者ニ交付スルトキハ同時ニ船舶積量測度表ノ謄本ヲ交付スヘシ

前二項ノ規定ニ依リ船舶件名書及船舶積量測度表ノ謄本ヲ受ケタル者第八條ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ該謄本ヲ申請書ニ添付スヘシ

第三章 船舶ノ登録

第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ爲スニハ申請書ニ登録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ管海官廳ニ差出スヘシ

第十七條ノ二 管海官廳ハ前條ノ申請書ヲ受ケタルト

キハ關係書類ヲ調査シ總噸數百噸以上ノ汽船及總噸數百噸以上ノ機關ヲ有スル帆船ニ在リテハ左ノ事項ヲ船舶原簿ニ登録ス

一、番號

二、信號符字

三、種類

四、船名

【法例拔萃】

五、籍港

六、甲板ノ層數

七、船質

八、帆船ノ帆裝

九、量噸甲板上ニ於テ船首材ノ前面ヨリ船尾材ノ後面ニ至ル長

十、船體最廣部ニ於テ肋骨ノ外面ヨリ外面ニ至ル幅

十一、長ノ中央ニ於テ龍骨ノ上面ヨリ舷側ニ於ケル

上甲板梁ノ上面ニ至ル深

十二、總噸數

上甲板下ノ噸數

上甲板上蔽圍シタル場所ノ噸數

船首樓ノ噸數

船橋樓ノ噸數

船尾樓ノ噸數

甲板室ノ噸數

艙口ノ超過噸數

機關室ノ噸數

其他ノ場所ノ噸數

十三、控除噸數

【法例 拔萃】

- 船員常用室ノ噸數
- 荷足水艙ノ噸數
- 機關室ノ噸數
- 帆船ノ帆庫ノ噸數
- 其他ノ場所ノ噸數
- 十四、登簿噸數
- 十五、汽機ノ種類及數
- 十六、推進器ノ種類及數
- 十七、造船地
- 十八、造船者
- 十九、進水ノ年月
- 二十、原名
- 二十一、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所及共有ナルトキハ共有者ノ持分
- キハ各共有者ノ持分
- 總噸數百噸未滿ノ汽船及前項ノ帆船以外ノ帆船ニシテ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スルモノニ在リテハ前項第一號乃至第十一號第十四號乃至第十七號第十九號乃至第二十一號ノ事項及左ノ事項ヲ登錄ス
- 一 總噸數
- 上甲板下ノ噸數

- 上甲板上蔽圍シタル場所ノ噸數
- 二、控除噸數
- 船員常用室ノ噸數
- 機關室ノ噸數
- 其他ノ場所ノ噸數
- 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ第一項第一號第三號乃至第五號第十七號第十九號乃至第二十一號ノ事項及左ノ事項ヲ登錄ス
- 一、船首ノ内面ヨリ船尾ノ内面ニ至ル船底水平ノ長
- 二、船體最廣部ニ於テ外板ノ内面ヨリ内面ニ至ル幅
- 三、腰當梁ノ中央ニ於テ其上面ヨリ船ノ上面ニ至ル深
- 四、積石數
- 第十九條 管海官廳ニ於テ船舶ノ名稱ノ變更ヲ許可スルハ左ノ場合ニ限ル
- 一、前所有者ノ氏名、名稱又ハ之ト同一ト認ムヘキ名稱ヲ有スル船舶ヲ取得シタルトキ
- 二、船舶ノ名稱ニ番號ヲ冠附シ又ハ冠附シタル番號ヲ變更若シクハ削除スルトキ
- 三、所有者ニ於テ船舶ノ名稱ノ爲ニ著シキ不便ヲ受

クルトキ

- 第二十條 甲管海官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙管海官廳ノ管轄區域内ニ變更スル場合ニハ甲管海官廳ニ變更ノ登錄ヲ申請スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ甲管海官廳ハ其船舶ニ關スル船舶原簿ノ謄本及其附屬書類ヲ乙管海官廳ニ移送シ該船舶原簿ヲ閉鎖ス
- 船舶原簿ノ謄本ニハ現存セル登錄ノミヲ謄寫ス
- 乙管海官廳ハ第二項ノ規定ニ依リ移送ヲ受ケタル謄本ニ依リ其船舶原簿ニ登錄ヲ移ス
- 第二十五條 船舶所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ申請書ニ變更ノ事實ヲ證スル登記ノ謄本、抄本又ハ登記濟證ヲ添付シテ變更ノ登錄ヲ申請スヘシ
- 前項ノ規定ハ船舶所有者ノ氏名若クハ名稱、住所又ハ共有者ノ持分ノ變更アリタル場合ニ之ヲ準用ス
- 第二十七條 船舶法第十四條第二項ノ規定ニ依リ抹消ノ登錄ヲ爲サントスル者ハ申請書ニ其事由ヲ記載シ抹消ノ登記ヲ爲シタルコトヲ證スル登記ノ謄本、抄本又ハ登記濟證ヲ添ヘ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ之ヲ差出スヘシ

【法例 拔萃】

- 第二十九條 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又利害ノ關係アル部分ニ限リ船舶原簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得
- 第四章 船舶國籍證書
- 第三十條 管海官廳ニ於テ第十七條ノ二ニ依リ船舶ノ登錄ヲ爲シタルトキハ附錄第三號書式ノ船舶國籍證書ヲ申請者ニ交付ス
- 第五章 國旗及船舶ノ表示
- 第四十三條 船舶ハ左ノ場合ニ於テ國旗ヲ後部ニ掲クヘシ
- 一、帝國軍艦ヨリ要求セラレタルトキ
- 二、帝國ノ燈臺又ハ海岸望樓ヨリ要求セラレタルトキ
- 三、外國ノ港ヲ出入スルトキ
- 四、外國貿易船帝國ノ港ヲ出入スルトキ
- 五、法例ニ別段ノ定メアルトキ
- 第四十四條 噸數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ表示スヘキ事項及其標示方法ハ左ノ如シ
- 一、船首兩舷ノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ所ニ船名及船籍港名ヲ四吋以上ノ國字ヲ以テ記スル事

【法例拔萃】

- 二、中央ノ船梁ニ船梁ノ番號、總噸數及登簿噸數ヲ彫刻シ又ハ其番號及噸數ヲ彫刻シタル板ヲ釘着スルコト
 - 三、船首及船尾ノ外部兩側面ニ於テ吃水ヲ示ス爲メ船底ヨリ最大吃水線以上ニ至ルマテ一呎毎ニ六吋ノ羅馬數字又ハ亞刺比亞數字ヲ以テ其尺度ヲ記シ數字ノ下端ハ其數字ノ表示セル吃水線ト一致セシムルコト
 - 四、登簿噸數ノ算定ニ付總噸數ヨリ控除シタル室及場所ニハ見易キ所ニ室名又ハ使用ノ目的ニ相當スル名稱ヲ記スコト
- 特殊ノ構造ヲ有スル爲メ前項ノ規定ニ依リ難キ船舶ニ付テハ検査官吏ノ相當ト認ムル方法ニ依リ前項ノ事項ヲ表スコトヲ得
- (第四十五條以下畧ス)
- 第六章 登録税
- 第四十八條 登録税法ノ規定ニ從ヒ登録税ヲ納付スルニハ左ノ區別ニ依リ相當ノ收入印紙ヲ貼用シタル登録納付書ヲ登録ノ申請書ニ添ヘテ差出スヘシ
- 一、第十七條ノ場合ニ於テハ登録税法第四條第一項

- 第一號
 - 二、船籍港以外ノ登録事項ノ變更ニ依リ登録ヲ爲ス場合ニ於テハ登録税法第四條第一項第四號
 - 三、第二十七條ノ場合ニ於テハ登録税法第四條第一項第三號
 - 四、船籍港變更ノ場合ニ於テハ登録税法第四條第一項第二號
- (第四十八條以下畧ス)

船舶積量測度法

(六年四月法律第六號ヲ改正)

- 第一條 船舶ノ積量ハ船舶ノ内法容積ヲ測度シ之ヲ定メ容積ノ單位ハ立方メートルトス
- 第二條 甲板一層又ハ二層ヲ備フル船舶ニ在リテハ上甲板ヲ、三層以上ヲ備フル船舶ニ在リテハ最下層甲板ヨリ第二層ニ在ル甲板ヲ測度甲板トス
- 第三條 甲板一層又ハ二層ヲ備フル船舶ニ在リテハ量噸甲板下ノ噸數ニ量噸甲板上各甲板間ノ噸數及上甲板上圍蔽シタル場所ノ噸數ヲ加ヘタルモノヲ總噸數トス但シ左ニ掲クル場所ニシテ上甲板上ニ在ルモノ

ノ噸數ハ之ヲ總噸數ニ算入セス

- 一、操舵機具、繫船機具、揚錨機具及主機關ト連結セサル副汽罐副汽機ニ供用セラルル場所
 - 二、機關室、操舵室、艙室及出入口室
 - 三、採光通風ニ要スル場所及便所
 - 四、主務大臣ニ於テ船舶ノ安全、衛生又ハ利用上前項ニ掲クル機關室ノ噸數ハ船舶所有者ノ申請アリタル場合ニ於テ主務大臣之ヲ相當ト認ムルトキハ其全部又ハ一部ヲ總噸數ニ算入スルコトヲ得
- 甲板ヲ備ヘサル船舶ニ在リテハ舷端以下ノ噸數ニ舷端以上圍蔽シタル場所ノ噸數ヲ加ヘタルモノヲ總噸數トス
- 第四條 總積量ヨリ左ニ掲クル場所ノ積量ヲ控除シタルモノヲ純積量トス但シ總噸數ニ算入セサル場所ノ噸數ハ之ヲ控除セス
- 一、船員常用室及海圖室
 - 二、荷足水艙
 - 三、機關室
 - 四、操舵機具、繫船機具、揚錨機具及主唧筒ト連結

シタル副汽罐副汽機ニ供用セラル、場所

- 五、水夫長倉庫
 - 六、帆船ノ帆庫
 - 七、主務大臣ニ於テ船舶ノ安全、衛生又ハ利用上前各號ニ掲クルモノニ準スヘキモノト認ムル所
- 第六條 純積量ノ算定ニ付機關室ノ積量トシテ總積量數ヨリ控除スヘキ積量ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ定ム
- 一、螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量カ總積量ノ百分ノ十三ヲ超エ百分ノ二十未滿ナルトキハ總積量ノ百分ノ三十二、外車ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量カ總積量ノ百分ノ二十ヲ超エ百分ノ三十未滿ナルトキハ總積量ノ百分ノ三十七
 - 二、前號ニ該當セサル場合ニ於テハ螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量ニ其ノ四分ノ三外車ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量ニ其ノ二分ノ一ヲ加ヘタルモノ但シ船舶所有者ノ申請アリタル場合ニ於テ主務大臣之ヲ相當ト認ムルトキハ前號ノ割合ニ依ルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ算定シタル噸數カ登簿噸數ノ算定

【法例拔萃】

【法例拔萃】

ニ付總噸數ヨリ控除スヘキ機關室以外ノ場所ノ噸數ヲ總噸數ヨリ減シタル噸數ノ百分ノ五十五ヲ超ユルトキハ之ヲ百分ノ五十五ニ止ム

第七條 純積量ノ算定ニ付總積量ヨリ控除スヘキ帆庫ノ積量カ總積量ノ百分ノ二十五ヲ超ユルトキハ之ヲ百分ノ二十五ニ止ム

第八條 總積量又ハ純積量ヲ噸(三百五十三分ノ千立方メートル)ヲ以テ表シタルモノヲ夫々總噸數又ハ純噸數トス

第九條 積量測定ノ方法ハ主務大臣之ヲ定ム

〔參考〕 船舶積量測定法互認國(英、米、丁、獨、瑞、露蘭ノ諸國)

第九條ノ二 主務大臣ハ長二十メートル未滿ノ船舶ノ積量ノ測定ニ付第二條乃至第七條ノ規定ニ拘ラス別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(第二條から第六條迄削除)

船舶積量測定規定

第一條 長、幅、深、高及厚ヲ測定スルニハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ呎ヲ以テ單位トシ

石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ尺ヲ以テ單位トシ單位以下ハ二位ニ止メ三位以下ハ四捨五入スヘシ但分長點及分深點ノ間隔ヲ算定スルニハ單位下ハ三位ニ止メ四位以下ハ四捨五入スヘシ

面積、容積及噸數ヲ算定スルニハ單位下ハ二位ニ止メ三位以下ハ四捨五入シ石數ハ算定スルニハ單位ニ止メ單位下ハ四捨五入スヘシ

第二條 量噸甲板ノ長ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一、甲板ヲ備フル船舶ニ在リテハ中心線ニ於テ量噸甲板上ニ沿ヒ船首内張板ノ内面ヨリ船尾内張板ノ内面ニ至ル距離ヲ測リ之ヨリ船首ニ於テハ甲板ノ厚ニ從ヒ船首材ノ傾斜ニ對スル甲板ノ長ヲ減シ、船尾ニ於テハ甲板ノ厚ニ終尾船梁矢ノ三分ノ一ヲ加ヘタルモノニ從ヒ船尾肋骨ノ傾斜ニ對スル甲板ノ長ヲ減シタルモノ
- 二、甲板ヲ備ヘサル船舶ニ在リテハ舷側板ノ上面ニ於テ中心線ニテ船首内張板ノ内面ヨリ船尾内張板

ノ内面ニ至ル距離

第三條 分長點ト稱スルハ量噸甲板ノ長ヲ左表ニ依リ等分シタル點及首尾兩端ノ點ヲ謂フ

量噸甲板ノ長	等分數
五十呎以下	四
五十呎ヲ超エ百二十呎以下	六
百八十呎ヲ超エ二百十呎以下	八
百八十呎ヲ超エ二百二十呎以下	十
二百二十五呎ヲ超ユルモノ	十二

第五條 分深點ト稱スルハ量噸甲板ノ長ノ中央ニ於ケル分長點ノ深ニ應シ左表ニ依リ各分長點ノ深ヲ等分シタル點及上下兩端ノ點ヲ謂フ

量噸甲板ノ長	等分數
ノ中央ニ於ケル分長點ノ深	二重底内底板カ 凹面ナルトキ 其他ノ場合
十六呎以下	五
十六呎ヲ超ユルモノ	七
副分深點ト稱スルハ二重底内底板カ凹面ナル場合ニ於テ最下ノ分深點間隔ヲ四等分シタル點ヲ謂フ	六

【法例拔萃】

船舶滿載吃水線法

第一條 日本船舶ハ左ニ掲クルモノヲ除クノ外本法ニ依リ滿載吃水線ノ指定ヲ受ケ之ヲ標示スヘシ

- 一、船舶検査法第一條各號ニ掲クル船舶
- 二、沿海航路又ハ平水航路ヲ航路限定トスル船舶
- 三、總噸數百噸未滿ニシテ近海航路ヲ航路限定トスル帆船
- 四、漁獲、曳船、海難救助、淺濶又ハ測量ニノミ從事スル船舶其他主務大臣ニ於テ特ニ滿載吃水線ヲ標示スル必要ナシト認メタル船舶

第二條 滿載吃水線ノ指定ハ主務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ヲ滿載吃水線ノ標示ヲ要スル船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ之ヲ受クヘシ
本法施行地ニ於テ製造スル船舶ハ製造中ト雖モ滿載吃水線ノ指定ヲ受クルコトヲ得

第四條 滿載吃水線ノ指定ヲ受ケ之ヲ標示シタル船舶ニハ船舶滿載吃水線證書ヲ交付ス

第九條 主務大臣ノ認定シタル船級協會ニ於テ本法及本法ニ基ク規程ニ準據シ滿載吃水線ヲ指定シ船舶滿

【法例拔萃】

載吃水線證書ヲ發給シタルトキハ其ノ證書及之ニ相當スル滿載吃水線ノ標示ハ之ヲ本法ニ依リタルモノト看做ス

第十二條 主務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶滿載吃水線證書ヲ受ケサル船舶ヲ航行ノ用ニ供シ又ハ滿載吃水線ヲ超ユル吃水ヲ以テ航行シ若シクハ航行セントスルトキハ船長又ハ之ニ代リテ其職務ヲ行フ者ヲ百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

船舶滿載吃水線法施行細則

第一條 水先案内船及石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ハ滿載吃水線ヲ標示スルコトヲ要セス
第二條 滿載吃水線ヲ標示シタル船舶カ修繕、自然衰耗其他ノ事由ニ依リ滿載吃水線ヲ變更スヘキ必要ヲ生シタルトキハ再指定ヲ受クヘシ
第三條 船舶滿載吃水線規程ニ掲クル冬期季節ノ航海又ハ熱帶若ハ冬期北大西洋ノ航路ノ航海ヲ爲ス船舶ハ淡水中ニ於テハ同規定ニ依リ限度迄當該季節又ハ航路ノ海水ニ對スル滿載吃水線ヲ超ユル吃水ヲ以テ

航行スルコトヲ得

第四條 汽船ハ河川又ハ内海ニ於テハ滿載吃水線ノ標示又ハ前條ノ限度ニ相當スル吃水線ヲ超エ外海ニ達スル迄ニ消費スヘキ燃料ト同一重量ノ旅客又ハ貨物ヲ積載シタル吃水ヲ以テ航行スルコトヲ得
前項ノ内海ハ日本ニ於テハ船舶検査法施行細則ニ定ムル沿海航路ノ區域内トス

第五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ船舶滿載吃水線證書ヲ受ケサル船舶ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得
一、船舶検査法施行細則第三十二條第一項第二號乃至第四號第七號及第八號並第三十三條ニ該當スルトキ

二、船舶滿載吃水線法第一條各號ノ船舶カ船舶検査施行地外ニ於テ滿載吃水線ノ指定ヲ受クヘキモノト爲リタル場合ニ於テ指定ヲ受クル爲之ヲ検査執行地迄回航セシムルトキ

三、滿載吃水線ノ一部ノ指定ヲ受ケタル船舶ヲ殘餘ノ指定ヲ受クル爲工場所在地又ハ検査執行地迄回航セシムルトキ
四、第十八條ノ規定ニ依リ指定ノ引繼又ハ囑託ヲ爲

ス場合ニ於テ他ノ管海官廳ノ管轄區域内迄船舶ヲ回航セシメ且囑託ノ場合ニ於テハ囑託ヲ爲シタル管轄區域内迄更ニ回航セシムルトキ
五、第二十八條ノ規定ニ依リ船舶滿載吃水線證書ノ再交付ヲ申請シ未タ其ノ交付ヲ受サル時
六、正當ノ事由ニ依リ管海官廳ノ許可ヲ受ケタル時
〔參考〕
船級協會(帝國海事協會、ロイト船級協會)
滿載吃水線互認國(蘭、英、澳、白、獨、佛)

船舶検査法

第一條 日本船舶ハ左ニ記載スルモノヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ検査ヲ受クヘシ
一、總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ帆船
二、端舟其ノ他槽權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ槽權ヲ以テ運轉スル舟
三、倉庫船、繫留船
四、平水航路ノミヲ航行スル帆船
第二條 (削除)

【法例拔萃】

第三條 船舶ノ検査ハ船舶ノ日本船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ、其ノ航行期間滿了ノトキ及航行期間内特ニ必要アルトキ之ヲ行フ
日本ノ國籍ヲ取得スル目的ヲ以テ日本ニ於テ製造スル船舶ノ所有者ハ其ノ製造中ト雖モ一部ノ検査ヲ申請スルコトヲ得

第四條 船舶ノ航行期間ハ汽船ニ在テハ三箇月以上一箇年以内、帆船ニ在テハ六箇月以上三箇年以内トス
第五條 船舶ノ検査ハ其ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳之ヲ行フ
遞信大臣ハ必要ト認ムル場合ニ限り前項ノ規定ニ依ラス特ニ検査官吏ヲ指定シテ船舶ノ検査ヲ行ハシムルコトヲ得

第六條 検査官吏船舶ヲ検査シ遞信大臣ノ定ムル検査規定ニ適合スルモノト認ムルトキハ本船ノ航路定限旅客定員、汽壓制限及航行期間ヲ定メ管轄官廳ヨリ船舶検査證書ヲ交付スヘシ

第七條 検査ヲ受ケタル船舶ノ所有者又ハ船長ニ於テ船舶検査證書ノ受有前ニ船舶ヲ航行ノ用ニ供セムト

【法例 拔萃】

スルトキハ検査官吏ハ其ノ申請ニ依リ假證書ヲ交付シテ之ヲ許可スルコトヲ得
第八條 検査官吏ハ何時ニテモ船舶ニ臨視シ若特ニ検査ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ航行ヲ停止スルコトヲ得

(第九條以下略ス)

船舶検査法施行細則

第一條 本則ノ規定ハ特ニ明文アル場合ヲ除ク外外國船舶検査規則ノ規定ニ依リ検査ヲ行フヘキ外國船舶ニモ亦之ヲ適用ス
第二條 本則ニ於テ船舶ト稱スルハ前條ニ掲ケタル外國船舶ヲモ包含ス
本則ニ於テ旅客船ト稱スルハ十二人ヲ超ユル旅客定員ヲ有スル船舶ヲ謂フ
本則ニ於テ漁船ト稱スルハ漁獵ノミニ從事スル船舶及ヒ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物又ハ其他製品ヲ運搬スル船舶ヲ謂フ
本則ニ於テ移民船ト稱スルハ日本ノ港ニ於テ移住民

若ハ三等旅客五十人以上又ハ移住民及三等旅客ヲ併セ五十人以上ヲ搭載シ近海航路外ノ港又ハ別ニ定ムル地方ニ運送セントスル船舶ヲ謂フ
外國船舶検査規則第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第二條ノ二 關東州船舶特種検査規則ノ規定ニ依リ検査ヲ受ケタル船舶ハ船舶検査法ニ定ムル検査ヲ受ケタルモノト看做ス
關東州船舶特種検査規則ノ規定ニ依リ交付セラレタル證書ヲ有スル船舶ハ其ノ證書ノ有効期間内ニ限り船舶検査法及本則ニ定ムル證書ヲ受有セスシテ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得

第三條 船舶ノ検査ヲ分チテ左ノ四種トス
一、特別検査
二、定期検査
三、臨時検査
四、移民船検査總噸數三十噸未滿又ハ積石數三百石未滿ノ帆船及淺濠船ニ對シテハ前項第一號ノ検査ヲ行ハス

第四條 初メテ特別検査ヲ行フヘキ場合ハ左ノ如シ

- 一、日本船舶ヲ初メテ航行ノ用ニ供セントスルトキ
- 二、船舶検査法第十七條第一號若ハ二號ニ揚クル外國船舶ヲ同號ノ航路ニ使用シタルトキ
- 三、船舶検査法第一條各號ノ船舶カ同法ノ規定ニ依リ検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ
- 四、前條第二項ニ掲ケタル船舶カ特別検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ船舶検査法第三條第二項ノ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於ケル特別検査ノ一部ヲ行フ
第五條 管海官廳ハ進水後二年ヲ經過セサル船舶ノ特別検査ヲ第一回定期検査ニ於テ定メラレタル航行期間滿了マテ猶豫スルコトヲ得

第三條第二項ニ掲ケタル船舶カ特別検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキハ管海官廳ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り該船舶ノ現ニ有スル航行期間滿了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條ノ二 船舶検査法ノ船定ニ依リ特別検査ヲ受ケタル船舶カ検査ヲ受クルコトヲ要セサルモノト爲リ

【法例 拔萃】

タル後再ヒ検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキハ管海官廳ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り前ニ受ケタル特別検査ノ有効期間滿了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

特別検査ヲ受ケタル船舶第三條第二項ニ掲ケタル船舶トナリタル後再ヒ特別検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ又ハ特別検査ヲ受ケタル船舶カ國籍ヲ變更シタルモ引續キ船舶検査法ノ適用ヲ受クヘキトキ亦前項ニ同シ

第五條ノ三 旅客船ニ非サル船舶ニシテ遞信大臣ノ認可シタル船級協會ニ於テ船舶検査法ノ規定ニ依ル特別検査ト同一程度ノ検査ヲ受ケタルモノハ管海官廳ニ於テ差支ヘナシト認ムル場合ニ限り其ノ有効期間滿了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

船舶検査法第十七條第一號ニ掲ケタル外國船舶ニシテ其ノ所屬國政府ノ特別検査又ハ遞信大臣ニ於テ相當ト認ムル船級協會ノ特別検査ヲ受ケタルモノハ管海官廳ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り其ノ有効期間滿了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

【法例 拔萃】

第七條 特別検査ハ其ノ有効期間内ト雖モ船舶所有者
船舶管理人又ハ船舶借入人ヨリ申請アルトキハ其ノ
期間ヲ繰上ケ之ヲ行フコトヲ得

第八條 定期検査ハ船舶ノ航行期間ヲ定メントスルト
キ之ヲ行フ

前項ノ規定ハ船舶カ其航行期間内ニ定期検査ヲ受ケ
ントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ定期検査ノ繰上ヲ認可シタルトキ
ハ船舶ノ航行期間ハ其滿了前ト雖モ滿了シタルモノ
ト看做ス

第九條 臨時検査ヲ行フヘキ場合ハ左ノ如シ

一、船舶検査法第三條第一項ノ規定ニ依リ検査官吏

ニ於テ検査ヲ爲スノ必要アリト認めタルトキ

二、第三十四條、第五十六條、第六十三條、第六十

四條若ハ第七十一條第三項ノ規定ニ依リ申請、第

六十六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ請求又ハ第七十

五條ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ於テ管海官

廳力検査ヲ爲スノ必要アリト認めタルトキ

第十四條 船舶検査申請書ニハ本則ニ別段ノ規定アル

場合ヲ除ク外左ニ掲クル事項ヲ記載シ申請人之ニ署
名捺印スヘシ

一、船舶ノ種類、名稱及ヒ總噸數若クハ積石數

二、所有者ノ住所氏名若クハ名稱

三、船籍港

四、船長ノ氏名及ヒ其ノ海技免狀ノ種類

五、航行セントスル航路

六、業務種類(漁船ニアリテハ)

七、検査ヲ受ケントスル期日及ヒ場所

八、検査ノ種類及其ノ申請ノ事由

第十五條 船舶検査法第三條第二項ノ規定ニ依リ製造

中ノ船舶ノ検査ヲ申請セントスルトキハ船舶所有者

ハ申請書、製造仕様書及ヒ圖面ヲ製造地ヲ管轄スル

管海官廳ニ差出スヘシ但シ石數ヲ以テ積量ヲ表示ス

ル船舶ハ圖面ヲ差出スヲ要セス

前項ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載シ申請人署

名捺印シ船舶所有者ト製造者ト異ナル場合ニ於テハ

之ヲ連署スヘシ

一、船舶ノ種類及ヒ豫定ノ資格

二、外板及ヒ船骨ノ材料

三、計畫積量

四、計畫汽壓

五、計畫實馬力

六、汽機ノ種類及ヒ數

七、汽罐ノ種類及ヒ數

八、推進器ノ種類及ヒ數

九、使用ノ目的

十、使用ノ航路

十一、製造所ノ名稱及ヒ所在地

十二、擔任技師ノ氏名

十三、起工ノ年月

圖面ハ左ノ七種ニ分チ寸法ヲ附記スヘシ

一、船體中央線縱截面圖

二、船體中心線縱截面圖

三、甲板平面圖

四、汽機縱截面圖

五、汽機縱截面圖

六、汽罐縱截面圖

【法例 拔萃】

七、汽罐縱截面圖

第十七條 船舶ノ検査ハ船舶検査執行地ニ於テ之ヲ行

フ但シ申請人検査執行地ニ於テ検査ヲ受クルコト能

ハサル事由ヲ説明シタルトキハ検査執行地外ニ於テ

検査ヲ受クルコトヲ得

第二十一條 検査官吏検査ノ爲メ船舶ニ臨檢シタルト

キハ船長ハ船舶國籍證書若ハ假船舶國籍證書、登簿

船免狀、船鑑札又ハ船舶検査證書、假證書、船舶職

員ノ海技免狀、海員名簿、屬具目錄、航海日誌、旅

客名簿其ノ他検査ニ必要ナル書類ヲ其ノ檢閱ニ供ス

ヘシ

第二十四條 検査官吏検査ヲ行フニ當リ必要ナリト認

ムルトキハ検査ヲ結了スルマテ船舶検査證書、假證

書、適航證書、回航認可證書又ハ臨時旅客定員證書

ヲ領置スルコトヲ得

第二十六條 船舶検査證書ヲ分チテ甲乙ノ二種トス

甲種船舶検査證書ハ定期検査ヲ行ヒタル時又ハ該證

書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキ之ヲ交付

シ乙種船舶検査證書ハ移民船検査ヲ行ヒタルトキ之

【法例 拔萃】

ヲ交付ス
漁船ニハ甲種船舶検査證書ニ代ヘテ漁船検査證書ヲ
交付ス

第三十二條 左ニ掲クル場合ニ於テハ船舶検査證書又
ハ假證書ヲ受有セスシテ船舶ヲ航行ノ用ニ供スルコ
トヲ得

一、船舶カ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ適航證書
ヲ受有スルトキ

二、船舶検査執行地外ニ於テ製造セラレ若ハ國籍ヲ
取得シ其ノ他検査ヲ受クヘキモノト爲リタル船舶
ヲ船籍港マテ回航セシメ又ハ検査ヲ受クル爲メ該
船舶ヲ最寄管海官廳所在地若ハ検査執行地マテ回
航セシムルトキ

三、船舶法施行細則第四條各號ニ該當スルトキ

四、内地ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ臺灣汽船検査
規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノカ其ノ検査證書有
効期間内ニ於テ内地ノ目的港マテ回航スルトキ

五、内地ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ本則ノ規定ニ
依リ特別検査ヲ受ケ且臺灣汽船検査規則ニ依リ檢

査ヲ受ケタルモノカ其ノ検査證書ノ有効期間内ニ

於テ内地各港間、内地ト臺灣トノ間又ハ内地ト外
國トノ間ヲ航行セントスルトキ

六、臺灣ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ本則ノ規定ニ
依リ特別検査ヲ受ケ且臺灣汽船検査規則ニ依リ檢
査ヲ受ケタルモノカ其ノ検査證書ノ有効期間内ニ
於テ船舶検査法第十七條ノ場合ニ該當スルトキ

七、管海官廳ノ認可ヲ受ケ倉庫船又ハ繫留船ノ繫留
地ヲ變更スル爲メ之ヲ回航セシムルトキ

八、管海官廳ノ認可ヲ受ケ朝鮮、臺灣、樺太又ハ外
國ノ沿岸又ハ其ノ湖川港内ニ使用スル目的ヲ以テ
船舶ヲ其ノ目的地マテ回航セシムルトキ

前項第二號、第三號、第七號又ハ第八號ノ場合ニハ
船舶ニ旅客又ハ貨物ヲ搭載スルコトヲ得ス

第一項第五號又ハ第六號ノ船舶カ旅客船ナル場合ニ
於テ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ旅客及ヒ旅
客室ニ關スル設備ヲ検査シ本則及ヒ船舶検査規程ノ
規定ニ依ラシムルコトヲ得

第三十四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ最寄管海官廳ニ

ルトキ

七、航行期間滿了シタル場合又ハ航海ノ途中航行期
間滿了スヘキ場合ニ於テ検査ヲ受クル爲メ船舶ヲ

航路定限内ノ検査執行地マテ回航セシムルトキ

八、航路定限外ノ地ニ在ル船舶ヲ航路定限内マテ回
航セシムルトキ

九、航路定限變更ノ爲メ船舶ヲ航路定限外ニ回航セ
シムルトキ

十、海難救助其ノ他管海官廳ニ於テ已ムヲ得サル事
由アルモノト認ムル場合ニ限リ一時船舶ヲ航路定
限外ニ回航シ再ヒ航路定限内ニ回航セシムルトキ

第三十六條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ外國ヨリ歸航ノ途
中ニ在ル船舶カ内地以外ノ地ニ於テ航行期間滿了シ
タル場合又ハ航海ノ途中航行期間滿了スヘキ場合ニ
於テ之ヲ内地ノ到達港マテ回航セントスルトキハ船
長ハ外國ニ在リテハ最寄帝國領事ニ其ノ他ノ地方ニ
在リテハ當該管海官廳ニ其ノ認可申請ヲスヘシ但シ
外國ニ在リテハ相當ノ技能ヲ有スル者ニ於テ船舶ノ
航海ニ適スル旨ヲ證シタル書面ヲ申請書ニ添附スル

申請シ其ノ認可ヲ受ケ船舶検査證書又ハ假證書ニ記
載スル航路定限又ハ航行期間ヲ超エテ船舶ヲ航行ノ
用ニ供スルコトヲ得

一、日本船舶ヲ所有スルコトヲ得サル者ニ船舶ヲ讓
渡スル目的ヲ以テ之ヲ朝鮮臺灣樺太又ハ外國マテ
回航セシムルトキ

三、臺灣ニ船籍港ヲ變更スル爲メ船舶ヲ該島マテ回
航セシムルトキ

四、船體若ハ機關ノ要部又ハ重要ナル屬具ヲ修繕ス
ル爲メ工場所在地マテ且工場所在地ヨリ検査執行
地マテ船舶ヲ回航セシムルトキ

四ノ二、管海官廳所在地外ノ場所ニ於テ一部ノ検査
ヲ受ケタル船舶ヲ殘餘ノ検査ヲ受クル爲メ管海官
廳所在地マテ回航セシムルトキ

五、第二十五條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ引繼又ハ
囑託ヲ爲シタル管海官廳ノ管轄區域内マテ更ニ回
航セシムルトキ

六、航路定限内ノ地ハ検査執行地ナキ場合ニ於テ檢
査ヲ受クル爲メ船舶ヲ検査執行地マテ回航セシム

【法例 拔萃】

【法例拔萃】

コトヲ要ス

第三十六條ノ二 遠洋航路ヲ航路定限ト爲ス船舶カ航行期間満了シタル場合又ハ航海ノ途中航行期間満了スヘキ場合ニ於テ検査ヲ受クル爲メ之ヲ朝鮮、臺灣樺太若ハ第五十條ニ掲クル區域内ノ外國ニ於ケル目的港マテ回航セシメ又ハ検査ヲ受クル爲メ之ヲ朝鮮臺灣樺太若ハ第五十條ニ掲クル區域内ノ外國ニ於ケル陸揚港ヲ經テ内地ノ目的港マテ回航セシメントスルトキハ検査申請人ハ事由ヲ具シタル書面ヲ差出シ最寄管海官廳ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ

第四十五條 検査官吏検査ヲ結了シタルトキハ船舶検査手帳ヲ封緘シ之ヲ船長ニ交付ス

船舶検査手帳ハ船長ニ於テ之ヲ船内ニ保管スヘシ船舶検査手帳ハ検査官吏ニ於テ檢閲スル場合ヲ除ク外何人ト雖モ之ヲ開封スルコトヲ得ス

第四十八條 航路ヲ分チ左ノ四種トス

一 遠洋航路、二 近海航路、三 沿海航路、四 平水航路
第四十九條 遠洋航路トハ内外國ノ各地ニ通スル航路ヲ謂フ

第五區 (削除)

第六區 伊豫國佐田岬ヨリ豊後國美濃崎ニ至ル線内及土佐國足摺崎ヨリ日向國内海ニ至ル線内

第七區 土佐國室戸崎ヨリ足摺崎ニ至ル線内
第八區 日向國内海ヨリ大隅國種子島、屋久島、口永良部島及ヒ黒島ヲ經テ薩摩國野間岬ニ至ル線内

第九區 薩摩國野間岬ヨリ甑島及ヒ肥前國野母崎ヲ經テ三重崎ニ至ル線内
第十區 肥前國野母崎ヨリ五島列島及ヒ的山大島ヲ經テ平戸海峽ニ至ル線内

第十一區 肥前國野母崎ヨリ平戸島、生月島、壹岐島及ヒ對馬島ヲ經テ長門國觀音崎ニ至ル線内及ヒ豊前國今津ヨリ長門國本山鼻ニ至ル線内

第十二區 對馬島沿岸、對馬島北端ヨリ朝鮮蔚崎ニ至ル線内及ヒ對馬島南端ヨリ朝鮮鴻島ヲ經テ巨濟島コルベント島ニ至ル線内

第十三區 筑前國岩屋崎ヨリ長門國角島及見島ヲ經テ石見國温泉津ニ至ル線内及ヒ豊前國今津ヨリ長門國本山鼻ニ至ル線内

【法例拔萃】

第五十條 近海航路トハ左ニ掲クル各區内及ヒ各區ヲ併セタル區域内ヲ謂フ

第一區 東經百十三度ヨリ同百七十度及ヒ北緯二十一度ヨリ同六十三度ニ至ル線内

第二區 東經九十五度ヨリ同百七十五度及ヒ南緯十度ヨリ北緯二十七度ニ至ル線内

第五十二條 沿海航路トハ左ニ掲クル各區内ノ航路ヲ謂フ

第一區 上總國大東崎ヨリ安房國野島崎、伊豆國新島及ヒ岬津島ヲ經テ遠江國御前崎ニ至ル線内

第二區 三河國伊良湖崎ヨリ志摩國大王崎、紀伊國大島及ヒ潮岬ヲ經テ土佐國甲ノ浦ニ至ル線内、紀伊國田倉崎ヨリ淡路國生石鼻ニ至ル線内及ヒ淡路國潮崎ヨリ阿波國大磯崎ニ至ル線内

第三區 (削除)
第四區 紀伊國田倉崎ヨリ淡路國生石鼻ニ至ル線内
淡路國潮崎ヨリ阿波國大磯崎ニ至ル線内、伊豫國佐田岬ヨリ豊後國大島ヲ經テ鶴見崎ニ至ル線内及ヒ長門國觀音崎ヨリ筑前國岩屋崎ニ至ル線内

第十四區 石見國温泉津ヨリ隱岐列島ヲ經テ因幡國賀露ニ至ル線内

第十五區 因幡國賀露ヨリ越前國三國ニ至ル線内
第十五區ノ二 越前國三國ヨリ能登國輪島崎ニ至ル線内

第十六區 能登國輪島崎ヨリ袖倉島及ヒ佐渡島ヲ經テ越後國新潟ニ至ル線内

第十七區 越後國新潟ヨリ佐渡島及ヒ羽後國飛鳥ヲ經テ酒田ニ至ル線内

第十八區 羽後國酒田ヨリ飛鳥及ヒ陸奥國久六島ヲ經テ深浦ニ至ル線内

第十九區 陸奥國深浦ヨリ渡島國小島ヲ經テ江良町ニ至ル線内及ヒ陸奥國尻矢崎ヨリ渡島國惠山岬ニ至ル線内

第二十區 渡島國江良町ヨリ後志國奥尻島ヲ經テ茂津多岬ニ至ル線内

第二十一區 後志國茂津多岬ヨリ神威岬ヲ經テ積丹岬ニ至ル線内

第二十二區 後志國神威岬ヨリ積丹岬ヲ經テ天鹽國

【法例 拔萃】

- 留前ニ至ル線内
- 第二十三區 天鹽國留前ヨリ天賣島ヲ經テ天鹽ニ至ル線内
- 第二十四區 天鹽國天鹽ヨリ北見國利尻島及ヒ禮文島ヲ經テ宗谷岬ニ至ル線内
- 第二十五區 北見國知床岬ヨリ千島國後島、色丹島、アキユリ島ヲ經テ根室國納沙布崎ニ至ル線内
- 第二十五區ノ二 根室國納沙布崎ヨリ落石崎及ヒ釧路國尻羽崎ヲ經テ十勝國大津ニ至ル線内
- 第二十五區ノ三 日高縣袋崎ヨリ擔振國苫小牧ニ至ル線内
- 第二十六區 擔振國苫小牧ヨリ渡島國惠山岬ニ至ル線内
- 第二十七區 陸奥國八戸馬淵川口ヨリ陸前國金華山ヲ經テ花淵崎ニ至ル線内
- 第二十八區 大隅國奄美大島沿岸及ヒ奄美群島間
- 第二十九區 沖繩島沿岸及ヒ沖繩群島間
- 第五十二條 平水航路トハ湖川港内及ヒ左ニ掲クル各區内ノ航路ヲ謂フ

第一區 相模國千駄崎ヨリ笠島ヲ經テ上總國富津ニ至ル線内

- 第二區 駿河國三保崎ヨリ伊豆國戸田港ニ至ル線内
- 第三區 三河國伊良湖崎ヨリ志摩國菅島ニ至ル線内
- 第三區ノ二 紀伊國駒崎ヨリ木地崎ニ至ル線内
- 第四區 紀伊國宮崎ヨリ加太浦ニ至ル線内
- 第五區 紀伊國友ヶ島水道及ヒ播磨國明石瀬戸以内
- 第六區 播磨國室津ヨリ小豆島大角鼻ヲ經テ讃岐國小田鼻ニ至ル線内及ヒ讃岐國多度津ヨリ備中國青佐鼻ニ至ル線内
- 第七區 讃岐國多度津ヨリ備中國青佐鼻ニ至ル線内及ヒ伊豫國梶取崎ヨリ岡村島、安藝國大崎上島ヲ經テ三津ニ至ル線内
- 第八區 伊豫國梶取崎ヨリ岡村島、安藝國大崎上島ヲ經テ三津ニ至ル線内及ヒ伊豫國三津濱ヨリ周防國屋代島手郡島ヲ經テ下ノ關ニ至ル線内
- 第八區ノ二 周防國島田川東岸ヨリ笠戸島崎ヲ經テ向島翁崎ニ至ル線内及ヒ向島元ヶ鼻ヨリ周防國西泊崎ニ至ル線内

第九區 豐後國地藏崎ヨリ美濃崎ニ至ル線内

- 二、豐後國地藏崎ヨリ沖無垢島ヲ經テ保戸島ニ至ル線内
- 三、豐後國保戸島ヨリ大島ヲ經テ鶴見崎ニ至ル線内
- 第十區 豊前國今津ヨリ長門國本山鼻ニ至ル線内及ヒ筑前國若松ヨリ長門國六連島ヲ經テ村崎鼻ニ至ル線内
- 二、長門國青海島ノ東端ヨリ虎ヶ崎ニ至ル線内及ヒ青海島ノ西端ヨリ今岬ニ至ル線内
- 第十一區 筑前國西浦三崎ヨリ志賀島大崎ニ至ル線内
- 第十二區 筑前國鹿家崎ヨリ肥前國神集島ヲ經テ呼子港ニ至ル線内
- 第十三區 對馬國唐洲崎ヨリ郷崎ニ至ル線内
- 第十四區 肥前國津崎ヨリ鷹島ヲ經テ值賀崎ニ至ル線内
- 第十五區 肥前國向後崎ヨリ番所崎ニ至ル線内
- 第十六區 肥前國七郎崎ヨリ黒島ヲ經テ平戸島坊ヶ崎ニ至ル線内及ヒ肥前國大瀬崎ヨリ平戸島魚見崎

【法例 拔萃】

ニ至ル線内

- 第十七區 肥前國野母崎ヨリ三重崎ニ至ル線内
- 第十八區 肥前國口ノ津ヨリ肥後國天草島大島崎ニ至ル線内
- 第十九區 肥後國天草島牛深港及ヒ黒瀬戸以内
- 第二十區 薩摩國山川港ヨリ大隅國小根占川ニ至ル線内
- 第二十區ノ二 隱岐國島前中井口、木路口及ヒ赤灘口以内
- 第二十一區 出雲國地藏崎ヨリ伯耆國日野川ニ至ル線内
- 第二十二區 丹後國鷺崎ヨリ博奕崎ニ至ル線内
- 第二十三區 越前國立石崎ヨリチカ崎ニ至ル線内
- 第二十四區 能登國觀音崎ヨリ沖波鼻ニ至ル線内
- 第二十五區 陸奥國平館ヨリ九艘泊ニ至ル線内
- 第二十六區 陸前國花淵崎ヨリ宮戸島萱ノ崎ニ至ル線内
- 第二十七區 渡島國函館山尾花崎ヨリ葛登支岬ニ至ル線内
- 第二十八區 後志國辨慶崎ヨリ磯谷ニ至ル線内

【法例 拔萃】

第二十九區 後志國高島岬ヨリカムイコタンニ至ル線内

第三十區 釧路國尻羽岬ヨリ大黒島ヲ經テルムセシマ岬ニ至ル線内

第五十三條 沿海航路又ハ平水航路ヲ航路定限ト爲サントスル船舶ハ第五十一條又ハ第五十二條ニ掲ケタル區域中相連續スルモノニ限り旅客船ニ在リテハ二區ヲ併セ旅客船ニ非サルモノニアリテハ二區以上ヲ併セテ之ヲ航路定限ト爲スコトヲ得

第六十九條 船舶ノ汽壓制限ハ検査官吏ニ於テ機關ノ現狀ニ應シ船舶検査規定ニ依リ之ヲ定ム

第七十二條 船舶ノ航行期間ハ船舶ノ現狀ニ應シ船舶検査法第四條ノ規定ニ依リ検査官吏之ヲ定ム

第七十五條 船舶ノ航行期間内ニ於テ左ニ掲クル一ハ該當スルトキハ船舶所有者船舶管理人船舶借入人又ハ船長ハ其ノ旨ヲ管海官廳ニ届出ツヘシ

一、船舶ヲ入渠若ハ上架セントスルトキ
二、船體若ハ機關ノ要部又ハ重要ナル屬具ニ損傷ヲ生シタルトキ又ハ之ヲ修繕變更セントスルトキ

可ヲ得ルコトヲ要ス

未成年者カ船員手帳ノ交付ヲ申請スルニハ前條第二項ニ掲ケタル事項ノ外前項ノ許可ヲ得タル旨ヲ證スルコトヲ要ス

第五條 船員ト爲ルコトヲ許可サレタル未成年者ハ雇傭契約ニ關シテハ成年者ト同一ノ能力ヲ有ス

第六條 外國ニ於テ船員ト爲リタル者カ日本ニ到着シタルトキハ其到着ノ日ヨリ一箇月内ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第七條 船員手帳ニ記載シタル事項ニシテ第三條第二項ニ掲ケタルモノニ錯誤アリタルトキ又ハ同條第二項第一號乃至第三號ニ掲ケタルモノニ變更ヲ生シタルトキハ船員ハ其事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月間内ニ管海官廳ニ船員手帳ノ訂正ヲ申請スルコトヲ要ス船員カ日本ニ在ラサル間ニ於テ錯誤又ハ變更ノ事實ヲ知リタルトキハ前項ノ期間ハ其船員カ日本ニ到着シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第八條 第三條第二項及ヒ第四條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 船員手帳カ滅失シタルトキハ船員ハ滯滞ナク

【法例 拔萃】

三、汽機、發動機若ハ汽罐ヲ取放シタルトキ又ハ螺旋軸ヲ拔出シタルトキ

船員法

第一條 本法ハ日本船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス但湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ掲ケタル船舶ノ船員ニ付テハ此限ニ在ラス

第二條 本法ニ於テ船員トハ船長及ヒ海員ヲ謂ヒ海員トハ船長以外ノ一切ノ乗組員ヲ謂フ

第三條 日本ニ於テ船員トナラント欲スル者ハ管海官廳ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス

申請人ハ戶籍吏ノ書面其他ノ公正證書ニ依リテ左ノ事項ヲ證スルコトヲ要ス但申請人カ其本籍地又ハ寄留地ニ於テ申請ヲ爲ス場合ニ於テ其他ノ管海官廳カ戶籍吏ノ職務ヲ行フキハ此限リニ在ラス

一 氏名

二 本籍地

三 身分

四 出生ノ年月日

第四條 未成年者カ船員ト爲ルニハ其法定代理人ノ許

更ニ其交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第十條 船員カ日本ニ在ラサル間ニ於テ船員手帳カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船員カ日本ニ到着シタル後滯滞ナク船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請スルコトヲ要ス

第十一條 第三條第二項及ヒ第四條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス但原管海官廳ニ船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請スルトキハ此限ニ在ラス

第十二條 船員カ廢業ヲ爲シタルトキハ滯滞ナク管海官廳ニ其船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

船員カ死亡シタルトキハ其船員手帳ヲ保管スル者之ヲ返還スルコトヲ要ス

第十三條 船長ハ海員ヲ指揮、監督シ及ヒ船中ニ在ル者ニ對シ其職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 船長ハ管海官廳ノ命令アリタルトキハ商法第五百六十二條第一項ニ掲ケタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

第十五條 船舶カ港灣ヲ出入スルトキ狹隘ナル水路ヲ通過スルトキ其他危險ノ虞アルトキハ船長ハ甲板ニ

【法例 拔萃】

在リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコトヲ要ス

第十六條 日本ト外國トノ間又ハ外國各港ノ間ヲ航行スル船舶カ外國ノ港ニ入港シ又ハ日本ニ到着シタルトキハ船長ハ二十四時間内ニ其港ノ管海官廳、若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ航海日誌ヲ提出シテ其檢閲ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ船舶カ入港ノ時ヨリ十二時間内ニ發航スル場合ニハ之ヲ適用セス

第十七條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シテ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

- 一、豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ
 - 二、人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ
 - 三、衝突其他ノ海難カ生シタルトキ
 - 四、船舶カ捕獲セラレタルトキ
 - 五、船中ニ於テ死亡シタル者アリタルトキ
- 船舶カ豫定セサル港ニ寄航シタルトキ又ハ前項第二號乃至第五號ニ掲ケタル事由カ碇泊中ニ生シタルトキハ船長ハ其港ノ管海官廳若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シ

テ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

第十八條 前條第一項及ヒ第二項ノ場合ニ於テハ船長ハ報告書ヲ作り其認證ヲ申請スルコトヲ得

第十九條 船舶ニ急迫ノ危險アリタルトキハ船長ハ人命、船舶及ヒ積荷ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡シ且旅客、海員其他船中ニ在ル者ヲ去ラシメタル後ニ非サレハ其指揮スル船舶ヲ去ルコトヲ得ス

第二十條 船舶カ衝突シタルトキハ船長ハ互ニ人命及ヒ船舶ノ保護ニ必要ナル手段ヲ盡シ且船舶ノ名稱、船籍港、發航港及ヒ到達港ヲ告グルコトヲ要ス但自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ此限ニ在ラス

第二十一條 船長カ航海中救援ヲ求ムル船舶ヲ認メタルトキハ人命ヲ救フコトヲ要ス但自己ノ指揮スル船舶ニ急迫ノ危險アルトキハ此限リニ在ラス

第二十三條 外國ニ駐在スル日本ノ公使、領事又ハ貿易事務官カ法令ノ定ムル所ニ依リ日本臣民ヲ月本ニ送還スヘキコトヲ命シタルトキハ船長ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

送還費用ノ償還ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 船長ハ其指揮セントスル船舶ニ乗込ム前

ニ其船員手帳ヲ管海官廳ニ提出シテ就職ノ認證ヲ申請スルコトヲ得

第二十五條 船長カ死亡シタルトキ、船舶ヲ去リタルトキ又ハ之ヲ指揮スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ他人ヲ選任セサルトキハ運航ニ從事スル海員ハ其職掌ノ順位ニ從ヒテ船長ノ職務ヲ行フ

第二十六條 海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十七條 管海官廳カ公認ヲ爲スニハ海員名簿ニ記載シタル事項ヲ當事者双方ニ讀聞カセタル後之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス但海員ノ雇止ヲ爲シタル場合ニ於テ正當ノ理由アル時ハ當事者ノ一方カ出頭セサルトキト雖モ公認ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 公認アリタルトキハ海員ハ遲滞ナク其船員手帳ヲ管海官廳ニ提出シテ公認ノ認證ヲ申請スルコトヲ要ス

第三十條 海員ノ雇止ニ關シテ爭アルトキハ當事者ノ一方ハ管海官廳ニ其ノ事由ヲ申立テ雇止ノ公認ヲ申

【法例 拔萃】

請スルコトヲ得

管海官廳カ前項ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ當事者双方ヲ呼出シ海員名簿及ヒ船員手帳ヲ提出セシメテ雇止ノ公認ヲ爲スコトヲ要ス

當事者ノ一方カ出頭セサルトキハ管海官廳ハ相手方ノ申立ニ因リテ雇止ノ公認ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ海員名簿及ヒ船員手帳ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テハ管海官廳ハ海員名簿又ハ船員手帳ノ提出ヲ強制スルコトヲ得

第三十一條 船長ハ海員ノ雇入期間中其船員手帳ヲ保管スルコトヲ要ス

第三十二條 海員カ雇入期間中脱船シタルトキハ船長ハ遲滞ナク管海官廳ニ其海員ノ船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第三十三條 海員ハ雇止アリタル場合ニ於テハ船長ニ對シ其職務ノ執行又ハ品行ニ關スル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十四條 海員名簿カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船長ハ更ニ海員名簿ヲ作り之ヲ管海官廳ニ提出シテ公

【法例 拔萃】

認ヲ申請スルコトヲ得

第三十五條 海員カ雇止期間中第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リテ船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付又ハ書換アリタルトキハ海員ハ遲滞ナク第二十九條ニ定メタル手續ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ海員ヲ懲戒スルコトヲ得

- 一、海員カ上長ニ對シテ尊敬又ハ柔順ノ道ヲ失ヒタルトキ
- 二、海員カ其職務ヲ怠リタルトキ
- 三、海員カ他ノ海員ノ職務執行ヲ妨ケタルトキ
- 四、海員カ喧嘩シタルトキ
- 五、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ船舶ヲ去リタルトキ又ハ船長カ指定シタル時マテニ歸船セザリシトキ
- 六、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ點火又ハ焚火シタルトキ
- 七、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ端艇ヲ使用シタルトキ
- 八、海員カ食料又ハ飲料ヲ濫費シタルトキ

九、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ酒類ヲ所持スルトキ又ハ吸煙シタルトキ

十、海員カ銘酊シテ事ヲ省セサルトキ

十一、其他海員カ船中ノ秩序ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十七條 懲戒ハ左ノ四種トス

- 一、監禁
- 二、上陸禁止
- 三、加役
- 四、減給

第三十八條 監禁ハ三日以下トシ船中ノ一室ニ拘置ス上陸禁止ハ七日以下トス此期間ニハ船舶ノ碇泊日數ノミヲ算入ス

加役ハ七日以下トシ常務時間ニ於テ役務ニ服セシム但一日二時間ヲ超ユルコトヲ得ス減給ハ給料月額十分ノ一以下トス

第四十條 懲戒ノ適用ハ行爲ノ輕重ニ從ヒ船長之ヲ定ム但シ二種以上ノ懲戒ヲ併科スルコトヲ得ス

第四十一條 海員カ兇器、爆發若クハ發火シ易キ物、劇藥其他危險物又ハ酒類ヲ所持スルトキハ船長ニ於

テ其物ヲ保管又ハ放棄スルコトヲ得

第四十二條 海員カ人身又ハ船舶ニ危害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲サントスルトキハ船長ハ必要ノ期間内其海員ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得

第四十三條 船長ハ必要アルトキハ旅客其他船中ニ在ルモノニ對シテモ前二條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 海員カ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込マサルトキ又ハ船長ノ許可ヲ得スシテ之ヲ去リタルトキハ船長ハ乗船ヲ強制スルコトヲ得

第四十五條 船長ノ命令ニ服從セサル者アル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ船長ハ海軍ノ艦船、地方官廳又ハ管海官廳ニ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條 以下(罰則)略ス

船員法施行細則

第十三條 船長ハ海員名簿、屬具目錄、航海日誌又ハ旅客名簿ヲ船中ニ備ヘタルトキ遲滞ナク書式ニ從ヒ必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ

【法例 拔萃】

前項ニ依リ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ

船長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ第十四條左ノ場合ニ於テ船長ハ事實ノ發生後遲滞ナク書式ニ從ヒ航海日誌ニ事實ノ顛末、發生ノ年月日時、場所其ノ他關係ノ事項ヲ記載スヘシ

一、豫定ノ船路ヲ變更シタルトキ

二、人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ

三、衝突其ノ他ノ海難ニ罹リタルトキ

四、豫定セサル港ニ寄港シタルトキ

五、船舶ニ急迫ノ危險アリタル爲メ船長ニ於テ船舶ヲ去リタルトキ

六、船長ニ於テ海員ヲ懲戒シタルトキ

七、船員法第四十一條乃至第四十四條ニ依リテ處分ヲ爲シタルトキ

八、船員法第四十五條ニ依リ援助ヲ求メタルトキ

九、船中ニ於テ犯罪アリタルトキ

十、船中ニ於テ出生アリタルトキ

十一、船中ニ於テ死亡アリタルトキ及死亡者ノ遺産ヲ處分シタルトキ

十二、前各號ニ掲ケル場合ノ外船中ニ於テ異常ノ事

【法例拔萃】

變發生シタルトキ

第十五號 船長ハ旅客乗船シタルトキハ其乗船後、下船シタルトキハ其下船後遲滞ナク旅客名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載スヘシ

船員最低年齢法

第二條 十四歳未満ノ者ハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
 第二條ノ二 十八歳未満ノ者ハ石炭夫又ハ火夫トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス
 但シ十八歳以上ノ者ヲ雇入ル、コト能ハサル港ニ於テハ十六歳以上ノ者ニ限り之ヲ雇入レ使用スルコトヲ得
 此場合ニ於テハ十八歳以上ノ者一人ニ代ヘ十六歳以上ノ者二人ヲ雇入ル、コトヲ要ス
 專ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ前項ノ規定ニ限ラス主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ者ヲ使用スルコトヲ得
 第三條 十八歳未満ノ者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ

船舶内労働ニ適スルコトヲ證明シ且醫師ノ署名シタル健康證明書ヲ有スルニ非サレハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス但緊急已ムヲ得サル事由アルトキハ此限リニ在ラス

船員職員法 (昭和四年四月一日改正)

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムヘシ但シ船舶検査法第一條各號ニ掲クル船舶ハ此ノ限ニ在ラス
 第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス
 第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス
 甲種船長 丙種船長
 甲種一等運轉士 丙種運轉士
 甲種二等運轉士 機關長
 乙種船長 一等機關士
 乙種一等運轉士 二等機關士
 乙種二等運轉士 三等機關士

逕信大臣ハ海技免狀ノ効力ニ制限ヲ加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

第五條 海技免狀ハ逕信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ體格検査及學術試験ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若ハ機關ノ運轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定ノ課程及練習ヲ卒リ逕信大臣ニ於テ學術試験ニ合格スルト認ムル者ニハ學術試験ヲ行ハスシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

小型船舶ニ乗組ム船舶職員ノ有スヘキ海技免狀ハ逕信大臣ノ定ムル所ニ依リ學術試験ヲ行ハスシテ之ヲ授與スルコトヲ得

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ船舶職員タルコトヲ得ス又前條ノ體格検査及學術試験ヲ受クルコトヲ得ス
 一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 二、六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

【法例拔萃】

三、瘋癲、白痴、身體不具其ノ他精神又ハ身體ニ缺陷ヲ有シ執職ニ不適當ナル者
 四、海技免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者
 五、海技免狀ヲ行使停止中ノ者
 六、破産者ニシテ復權ヲ得サル者逕信大臣ハ海技免狀受有者ニシテ前項第三號ニ該當スルノ疑アルモノニ就キ管海官廳ヲシテ體格検査ヲ執行セシムルコトヲ得
 第七條 左ニ掲クル船舶ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ職員ニ關シ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得
 一、外國各港間ノミヲ航行スル船舶
 二、漁獵其ノ他特殊ノ目的ニ專用スル船舶
 三、特殊ノ構造ヲ有スル船舶
 第一號表(其ノ一)
 船長、及、運轉士、定員表

航路	汽船	船舶種類	船舶職員	免狀種類	定員
水平	汽船	總噸數	船舶職員	免狀種類	定員
路航	船	五百噸未満船	長	乙種二等運轉士	一
		千五百噸滿船	長	乙種一等運轉士	一
		千五百噸以上一等運轉士	長	乙種一等運轉士	一
		千五百噸以上一等運轉士	長	乙種一等運轉士	一

【法例 拔萃】

遠	區一第路航海近						路航海沿		
	汽	船帆	船		汽	船帆	船	汽	船帆
船滿ノ非旅客	二千噸以上	二千噸以上	五千噸以上	五千噸以上	二千噸以上	二千噸以上	千噸以上	千噸以上	二千噸以上
船	船	船	船	船	船	船	船	船	船
二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士
甲種	甲種	乙種	甲種	乙種	甲種	乙種	丙種	乙種	乙種
二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

備考 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ付テハ積石數
十石ヲ以テ總噸數一噸ニ換算ス本表ノ定員ハ船長ヲ
除クノ外最少員數ヲ示シタルモノトス

(其ノ二) 機、關、長、及、機、關、士、定員、表、

區二第海近ハ又洋			
船	帆	船	
五百噸以上	二百噸以上	船	船
船	船	船	船
一等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士
甲種	甲種	甲種	甲種
二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士
長	長	長	長
一	一	一	一

【法例 拔萃】

區一第路航海近					路航海沿			路航水					
四千馬力未滿	二千馬力未滿	千二百馬力未滿	六百馬力未滿	四百馬力未滿	二百五十馬力未滿	二千馬力以上	二千馬力未滿	七百馬力未滿	五百馬力未滿	三百馬力未滿	千二百馬力以上	千二百馬力未滿	七百馬力未滿
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機
二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士	二等運轉士	三等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	三等運轉士
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二號表

備考 本表ノ定員ハ機關長ヲ除クノ外最少員數ヲ示シタルモノトス

區二第海近ハ又洋			
客船	五千馬力以上ノ旅客船	三千馬力未滿ノ旅客船	二千馬力未滿ノ旅客船
機	機	機	機
二等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士
長	長	長	長
一	一	一	一

【法例拔萃】

第三號表

航路種類	近海航路		沿海航路		航路種類	職員名稱	免狀種類	代用免狀種類
	汽船	帆船	汽船	帆船				
三音噸以上	千噸以上	千噸以上	三音噸以上	三音噸以上	三音噸以上	長乙種船長	三等機關士	甲種一等運轉士
三音噸未滿	千噸未滿	千噸未滿	三音噸未滿	三音噸未滿	三音噸未滿	長乙種船長	三等機關士	甲種一等運轉士
二音噸以上	千噸以上	千噸以上	二音噸以上	二音噸以上	二音噸以上	長乙種船長	二等機關士	甲種一等運轉士
二音噸未滿	千噸未滿	千噸未滿	二音噸未滿	二音噸未滿	二音噸未滿	長乙種船長	二等機關士	甲種一等運轉士
一音噸以上	千噸以上	千噸以上	一音噸以上	一音噸以上	一音噸以上	長乙種船長	一等機關士	甲種一等運轉士
一音噸未滿	千噸未滿	千噸未滿	一音噸未滿	一音噸未滿	一音噸未滿	長乙種船長	一等機關士	甲種一等運轉士
以上	以上	以上	以上	以上	以上	長丙種船長	二等運轉士	甲種一等運轉士
以上	以上	以上	以上	以上	以上	長丙種船長	二等運轉士	甲種一等運轉士

船舶職員法施行細則

第一章 海技免狀

- 第一條 船舶職員法第三條第二項ニ依リ効力ニ制限ヲ加ヘタル海技免狀及其ノ行使範圍ハ第一號表ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二條 船舶職員法第五條第二項ニ依リ遞信大臣ニ於テ學術試驗ニ合格スト認ムル者及其ノ者ニ授與スヘキ海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三條 船舶職員法第五條第三項ニ依リ授與スル海技免狀ハ船舶職員法第五條第三項ニ依リ授與スル海技免狀ハ小形船丙種運轉士免狀、小形船乙種二等運轉士免狀及小形發動機船三等機關士免狀ニ限ル
- 第四條 船舶職員法第九條ノ三ニ該當スル海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第五條 船舶職員法第九條ノ三ニ該當スル海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第六條 船舶職員法第九條ノ三ニ該當スル海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第七條 船舶職員法第九條ノ三ニ該當スル海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第八條 船舶職員法第九條ノ三ニ該當スル海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ船舶職員法第四條又ハ本令ニ定ムル船舶職員ノ全部又ハ一部ヲ乗組マシメサルコトヲ得但シ第一號乃至第三號ニ付テハ船舶職員ヲ雇入レ難キ場合ニ限ル

【法例拔萃】

- 一、外國ニ於テ所有權ヲ取得シタル船舶ヲ最終港迄回航スルトキ
 - 二、外國各港間ノミテ航行スル船舶ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ員シ補充ノ手續中ナルトキ
 - 三、内地ト外國トノ間ヲ航行スル船舶カ外國ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ生シ内地ノ港迄歸航スルトキ
 - 四、平水航路又ハ沿海航路ニ該當スル外國各港間ノミテ航行スル船舶ハ當該外國政府ノ法規ニ依リ相當免狀受有者ヲ乗組マシメタルトキ
 - 五、航行中船舶職員ニ缺員ヲ生シタルトキ
 - 六、他船ニ曳カレテ航行スルトキ
 - 七、入渠、修繕又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ船舶ヲ航行ノ用ニ供セサルトキ
 - 八、管海官廳ノ認可ヲ受ケ倉庫船又ハ繫留船ノ繫留地ヲ變更スル爲之ヲ回航スルトキ
- (中略)
- 前各號ノ規定ハ日本船舶カ朝鮮、臺灣、樺太、關東州若ハ南洋群島ノ各港間又ハ此等ノ港ト内地若ハ外國ノ港トノ間ヲ航行スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ニ付テハ船長及機關長以外ノ船舶職員ノ乗組ヲ省略スルコトヲ得

- 一、内地ノ湖川港内ノミテ航行スル船舶
- 二、平水航路ヲ航路定限ト爲シ始發港ヨリ最終港迄ノ航程三十海里未滿ノ航海ニ從事スル船舶

第一號表 効力制限海技免狀表

効力ニ制限ヲ加ヘタル海技免狀	行使範圍
小形船丙種運轉士免狀	沿海航路ヲ定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ帆船
沿岸丙種運轉士免狀	沿海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ漁業帆船
湖川港乙種二等運轉士免狀	沿岸航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數七十噸未滿ノ帆船
小形船乙種二等運轉士免狀	一定區域ノ湖川港内ノミテ航行スル汽船
沿岸乙種運轉士免狀	沿海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ旅客定員ヲ有セサル汽船
漁船乙種一等運轉士免狀	近海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數四十噸未滿ノ汽船
	沿海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數四十噸未滿ノ汽船
	漁業汽船

【法例 拔萃】

- 第一條 船舶職員試験ハ左ノ三十六種トス
 - 小型船丙種運轉士試験
 - 沿岸丙種運轉士試験
 - 丙種運轉士試験
 - 丙種船長試験
 - 小型船乙種二等運轉士試験
 - 湖川港乙種二等運轉士試験
 - 沿岸乙種二等運轉士試験
 - 乙種二等運轉士試験
 - 漁船乙種一等運轉士試験
 - 乙種一等運轉士試験
 - 乙種船長試験
 - 漁汽船甲種二等運轉士試験
 - 漁船甲種二等運轉士試験
 - 汽船甲種二等運轉士試験
 - 甲種二等運轉士試験
 - 漁汽船甲種一等運轉士試験
 - 漁船甲種一等運轉士試験
 - 汽船甲種一等運轉士試験

- 甲種一等運轉士試験
 - 漁汽船甲種船長試験
 - 漁船甲種船長試験
 - 汽船甲種船長試験
 - 甲種船長試験
 - 小型發動汽船三等機關士試験
 - 湖川港三等機關士試験
 - 沿岸發動機船三等機關士試験
 - 發動機船三等機關士試験
 - 三等機關士試験
 - 近海發動機船二等機關士試験
 - 發動機船二等機關士試験
 - 近海二等機關士試験
 - 二等機關士試験
 - 發動機船一等機關士試験
 - 一等機關士試験
 - 發動機船機關長試験
 - 機關長試験
- 第二條 試験ハ別ニ告示スル場所及期日ニ於テ管海官廳定期ニ之ヲ行フ臨時ニ試験ヲ行フ必要アル場合ニ

於テハ其ノ場所及期日ヲ隨時公示ス

第三條 本令ニ規定スル乗船期間ヲ計算スルニハ乗船ノ翌日ヨリ之ヲ起算シ末日ハ終了ニ至ラサルモ之ヲ算入ス

月又ハ年ヲ以テ定ムル乗船期間ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算シ月又ハ年ノ始ヨリ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於ケル起算日ニ應當ノ日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月又ハ年ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了スルモノトス
乗船期間ヲ計算スルニハ一月ニ滿タザル乗船日數ハ之ヲ合算シ三十日ニ滿ツルトキ一月トシ又一年ニ滿タザル乗船月數ハ之ヲ合算シ十二月ニ滿ツルトキ一年トス

第二章 受験資格

第四條 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験開始期日ノ前日迄ニ年齢滿二十年ニ達シ試験ノ種類ニ應シ別表受験履歴表ニ定ムル履歴ノ一ヲ有スルコトヲ要ス
小型船丙種運轉士試験、小型船乙種二等運轉士試験及小型發動機船三等機關士試験ヲ受ケムトスル者ハ前項ニ定ムル資格ヲ有スル外所轄管海官廳ノ認可シ

【法例 拔萃】

タル講習會ニ於テ所定ノ講習ヲ卒リタル者ナルコトヲ要ス

同一ノ試験ニ對シ規定ノ乗船期間ニ達セサル二以上ノ履歴ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ一ニ通算スルコトヲ得但シ規定乗船期間ノ年數ヲ異ニスルモノヲ通算スル場合ニ在リテハ各規定乗船期間ノ年數ノ比例ニ依リ其ノ一方ニ換算シテ之ヲ通算スルモノトス

船員職業紹介法

第一條 本法ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ニ乗組ムヘキ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用ス

本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲クルモノ以外ノ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用スル事ヲ得

第二條 船員職業紹介事業ヲ行ハントスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 船員職業紹介ニ關シ必要アリト認ムル時ハ政府ニ於テ職業紹介事業ヲ行フ事ヲ得
政府ハ勅令ノ定ムル補助金ヲ支給シテ公益ヲ目的トスル法人其他ノ團體ヲシテ職業紹介事業ヲ行ハシム

【法例拔萃】

ル事ヲ得

第四條 船員職業紹介事業ヲ行フモノハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス其報酬トシテ手数料其他ノ財産上ノ利益ヲ得ル事ヲ得ス

第六條 船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ船員職業紹介委員會ヲ置ク遞信大臣之ヲ監督ス

船員職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違反シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六ヶ月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、許可ヲ得スシテ船員職業紹介事業ヲ行ヒタル者
二、船員職業紹介ヲ爲シ其報酬トシテ手数料其他ノ財産上ノ利益ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受ケシメタル者

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ船員職業紹介ヲ爲ス者強制シテ職業紹介ヲ爲シタル時モ又前項ノ例ニ同シ

船員職業紹介法施行規則

第二章 無料職業紹介

第四條 船員職業紹介法第二條及附則第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル許可申請書ニ履歷書及戶籍謄本ヲ添ヘ主タル船員職業紹介所ノ所轄管海官廳ヲ經由シ之ヲ遞信大臣ニ提出スヘシ

一、氏名又ハ名稱 本籍及住所
二、船員職業紹介所ノ所在地

三、船員職業紹介所ノ設備、開所豫定年月日
四、船員職業紹介ニ關スル諸規定

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ船員職業紹介事業ノ經營ヲ許可セス船員職業紹介所設置ノ必要ヲ認めサルトキ亦同シ

一、禁治産者及準禁治産者
二、犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ改悛ノ狀ナシト認めムル者

三、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
四、其ノ他船員職業紹介事業ヲ行フニ適セスト認めタル者

第八條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ遲滞ナク紹介毎

ニ其ノ從業者ノ氏名住所及履歷ヲ記載シタル書面ニ戶籍謄本ヲ添ヘ所轄管海官廳ニ届出ツヘシ

第九條 遞信局長ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ不適當ト認ムルトキハ船員職業紹介事業ヲ行フ者ニ對シ從業者ノ解任ヲ命ジ又ハ設備ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第十四條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ船員ノ下船又ハ雇傭契約ノ廢棄ヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ス

第十六條 船員職業紹介事業ヲ行フ者及其ノ從業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル業務ヲ爲スコトヲ得ス但シ豫メ其ノ業務ヲ行ハムトスル地ヲ管轄スル遞信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 兩替

二 質屋

三 酒類販賣

四 日用品ノ販賣

五 飲食店、宿泊所其ノ他類似ノ業務

第十八條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ正當ノ理由ナクシテ紹介ノ申込ミヲ拒ムコトヲ得ス

【法例拔萃】

第二十條 船員ノ職業紹介ハ申込ノ順序ニ依ル但シ正當ノ理由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 紹介ノ申込ハ申込ノ日ヨリ起算シ三十日ヲ經過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第三章 有料又ハ營利ノ目的トスル職業紹介

第二十四條 船員職業紹介法附則第三項ノ規定ニ該當スル者(以下單ニ營業者ト稱ス)其ノ業務ヲ繼續セントスルトキハ船員職業紹介法施行後二月内ニ紹介所ノ所在地ヲ管轄スル遞信局長ニ許可ヲ申請スヘシ遞信局長第一項ノ申請ニ基キ許可ヲ與フル場合ニ於テハ之ニ期間ヲ附スヘシ遞信局長ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第二十五條 營業者ハ手数料ヲ定メ船員職業紹介法施行後遲滞ナク紹介所ノ所在地ヲ管轄スル遞信局長ニ認可ヲ申請スヘシ

第二十六條 營業者ハ求職者ニ手数料ノ半額ヲ超ユル額ヲ負擔セシムルコトヲ得ス

第三十條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外前章ノ規定ヲ準用ス

【法例 拔萃】

海事協同會規約

第一條 社團法人日本船主協會、社團法人海員協會及日本海員組合、帝國海運ノ健全ナル發達ニ資スルノ目的ヲ以テ海事協同會ヲ設立ス

第二條 本會ハ委員會ノ決議ヲ經テ前條ニ掲クル以外ノ船主又ハ船員ノ團體ヲ本會ニ加盟セシムルコトヲ得

第三條 本會ハ左記事業ヲ行フ

- 一 船員職業紹介
- 二 船員ノ待遇ニ關スル事項ノ協議決定
- 三 船主船員間ノ爭議ノ豫防及調停
- 四 船員ノ募集及寄宿所ノ經營
- 五 其他第一案ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事業

第四條 本會ハ本部ヲ神戸市ニ置ク必要アルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其他ノ地ニ支部ヲ設クルコトヲ得

第五條 本會ノ財源ハ會費、寄附金其他雜收入ヲ以テ之ニ充ツ

會費ハ船主團體及船員團體(以下双方團體ト稱ス)均等ニ之ヲ負擔ス

其ノ額ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 本會ノ會長ハ双方團體員中ヨリ交互ニ之ヲ任ス

會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス

會長ハ各委員會ノ議長トナル會長事故アルトキハ其ノ屬スル團體ノ選出スルモノヲ臨時ニ議長ニ推ス

第七條 本會ニ委員會ヲ置キ會長ハ重要ナル會務ヲ審議決定スル爲毎月一回會議ヲ開クコトヲ要ス

特別ノ事由ニ依リ會長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス臨時會議ヲ開クコトヲ得、委員四分ノ一以上ヨリ請求アリタルトキハ會長ハ臨時ニ會議ヲ開クコトヲ要ス

第八條 委員ハ双方團體員ヨリ各六名ヲ選任ス

委員事故ノ爲會議ニ出席スルコト能ハサルトキ又ハ第六條第三項ノ規定ニ依リ議長トナリタルトキハ其ノ委員ノ屬スル團體ヨリ代理者ヲ出スコトヲ得

第九條 委員會ノ議長ハ高級船員又ハ普通船員ノミニ關スル事項其他特種ノ事項ヲ審議セシムル爲小委員會ヲ設クルコトヲ得

第十條 委員會ハ双方團體ノ委員各半數以上出席スル

ニアラサレハ議事ヲ行フコトヲ得ス出席セル双方團體ノ委員各半數以上ノ多數ヲ得ルニアラサレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス

議長ハ表決ニ加ラス

第十一條 議事ニ付可否決定セサルトキハ双方團體ノ協定ニ依リ選任シタル仲裁人ニ之ヲ附託スルモノトス

第十二條 双方團體ノ間又ハ船主團體員タル船主ト船員團體若クハ船員團體ニ屬スル船員トノ間ニ於ケル爭議ハ委員會ニ附議スルコトヲ要ス委員會ノ決議ノ成立又ハ不成立ニ至ル迄ハ船主ハ爭議ニ關係アル船員ノ雇止ヲ爲サス又船員團體ハ同盟罷業ヲ行ハス且爭議ニ關係アル船員ヲシテ怠業其ノ他故意ニ相手方ノ利益ヲ害スヘキ行動ニ出テシメサルヘシ

第十三條 會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ双方團體ノ委員中ヨリ各一名ノ幹事ヲ指名シ會務ヲ處理セシム

會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ書記其ノ他事務員ヲ任命シ會務ニ從事セシムルコトヲ得

第十四條 本會ニ會計監査員ヲ置キ本會ノ會計ヲ監査セシム

會計監査員ハ委員會ノ決議ヲ經テ双方團體ヨリ各一名ヲ選任ス

第十五條 本會ハ神戸ニ船員職業紹介所ヲ設ク必要アルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ他ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得

會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ船員職業紹介所ノ職員ヲ任免ス

第十六條 會長、委員、幹事及會計監査員ノ任期ハ各一年トシ決算委員會ニ於テ事務ノ引繼ヲナス但シ補欠ノ爲就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十七條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

會長ハ各期末ニ於テ事業報告書及收支計算書ヲ製作シ五月中ニ決算委員會ヲ召集シテ其ノ承認ヲ受クヘシ

第十八條 本規約ハ委員全部ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更ヲナスコトヲ得ス

第十九條 本規約ノ實行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

【法例 拔萃】

水 先 法

【法例拔萃】

- 第一條 水先人ハ水先免狀ヲ有スルコトヲ要ス（年齢滿二十三年以上滿六十年以下）
- 第六條 水先人其ノ業務ニ従事スル爲水先船ニ乗込ミタルトキハ晝間ニ在リテハ水先旗ヲ掲揚シ夜間ニ在リテハ海上衝突豫防法第八條ノ規定ニ依ルヘシ
- 第七條 水先人ヲ要招セントスルトキハ船長ハ水先信號ヲ爲スヘシ
- 第十八條 主務大臣ハ水先區ヲ指定シテ水先人ノ員數ヲ制限シ水先人組合ヲ設ケシメ又ハ水先船ノ免狀及艤裝ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二十一條 水先人ノ懲戒ニ關シ此ノ法律ニ規定ナキモノニ付テハ海員懲戒法ノ規定ヲ準用ス

水先法施行細則

- 第一條 水先人試験ニ合格シタル者ハ試験ヲ行ヒタル管海官廳ヲ經由シ水先區ノ名稱、本籍地、出生ノ年月日及合格ノ年月日ヲ記載シタル書面ヲ逕信省ニ差出シテ登錄ヲ申請スヘシ
- 第六條 逕信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ナリト認ムルトキハ登錄ヲ爲ス逕信省ハ左ノ場合ニ於テハ抹消ノ

登錄ヲ爲ス

- 一 抹消ノ登錄ヲ申請スヘキ場合ニ於テ規定ノ期間内ニ之ヲ爲サ、ルトキ
 - 二 詐欺ノ所爲ヲ以テ水先免狀ヲ受ケタルコト發覺シタルトキ
 - 三 海員審判所ニ於テ水先免狀ヲ無効ト爲シタルトキ
 - 四 水先免狀ノ水先區カ新ニ授與スル水先免狀ノ水先區ニ包含セラル、ニ至リタルトキ
- 第十三條 水先區ヲ甲乙ノ二種ニ分ツ
- 甲種水先區ハ左ノ十區トス
- 一 東京灣水先區 安房國洲ノ埼ヨリ相模國城ケ島西端ヲ經テ諸磯埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 二 隅田川水先區 武藏國品川舊第三砲臺ヨリ品川挂燈浮標ヲ經テ洲埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 三 和泉灘水先區 紀伊國田倉埼ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線及淡路國江埼ヨリ播磨國明石川口ノ西岸ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 四 内海水先區 紀伊國田倉埼ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線、淡路國潮埼ヨリ阿波國大磯埼ニ引キ

- タル線、伊豫國佐田岬ヨリ高島ヲ經テ豊後國地蔵埼ニ引キタル線及長門國網代埼ヨリ筑前國岩屋埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 五 下關水先區 豊前國部埼ヨリ北東ニ引キタル線及筑前國岩屋埼ヨリ長門國網代埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 六 長崎港水先區 肥前國福田埼ヨリ伊王島北端ニ引キタル線及同國沖ノ島南端ヨリ香燒島南端ヲ經テ深堀ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 七 島原海灣水先區 肥前國國埼ヨリ肥後國鶴瀬埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トシ三角港ヲ包含セシム
- 八 函館港水先區 渡島國尾花岬ヨリ葛登支岬ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 九 室蘭港水先區 膽振國エンルム埼ヨリ大黒島ヲ經テホテイシ埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 十 小樽港水先區 後志國平磯岬ヨリカヤシバ岬ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 十一 東京灣及三重縣四日市並ニ名古屋兩港ノ水先區ヲ昭和六年二月指定サレタカ區域詳細ハ省畧ス
- 乙種水先區ハ左ノ一區トス

【法例拔萃】

- 伏木港水先區 越中國伏木港燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧ヲ以テ境界トス
- 第十四條 水先案內料ハ總噸數千噸又ハ千噸未滿ニシテ吃水十呎又ハ十呎未滿ノ船舶ニ付キテハ第一號表ニ定ムル所ニ依リ總噸數千噸若ハ千噸未滿又ハ吃水一呎若ハ一呎未滿ヲ増ス毎ニ同表ニ定ムル額ニ百分ノ六ヲ加フ
- 第十五條 前條ニ於テ吃水ト稱スルハ各水先區ニ付キ水先人水路ヲ嚮導スル爲メ船舶ニ乗込ミタルトキヨリ其嚮導ヲ終ルマテノ間ニ於テ船首又ハ船尾ノ有シタル最深ノ吃水ヲ謂フ
- 第三十九條 水先組合ハ當該水先區ノ水先人ヲ以テ組合員トス但二區以上ノ水先免狀ヲ有スル者ハ專屬水先區ノ組合員トス
- 第四十六條 水先人組合ニ組合長一名ヲ置クヘシ
- 水先人組合ニ組合副長又ハ其他ノ役員ヲ置クコトヲ得
- 組合長其他組合ノ役員ハ組合員ノ選舉ニ依リ上任シ其任期ハ三年以内トス
- 組合長組合副長ノ内一人ニ組合員以外ノ者ヲ選舉ス

【法例拔萃】

ルコトヲ得
第六十條 水先人水先區ニ於テ左ノ事項アルコトヲ認
メタルトキハ直ニ其狀況ヲ遞信省ニ報告スヘシ
一 航路、航路標識ニ異變アルコト
二 航路ノ妨害トナルヘキモノ存在スルコト
三 其他航行上危險ノ虞アル事實アルコト
第一號表

東京灣及隅田川						水先區
航路						汽船水先 案内料
東京灣水先區境界線・横濱錨地間	東京灣水先區境界線・隅田川水先區境界線間	東京灣水先區境界線・隅田川錨地間	横濱錨地・隅田川水先區境界線間	横濱錨地・隅田川錨地間	隅田川水先區境界線・隅田川錨地間	四〇
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

和泉・灘・内海及

友ヶ島水道・神戸錨地間	友ヶ島水道・大阪錨地間	神戸錨地・大阪錨地間	神戸錨地・門司若ハ下關錨地間	神戸錨地・内海水先區西境界線間	神戸錨地・若松錨地間	門司、下關、若松錨地・下關水先區西境界線間	門司、下關錨地・若松錨地間	門司、下關錨地・下關水先區東境界線間	下關水先區東境界線・若松錨地間
三〇	三〇	三〇	三〇	一四〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一五〇

島原海灣					長崎港	下關		
水先區境界線・三角錨地間	水先區境界線・三池錨地間	水先區境界線・住ノ江錨地間	水先區境界線・港内錨地間	水先區境界線・口ノ津錨地間	水先區境界線・港内錨地間	豐後水道北口・神戸錨地間	豐後水道北口・下關水先區東境界線間	下關水先區西境界線・下關水先區東境界線間
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一三〇	一三〇	三〇

【法例拔萃】

海員懲戒法

第一條 海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フヘシ
一 正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶ヲ放棄シタルトキ
二 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ自他ノ船舶ヲ間ハス之ニ損害ヲ加ヘ若ハ之ヲ沈没セシメタルトキ
三 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ人ヲ殺傷シタルトキ

備考

帆船水先案内料ハ當該航路ニ於ケル汽船水先案内料ニ其ノ百分ノ八十ヲ加ヘタル額トス但シ機關ヲ有スル帆船ニ在リテ機關ヲ使用スルトキハ帆船水先案内料ノ範圍内ニ於テ船長ト協定スヘシ

小樽港	水先區境界線・港内錨地間	三〇
伏木港	水先區境界線・港内錨地間	六〇

【法例 拔萃】

- 四、海難ニ罹リ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ
- 五、海難ニ罹リタル船舶アルコトヲ認メ正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ
- 六、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
- 七、亂銘粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ
- 第二條 懲戒ハ左ノ三種トス
 - 一、免狀行使ノ禁止
 - 二、免狀行使ノ停止
 - 三、譴責
- 第三條 前條懲戒ノ適用ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ海員審判所之ヲ定ム
- 第四條 免狀行使ノ停止ハ一ヶ月以上三年以下トス
- 第七條 海員審判所ノ審判ニ關シ此法律ニ規定ナキモノニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 海員審判所ハ地方海員審判所及高等海員審判所ノ二トス
- 第三十九條 理事官及被害者ハ地方海員審判所ノ裁決ニ對シ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

審判所管轄區域

名 稱	位 置	管 轄 區 域
東京地方 海員審判所	東京市	東京府、神奈川縣、新瀉縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、山形縣
大阪地方 海員審判所	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、和歌山縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
門司地方 海員審判所	門司市	山口縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣
函館地方 海員審判所	函館市	北海道、青森縣、秋田縣

海上衝突豫防法

- 本法ハ海洋ト海洋接續ノ場所トナ問ハス凡ソ航洋船ノ運航シ得ヘキ水上ニ於ケル船舶ニ適用ス
- 本法中汽船ト雖モ帆ヲ以テ運轉シ汽力ヲ用ヒサルトキハ帆船ト看做シ汽力ヲ用フルトキハ帆ヲ用ウルト用ヒサルトノ別ナク汽船ト看做スヘシ
- 本法中汽船トハ凡ソ機關ノ作用ニ因テ運轉スル船舶ヲ謂フ
- 本法中船舶航行中トハ碇泊若ハ繫留又ハ坐礁、膠沙ニ非サル場合ヲ謂フ
- 船 燈
- 本法中船燈ニ關シテ見得トハ晴天ノ暗夜ニ於テ認メ得ルヲ謂フ
- 第一條 船燈ニ關スル規定ハ天氣ノ如何ニ關セス日没ヨリ日出マテ必ス遵守スヘシ此ノ時間中ハ本法ニ定メタル船燈ノ外之ニ紛レ易キ燈ヲ掲クヘカラス
- 第二條 汽船ハ航行中必ス左ノ燈ヲ掲クヘシ
- (中 略)
- 第三條 汽船他船ヲ曳キテ航行スルトキハ兩舷燈ヲ掲

【法例 拔萃】

クルノ外ニ白燈二箇ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ

- 第四條 事變ノ爲運轉自由ヲ得サル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ト同一ノ高サニ於テ最モ見易キ所ニ(汽船ナレハ其ノ白燈ノ代リニ)二箇ノ紅燈ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ此ノ紅燈ハ周圍少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見易キ所ニ直徑二尺ノ黒珠若ハ黒色ノ形象二個ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ
- 第十條 他船ニ追越サレントスル船舶ハ他船ニ向ケル尾ヨリ白燈ヲ表示シ又ハ閃火ヲ發スヘシ
- 第十二條 汽船他船ノ注意ヲ喚起スル爲必要ナリトスルトキハ本法ニ規定シタル船燈ノ外尙閃火ヲ發シ又ハ難船信號ト混同セサル爆裂信號ヲ發スルヲ得
- 霧 中 信 號
- 第十五條 航行中ノ船舶ニ關シ本條ニ規定シタル信號ヲ爲スニハ左ノ信號器ヲ用ウヘシ
- 霧中降雪其他暴雨中ハ晝夜ノ別ナク左ノ各項ニ規定シタル信號ヲ爲スヘシ

【法例拔萃】

- 一、汽船航行中ハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ一發スヘシ
- 二、汽船航行中運轉ヲ止メテ速力ヲ有タサルトキハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ二發スヘシ但シ其ノ二發ノ間隙ハ大約一秒時タルヲ要ス
- 三、帆船航行中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ右舷開ナレハ一聲ヲ發シ左舷開ナレハ二聲ヲ連發シ船ノ正横後ニ風ヲ受ケタルトキハ三聲ヲ連發スヘシ
- 四、船舶碇泊中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ大約五秒時間劇シク號鐘ヲ鳴ラスヘシ

航方

第十八條 二艘ノ汽船正シク眞向又ハ幾ント眞向ニ行達フテ衝突ノ虞アルトキハ兩船トモ鉞路ヲ右舷ニ轉シ互ニ他船ノ左舷ノ方ヲ行過スヘシ

本條ハ兩船正シク眞向又ハ幾ント眞向ニ行達ノテ衝突ノ虞アルトキニ限り適用スヘシ兩船各々其ノ鉞路ヲ保チテ互ニ替リ行クトキニハ適用スヘカラス

本條ヲ適用スヘキ場合ハ兩船トモ正シク眞向又ハ

幾ント眞向ニ行達ヒタルトキ即チ晝間ニアリテハ我船ノ橋ト他船ノ橋ト一直線又ハ幾ント一直線ニ見ユルトキ夜間ニアリテハ互ニ他船ノ兩舷燈ヲ見ルトキニ限ルヘシ

本條ハ晝間他船ノ我鉞路ヲ横切りテ我船ノ前面ニ見ユルトキ又ハ夜間我船ノ紅燈他船ノ紅燈ニ對シ或ハ我船ノ綠燈他船ノ綠燈ニ對スルトキ又ハ我船ノ前面ニ綠燈ヲ見スシテ紅燈ヲ見或ハ紅燈ヲ見スシテ綠燈ヲ見ルトキ又ハ綠紅ノ兩燈ヲ我船ノ前面ヨリ他ノ位置ニ見ルトキハ適用スヘカラス

第十九條 二艘ノ汽船互ニ航路ヲ横切り衝突ノ虞アルトキハ他船ヲ右舷ニ見ル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十三條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ汽船ハ他船ニ近寄りタルトキ時宜ニ應シテ速力ヲ緩メ若ハ運轉ヲ止メ又ハ後退スヘシ

第二十五條 汽船狹隘ノ水道ニ於テ無難ニ通航シ得ルトキハ其ノ中流ノ右側即チ本船ノ右舷ニ當ル方ヲ航行スヘシ

航路信號

第二十八條 航行中ノ汽船他船ニ近寄り鉞路ヲ變セントスルトキ汽笛若ハ汽角ヲ以テ左ノ信號ヲ爲シ他船ニ我船ノ鉞路ヲ通知スヘシ

短聲一發 我船鉞路ヲ右舷ニ取ル

短聲二發 我船鉞路ヲ左舷ニ取ル

短聲三發 我船全速力ニテ後退ス

特例

第三十條 本法ハ行政官廳ニ於テ規定シタル港、川其他内海ノ運航ニ關スル特別規則ノ施行ヲ妨ケス

難船信號

第三十一條 危難ニ罹リテ他船又ハ陸地ヨリ救助ヲ要スル船舶ハ左ノ信號ヲ同時又ハ別々ニ使用スヘシ

- 一、晝間信號
- 二、夜間信號

船舶通報規則 (昭和六年七月一日改正)

第一條 船舶通報ヲ別チ左ノ三種トス

一、通過報

【法例拔萃】

二、信號報

三、海難報

第三條ノ二 海難報トハ特ニ指定スル電信局所ニ於テ船舶ノ遭難又ハ航行ノ安全ニ關スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信(特定人ニ宛ツルモノヲ除ク)ニ依リ知得シタル船舶ノ遭難、委棄又ハ漂流ニ關スル左ノ事項ヲ和文電報ヲ以テ請求者ニ通知スルモノヲ謂フ

一、船名 必要アルトキハ船舶ノ種類、國籍又ハ所有者名ヲ附記ス

二、災厄ノ日時 遭難ノ日時又ハ遭難、委棄若ハ漂流ノ事實ヲ知得シタル日時

三、船舶ノ位置

四、災厄ノ狀況 遭難、委棄又ハ漂流ノ別及其ノ狀況

第十九條 第一項及第二十三條中「船舶通報」ヲ「通過報又ハ信號報」ニ改ム

第十九條ノ二 海難報ノ取扱ヲ望ム者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ電報ヲ配達スヘキ電信局所ニ

【法例拔萃】

差出スヘシ

- 一、船名 他ニ同一名稱ノ船舶アルトキハ無線電信ノ呼出符號又ハ信號符字ヲ添記スヘシ
- 二、國籍
- 三、船舶所有者名
- 四、發信電信局所名
- 五、請求者ノ住所氏名

第十九ノ三 第十條ノ規定ハ海難報ニ之ヲ準用ス
 第十九條ノ四 海難報ノ料金ハ電報ノ字數ニ應シ一舵私報ノ料金ヲ課ス

前項ノ料金ハ配達ノ際受信者ヨリ之ヲ徵收ス
 第十九條ノ五 電信局所ニ於テ第三條ノ二各號ノ事項中知得シ得サルモノアルトキハ當該事項ノ通報ヲ爲サス又ハ海難報ヲ發セサルコトアルヘシ
 第二十一條第一項中「異動ヲ生シタルトキ」ノ下ニ「又ハ船舶通報ノ請求者其ノ取扱ヲ罷メムトスルトキ」ヲ加フ

(改正の要旨)

一、海難報は船舶の遭難(S.O.S)又は航行の安全

(T.T.T)に關する通關により知りたる船舶の遭難委棄又は漂流の狀況及其の船名、日時位置を和文電報に依り請求者に通知する
 二、海難報の料金は一般電報の私報の料金と同様字數に應じて徵收する、尙海難報の取扱を請求するときには其の登記料として二圓(年額)を納付することに要する

三、海難報の取扱を望む者は配達を受持つ電信局に對し豫め左記の事項を記載した請求書を差出し其の登記を受ければよい(一)船舶の名稱(二)船舶の國籍(三)船舶の所有者名(四)海難報發信無線電信局名請求者の住所氏名
 四、海難報の取扱を受くる船舶は、種類國籍等の如何を問はず請求者の希望したる船舶に對して其の取扱をする

五、海難報を發信する沿岸の無線電信局は差向き左の十八ヶ局中より請求者に於て必要と認むるものを指定すればよいのであつて、其の數には別段制限がない

海難報發信無線電信局名

(内地) 落石、函館、銚子、若狭潮岬、下井津、角島、大潮崎、

(朝鮮) 京城、釜山、木浦、鎮南浦、清津
 (臺灣) 基隆、鶯鑾鼻、花蓮港、臺東
 (樺太) 大泊

船舶通報事務取扱燈臺

- 犬吠崎 下總國犬吠崎
- 稚内 北見國野寒岬
- 劔崎 東京海灣劔崎
- 金華山 陸前國金華山ノ南東端
- 尻矢崎 津輕海峽ノ東口
- 神崎 對馬國南端
- 六連島 下關海峽西口六連島(夜間ハ取扱ハス)
- 佐多岬 大隅國南端小岩島
- 大角鼻 讚岐國小豆島ノ南東端大角鼻
- 絶影島 朝鮮絶影島(夜間ハ取扱ハス)

【法例拔萃】

- 神威岬 後志國神威岬(夜間ハ取扱ハス)
- 小青島 朝鮮黃海道大青群島(夜間ハ取扱ハス)
- 潮岬 紀伊國潮岬
- 大瀨崎 五島列島福江島ノ南西端
- 日ノ御崎 紀伊水道東側日ノ御崎
- 西能登呂岬 樺太西能登呂岬
- 鶯鑾鼻 臺灣南端(夜間ハ取扱ハス)
- 神島 志摩國伊良湖水道神島ノ北東端(夜間ハ取扱ハス)
- 港門島 朝鮮全羅南道所安群島(夜間ハ取扱ハス)

信號所設置場所

- 遞信省告示ニ基キ船舶通航並ニ潮流ノ信號所ノ設置場所ハ左ノ如シ
- | 設置場所 | 信號ノ種類 |
|--------|-----------|
| 下關海峽部崎 | 船舶通航及潮流信號 |
| 臺場鼻 | 同 |
| 火ノ山下 | 船舶通過信號 |
| 赤阪 | 同 |

【法例拔萃】

來島海峽中渡島 潮流信號
内海三原瀬戸大濱崎 船舶通航及潮流信號
高根島 同

開港港則

第一條 左ニ記載スル外國通商ヲ許シタル諸港ノ境界ハ左ノ如ク定ム(港ノ境界詳細ハ省略)

神戸、横濱、新潟、夷港、大阪、長崎、函館、清水、武豊、名古屋、四日市、糸崎、徳山、今治、下關、門司、若松、博多、唐津、住ノ江、口ノ津、三池、三角、鹿兒島、嚴原、佐須奈、鹿見、那霸、濱田、境、宮津、敦賀、七尾、伏木、青森、小樽、根室、釧路、室蘭、大泊、真岡

第二條 各船舶ハ入港スルニ當リ其國旗及信號符字ヲ掲クヘシ定期郵便船ハ會社旗ヲ以テ信號符字ニ代用スルコトヲ得

右國旗及信號符字又ハ會社旗ハ船舶ノ着港ヲ港長ニ届出タル後ニアラサレハ之ヲ引下スヘカラス
着港届ハ日曜及大祭日ヲ除ク外二十四時間内ニ之ヲ

差出スヘシ但着港届ヲ差出シタル後ニアラサレハ如何ナル船舶タリトモ稅關手續ヲ與ヘサルモノトス

第三條 各船長ハ其着港ニ際シ自由交通ノ許可ヲ受クルマテハ其船舶ト他ノ船舶或ハ陸地トノ間ニ於ケル一切ノ交通ヲ差止ムヘシ

第十一條 船舶カ港界内ニ於テ火ヲ失シタルトキハ救援ノ來ルマテ船鐘ヲ打鳴スヘシ且日出ト日没ノ間ニハNMノ信號ヲ掲ケ日没ト日出ノ間ニハ斷エス紅燈ヲ上下スヘシ
警察官ノ救援ヲ要スルトキハ日没ト日出ノ間ニハCノ信號ヲ掲ケ日没ト日出ノ間ニハ藍火若ハ閃火ヲ示スヘシ

海商法

商法第五編拔萃

船舶及船舶所有者

第五百三十八條 本法ニ於テ船舶トハ商行為ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其他槽權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ槽權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

第五百四十條 船舶所有者ハ特定法ノ定ムル所ニ從ヒ登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ要ス
前項ノ規定ハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

第五百四十三條 差押又ハ假差押ハ發航ノ準備ヲ終リタル船舶ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ス但其船舶カ發航ヲ爲ス爲ニ生シタル債務ニ付テハ此限りニ在ラズ

第五百五十七條 船舶ノ賃借人カ商行為ヲ爲ス目的ヲ以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ關スル事項ニ付テハ第三者ニ對シテ船舶所有者ト同一ノ權利義務ヲ有ス

船長

第五百五十八條 船長ハ其職務ヲ行フニ付注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非ラサレハ船舶所有者、傭船者、荷送人其他ノ利害關係人ニ對シテ損害賠償ノ責ヲ免ル、コトヲ得ス

【法例拔萃】

第五百六十四條 船長ハ航海ノ準備ヲ終リタルトキハ遲滞ナク發航ヲ爲シ且必要アル場合ヲ除ク外豫定ノ航路ヲ變更セスシテ到達港マテ航行スルコトヲ要ス
第五百六十六條 船籍港外ニ於テハ船長ハ航海ノ爲ニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ爲ス權利ヲ有ス
船籍港ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ爲ス權限ノミヲ有ス

海員

第五百七十六條 海員ハ其雇入ノ手續カ終リタルトキハ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込ムコトヲ要ス
海員ハ船長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其乗込ミタル船舶ヲ去ルコトヲ得ス

第五百七十七條 海員ノ服役中ノ食料ハ船舶所有者ノ負擔トス

第五百八十一條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止ムルコトヲ得
一、發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタ

【法例拔萃】

ルトキ

- 二、海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ
- 三、海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四、海員カ疾病ニ罹リ又傷疾ヲ受ケ其職務ニ堪エサルニ至リタルトキ
- 五、不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得
- 第一項第四號及ヒ第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第五百八十五條 海員ノ雇入期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ海員ヲ雇入タルトキハ其期間ハ之ヲ一年ニ短縮ス

船舶無線電信施設法

貿易及荷動

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル日本船舶ハ無線電信ノ施設ナクシテ遠洋航路又ハ近海航路ニ於テ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス但シ航海ノ目的其他ノ事情ニ依リ已ムコトヲ得スト認メラル、トキハ主務大臣ハ期間ヲ指定シ其ノ施設ナクシテ之ヲ航行ノ用ニ供セシムルコトヲ得

- 一、總噸數二千噸以上ノ船舶
 - 二、五十人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶
- 前項第二號ノ人員ハ旅客ニ付テハ旅客定員ニ依リ之ヲ算定ス
- 傷病船員ノ補充、海難救助其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ臨時ニ搭載シタル人員ハ之ヲ第一項第二號ノ人員中ニ算入セス
- 第二條 當該官吏ハ無線電信施設ノ検査ヲ行フ爲必要アルトキハ何時ニテモ船舶ニ臨檢シ又ハ其ノ航行ノ停止ヲ命スルコトヲ得
- 第六條 本法ハ日本船舶ニ非ラサル船舶ニシテ本法施行地内ノ港ニ出入スルモノニ之ヲ準用ス

【貿易及荷動】

輸出入重要品累年比較

(單位千圓)

品名	輸出		輸入	
	昭和三	昭和四	昭和三	昭和四
生絲	七三、六九七	七六、〇六五	四六、六四六	三六、七二五
綿織物	二五、八九二	二六、七〇三	一五、〇三三	九三、六〇八
莫大小製品	三三、二七	四三、七〇六	三九、七五	七三、六〇九
石炭	二七、三七八	三三、七五	二九、七七	八五、七四
精糖	二四、五三	三三、一七一	二六、七三	二五、九七三
製茶	一八、四五	三九、九七五	二六、七三	四九、七四
陶磁器	一、八四八	三、〇三七	八、三六七	一九、五八三
木器	一、七、九三三	二、一四八	二七、一七	一、四四
層糸真綿	一、七、九三三	二、一四八	二、一四八	一、四四
絹織物	一、四、〇五九	一、四、〇五九	六、五三	五、〇八三
水產物	一、七、三三五	三、四四	二、九一〇	一、四、一四八
罐詰食物	三、〇三〇	三、四四	二、九一〇	一、四、一四八
豆類	一、〇、四〇一	一、四、〇五九	七、三五	三、九三〇
紙類	二、五、六三	二、六、九二	二、七、五九	一、五、八七六
硝子及製品	三、九三	一、三、四四	九、六〇九	三、九三〇
小麥粉	二、四、七七	二、六、八五	一、四、〇九	三、〇、五
鐵製品	一、〇、九八	一、五、〇三	一、四、〇九	二、九、四七
磁具	一、〇、九八	一、五、〇三	一、四、〇九	二、九、四七
機械類	一、〇、六五	二、三、五九	二、三、五九	一、五、八四
石油			三、〇、六六	三、〇、六六
鐵			二、五、三三	二、五、三三
植物纖維			二、七、八二	二、九、四〇
探油原料			三、〇、三二	三、〇、三二
自動車			三、三、四	三、三、四
硫酸安母尼			三、三、四	三、三、四
生油			三、三、四	三、三、四
油粕			三、三、四	三、三、四
石炭			三、三、四	三、三、四
毛糸			三、三、四	三、三、四
木材			三、三、四	三、三、四
小麥			三、三、四	三、三、四
毛織物			三、三、四	三、三、四
米類			三、三、四	三、三、四
豆類			三、三、四	三、三、四
砂糖			三、三、四	三、三、四
機糖			三、三、四	三、三、四
羊毛類			三、三、四	三、三、四
鐵類			三、三、四	三、三、四
棉花			三、三、四	三、三、四

對外國別貿易表

(單位千圓)

國別	昭和三		昭和四		昭和五	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
(亞細亞洲)	四二、六一	三三、九四〇	三三、一八三	三三、〇三	三三、一八三	三三、〇三
支那	九、六〇六	一、五、〇三	九、二七〇	一、三、四七	一〇、一五〇	一、三、四七
關東州	三、九三	一、四、六	三、九三	一、四、六	三、九三	一、四、六
香港	一、五、九	一、一、三	一、五、九	一、一、三	一、五、九	一、一、三
英領印度	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七
海峽殖民地	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七
蘭領印度	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七
佛領印度	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七	四、〇七	一、九、八七
露領亞細亞	五、二、九	三、三、八	五、二、九	三、三、八	五、二、九	三、三、八
比律賓諸島	二、七、二	一、八、七	二、七、二	一、八、七	二、七、二	一、八、七
暹羅	九、七、〇	一、四、三	九、七、〇	一、四、三	九、七、〇	一、四、三
其他諸國	八、七、三	四、一、八	八、七、三	四、一、八	八、七、三	四、一、八
合計	九三、四、五	一〇七、七、一	八四、五、三	八七、九、〇	八四、五、三	八七、九、〇
(歐羅巴洲)	五、四、九	一、七、〇、七	四、九、九	一、五、三、七	五、四、九	一、七、〇、七
英吉利	四、三、四	一、三、五、五	四、〇、〇	一、三、三、一	四、三、四	一、三、五、五
佛蘭西	一、一、三	一、四、二、〇	一、〇、六、二	一、三、三、〇	一、一、三	一、四、二、〇
獨逸	一、一、三	一、四、二、〇	一、〇、六、二	一、三、三、〇	一、一、三	一、四、二、〇
白耳義	一、一、三	一、四、二、〇	一、〇、六、二	一、三、三、〇	一、一、三	一、四、二、〇
伊太利	五、二、五	六、七、四	三、八、五	六、三、七	五、二、五	六、七、四
瑞西	四、五	三、八、九	一、四、六	一、八、〇、九	四、五	三、八、九
其他諸國	一、一、三	一、四、二、〇	一、〇、六、二	一、三、三、〇	一、一、三	一、四、二、〇

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

Table of trade and cargo movement for various countries including 埃太利, 和蘭, 瑞典, 露西亞, 波蘭, 西班牙, 土耳其, 葡萄牙, 其他諸國, 北亞米利加洲, 南亞米利加洲, 秘露, 亞爾然丁, 伯刺西爾, 其他諸國, 合計, 埃及, 喜望峯殖民地, 東亞弗利加, 其他諸國, 合計, 濠太利, 新西蘭, 布哇, 其他諸國, 合計, 通計. Columns show years from 昭和元年 to 五年 with sub-columns for 出港 and 入港.

輸出入貿易船國別 (單位千噸)

Table of shipping trade by country for 日本. Columns show years from 昭和元年 to 五年 with sub-columns for 出港 and 入港. Includes a section for 噸數.

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

合計	比律賓	細領亞	露領亞	佛領印	度支那	關領印度	香港	關東州	加奈陀	米國	希臘	巴那馬
噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
一六、三三六										三、七三〇		
一六、三三四										三、七三五		
一六、九〇三										三、四一〇		
一六、八九九										三、四三三		
一七、三三一										三、四二一		
一七、二九二										三、四三三		
一八、三三七										三、五三六	〇三	
一八、三三一										三、五三七	〇三	
一八、七七一	二	三	四	三	三	三	一	一	一	三、六三一		六五
一八、七七七	二	六	四	三	三	三	一	一	一	三、五三二		六五

【貿易及荷動】

芬蘭	丁抹	露國	諾威	瑞典	和蘭	伊太利	白耳義	獨逸	佛國	英國	支那
噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
	三、八	六五	一、七	一、八	二、〇	二、九		九、〇	五、〇	二、〇	三、七
	三、八	五九	一、八	一、九	二、〇	三、〇		九、一	五、〇	二、〇	三、六
	二、八	空	五、一	一、九	一、三	二、〇		九、七	六、三	八、八	四、七
	二、九	六	五、三	二、五	一、三	二、〇		九、八	六、八	八、八	四、六
	三、八	二、八	九、三	六、三	一、三	一、九		一、二	七、〇	九、〇	九、三
	三、八	二、八	九、三	六、三	一、三	一、九		一、二	七、〇	九、〇	九、三
二、三	三、九	一、三	九、三	二、三	一、二	三、七	六、七	一、四	七、四	九、三	六、七
二、三	三、九	三、九	一、七	二、三	一、〇	三、七	元八	一、四	六、〇	九、四	三、六
	三、八	二、九	九、三	二、五	三、六	三、三	一、〇	一、三	七、二	七、八	一、六
	三、八	三、〇	九、三	二、五	三、六	三、三	一、〇	一、五	七、〇	七、八	一、五

主要港貿易順位比較

(昭和五年度貿易)

港名	順位	輸出價格	順位	入港船舶噸數	港名	順位	輸出價格	順位	入港船舶噸數
神戶	1	一、五〇、四五	1	一四、五九	鹿兒島	17	八、三六	22	一〇
大阪	2	一、三六、六九	2	一〇、九二	尾道	18	八、五九	17	一〇
名古屋	3	七〇、三二	3	五、四四	青森	19	八、四八	17	一〇
門司	4	一、五〇、〇七	4	二、五〇	伏木	20	六、九八	18	一〇
若松	5	一、四六、〇三	5	七、九八	室蘭	21	三、八二	13	一〇
長崎	6	五〇、九一〇	6	一、四三	下關	22	三、四二	34	一五
四日市	7	三、五、六九	7	一、四三	三角	23	二、八四	29	一〇
清水	8	三、四、六六	8	一、三三	那霸	24	二、五八	30	一〇
小樽	9	三、三、七三	9	一、三三	七尾	25	二、三六	25	一〇
德山	10	二〇、七四	10	八、七三	唐津	26	二、〇四	12	一〇
函館	11	一五、七三	11	五、三	今治	27	二、〇二	42	一〇
三池	12	一五、七三	12	五、三	宮津	28	一、三九	26	一〇
武豊	13	一三、八〇三	13	一、七七	釧路	29	一、三九	24	一〇
新湊	14	一三、七〇一	14	二、三三	博多	30	一、九一	24	一〇
敦賀	15	一〇、〇一〇	15	一、七六				20	一〇
	16	九、六三	16	一、三三					

(昭和五年)

本表は三種別中何れかに二十五位迄を占めたるものを
收む二十六位以下省略。

國籍	種別	航路	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
日本	汽船	内國航	六、四三	五、三六、七九	一、八六	一、八六、三九〇	一、八六	一、八六、三九〇	一、八六	一、八六、三九〇	一、八六	一、八六、三九〇
日本	帆船	外國航	一、五八	八、八四、三五	二、七	三、七四、四五	二、七	三、七四、四五	二、七	三、七四、四五	二、七	三、七四、四五
英國	汽船		四、五	三、六、七、五	五、四	四、八〇、七三	五、四	四、八〇、七三	五、四	四、八〇、七三	五、四	四、八〇、七三
美國	汽船		三、三	二、三〇、〇六	三、三	二、四三、〇八	三、三	二、四三、〇八	三、三	二、四三、〇八	三、三	二、四三、〇八
法國	汽船		三、三	九、八、四〇	三、三	七、九、二四	三、三	七、九、二四	三、三	七、九、二四	三、三	七、九、二四
佛蘭	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
和蘭	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
獨逸	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
白耳義	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
瑞典	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
挪威	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
丁抹	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
伊太利	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
露西亞	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
支那	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
巴那馬	汽船		三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四	三、三	三、五、八、二四
總計	汽船		八、九、七、八	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三	三、三、三、〇、三
總計	帆船		一、五八	八、八四、三五	一、五八	八、八四、三五	一、五八	八、八四、三五	一、五八	八、八四、三五	一、五八	八、八四、三五

(備考) 本表ノ外ニ開港港則施行規則第二十六條ニ依リ允許ヲ與ヘタルモノノ神戸港二四三隻、長崎港二一八隻、
門司港二、二二九隻、大阪港一、五五七隻アリ

一九三〇年度世界貿易大勢

(減少%單位千磅)

【貿易及荷動】

國別	一九三〇年輸	一九二九年輸	減少額	%	一九三〇年輸	一九二九年輸	減少額	%
英國	一九三〇年輸	一九二九年輸	減少額	%	一九三〇年輸	一九二九年輸	減少額	%
加奈陀	九八、八三	一、二二、一七	一、一三、三四	一三、八	七九、〇六三	七九、〇六三	—	—
英領印度	三〇七、二二	三六、八〇九	二七〇、四一〇	三、四	一八三、〇八九	二四三、〇九八	六〇、〇〇九	二一、八
英領馬來	九四、四一五	一四、三三五	八〇、〇八〇	三、〇	一九一、三三八	一三三、五六六	五八、〇七二	二五、一
米國	一四、三三五	一三、三八五	一、〇〇〇	一、九	三三八、七二五	三三八、七二五	—	—
佛蘭西	七、六六〇	六、〇三八	一、五七二	一、九	一〇〇、〇三二	一〇〇、〇三二	—	—
伊太利	三六、九二四	九三、九〇一	五六、九七七	三、〇	一〇、九六七	六九、九〇八	五八、九四一	一〇、七
日本	五〇八、七三三	六五八、三三八	一四九、五六六	三、七	五九、一七三	四〇三、七三二	三四四、五六九	一四、七
日耳曼	四二、三五六	四六八、八五二	四二六、四九六	一〇、一	一三三、一〇八	一六四、四七七	三一、三五九	二〇、七
白耳義	一八七、三二	三三、三三七	一五四、〇〇	一、九	一六四、四七五	一六四、四七五	—	—
致須國	一九、二九一	三三、三三七	一四、〇八五	一、一	一四、四四五	一四、四四五	—	—
瑞西	一五、〇九七	三三、三三七	一八、二七〇	一、一	二五、五二一	二五、五二一	—	—
丁抹	一七、七六	三三、三三七	一五、六一	一、一	一八、五〇三	一八、五〇三	—	—
瑞典	九五、五七	一一、九三六	八三、六四	二、二	八二、三五七	八二、三五七	—	—
其他	一〇〇、三三五	一〇六、〇七八	五、七三三	一、五	九九、〇三五	九九、〇三五	—	—
合計	七、八、七三三	九〇、七三五	八二、九〇〇	七、六	一、〇、五五八	一、〇、五五八	—	—
	四、九三、一五	六、〇、三三二	一、〇六、一八二	一、八	五、七、五三六	五、七、五三六	—	—

日英米外國貿易月表

日本 (單位千圓) 英國 (單位千磅) 米國 (單位千弗)

昭和五年七月
八月
九月
十月
十一月
十二月
昭和六年一月
二月
三月
四月
五月
六月

月	輸	入	輸	入	輸	入
七月	一七、二五五	一〇四、六三七	五七、四九	八五、三三〇	三〇、五五八	三〇、五五八
八月	一七、六八三	九六、〇三二	四九、二一九	九〇、九〇五	二八、四二七	二八、四二七
九月	三〇、六八二	九二、三四〇	四八、一三四	六、六三一	三三、三〇七	三三、三〇七
十月	二八、五二一	一〇三、五九六	五〇、三三一	九〇、八六〇	二七、三三七	二七、三三七
十一月	二七、四七五	九五、六六七	五〇、九〇五	九、四二一	二七、四八六	二七、四八六
十二月	二六、〇〇八	九八、七四九	四三、七三二	八、九三九	二七、四八六	二七、四八六
一月	一〇五、三九二	一〇三、七四六	一、六四一	五、六九九	二四、九六一	二四、九六一
二月	九一、八二七	九八、六五五	七、〇二八	三、六四七	三三、四四七	三三、四四七
三月	九六、二二五	一七、九六四	七、六四五	七、〇六四	三三、四四七	三三、四四七
四月	八二、五三三	二六、九六六	五、〇七一	七、〇三〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
五月	一〇一、一一一	二八、一三三	三、六四〇	六、六三〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
六月	一〇〇、三三六	一五、三三三	八、四七五	六、六三一	二〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

海運關係國際收支

(單位千圓)

海運關係	大正十四年	昭和元年	二年	三年	四年
輸入貨物運賃	七、八三三	七、三六四	七、六三二	九、五五五	一〇、九〇七
輸出貨物運賃	三、六八四	三、〇六六	三、七六六	三、〇九〇	四、九五六
外國間運送運賃	五、〇五五	五、〇三四	四、〇三三	四、七四四	五、〇四九
外國旅客運賃	三、四七四	三、八三二	三、七〇九	三、八五五	三、四九九
備船料	四、一	二、七	八、八	一、四九八	一、七九四
外國艦船需品購入代	一、三三四	一、四〇二	一、五七七	一、〇七五	一、三五六
外國艦船修繕代	九、九三	一、〇七	四、六八	一、六三三	一、六〇六
噸稅及水先案内料	一、七八四	二、〇九五	一、四三五	一、八六三	二、三三五

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

地区	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
合衆國	二五、一六	二六、一七	二七、一八	二八、一九	二九、二〇	三〇、二一	三一、二二	三二、二三
加拿大	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
北米計	二六、六六	二七、六七	二八、六八	二九、六九	三〇、七〇	三一、七一	三二、七二	三三、七三
南米計	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
歐洲計	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇	一、七〇
其他	八、二〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇
合計	三七、八六	三八、八七	三九、八八	四〇、八九	四一、九〇	四二、九一	四三、九二	四四、九三

地区	一九三〇—三一年度	一九三一年度
伊太利	三、五二	三、五二
波蘭	二、九二	二、九二
羅馬尼亞	二、〇〇	二、〇〇
露班	一、九〇	一、九〇
西班牙	一、四〇	一、四〇
瑞典	一、三〇	一、三〇
英國	一、二〇	一、二〇
歐洲計	一、八七	一、八七
支那	八、五七	八、五七
日本	七、七五	七、七五
爪哇	七、九〇	七、九〇
菲律賓	六、四〇	六、四〇
亞細亞計	二、四七	二、四七
非洲	一、〇〇	一、〇〇
大洋洲計	二、四六	二、四六
總計	二、四六	二、四六

本邦鹽需要高

地区	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
内地	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五
臺灣	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二	一、三〇、八二
關東州	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九	一、七〇、二九
埃及	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
西班牙	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇
合計	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五	一、二四、二五

世界棉花消費額 (一九三〇—三一年度) (單位千俵)

地区	一九三〇—三一年度	一九三一年度
米	五、二八	五、二八
印度	三、〇三	三、〇三
エチオピア	三、九四	三、九四
其他	二、二九	二、二九
合計	一四、五四	一四、五四

世界小麥荷動狀況 (單位千噸)

地区	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
歐洲生產	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二
英國輸入	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四
歐洲大陸輸入	九、四九	九、四九	九、四九	九、四九	九、四九	九、四九	九、四九	九、四九
全歐洲輸入	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇
歐洲外輸入	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四	一、七四
世界荷動	一六、七四	一六、七四	一六、七四	一六、七四	一六、七四	一六、七四	一六、七四	一六、七四

歐洲向穀物輸入狀況 (單位英千噸)

穀物	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
小麥	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五	一、五、七五
玉蜀黍	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四	五、九四
大麥	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二	三、三二
燕麥	八、〇一	八、〇一	八、〇一	八、〇一	八、〇一	八、〇一	八、〇一	八、〇一
合計	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三	二五、〇三

【貿易及荷動】

因に各國別輸出高は合衆國三、七四噸、加奈陀九、九八噸、亞爾然丁三、七噸、濠洲一、五〇噸、印度其他一、五三噸

米材輸入趨勢 (單位B M 呎)

一九二〇年	九、九〇、八〇〇	一九二四年	一、九二、〇六、三〇〇
一九二一年	三六、七、四〇〇	一九二五年	七四、〇三、六〇〇
一九二二年	七七、九三、八〇〇	一九二六年	一、三九、〇七、四〇〇
一九二三年	七五、九〇、二〇〇	一九二七年	一、三二、五〇、三〇〇
(內譯)	一九二九年	橫濱	四五、一、七六七、九〇四
		大阪	四〇、七、七二六、二〇六
		名古屋	九二、〇〇六、六六九
		神戸	三四、〇〇八、〇五八

四年度北洋材積取成績 (單位石)

樺太	八、五七、八六六 (二、九四、六六一)	太平洋	五、七〇、一〇五
天鹽北見	二、六四、九八五 (三、五、二四一)	日本海岸	七四七、三〇七
沿海洲	一、〇七、五三〇 (五、四、三四四)	九州	四三、七〇七
合計	九、八五、三七一 (三、八五、一六六)	北海道	六四、〇九五
		支那方面	二二、三、五三
		朝鮮臺灣其他	二、三六、五九七

月別	積取船數	積取石數	月別	積取船數	積取石數
七月	一四	一、八七、六六七	八月	一	一
六月	一五	一、九五、八四六	九月	一	一
五月	一五	七、八〇、〇三五	十月	一	一
四月	一五	二九、〇七五	合計	八	八
三月	二	七、三五〇			
二月	二	二、一〇、七五			
一月	二	七、三五〇			
合計	一四	一、八七、六六七			

四年度內國炭移送地方別表 (單位噸)

炭名	瀬戸内海方面	阪神方面	伊勢灣方面	京濱方面	山陰北陸東北方面	朝鮮方面	其他	合計
筑豊炭	一、五二、三三五	三、三三、八二七	九五三、九〇六	四六、八六四	三九三、九七〇	一四、四三三	三三、三三四	六、八八七、七九
福岡炭	三、七三三	六、五三六	一、〇九、九二八	四六、三六八	三、七〇九	五、一六〇	一八、二七七	四、八六一、六一
佐賀炭	一、六、七四	一、九、七九	一、〇九、九七	三〇、七三〇	二、四、四〇	三、八三五	二七、〇八六	八、六三、二二
平戸炭	一〇、九〇六	五、九、八八	九、四、四八	三、八九三	四、四八三	二、〇九	一六、四四〇	一、七、二四〇
高島炭	一、一、一五	四、八、四	四、四、四七	一八、三六八	四、二八四	四、二八四	五、二九	二、一、四四五
松島炭	一九、八七	一〇〇、九五〇	四、九、九四	一七、〇九五	一四、六六〇	一四、六六〇	八、三九八	二、八七、九四三
島戸炭	七、三三	一四、三、三五	二〇、一、三三	一五、〇九六	一、一、一一	七、一三〇	七、二六〇	三〇、一、三〇一
三池炭	六、四、四六	二〇、七、九	二〇、七、四	二七、一、三三	八、一一	三、九三	一四、二七五	二、九三、四一五
宇部炭	六、四、三三	五、五、一一	一三、〇、七	一八、八、四四	六、四三三	一、一、一一	三、三五六	一、四七四、〇三七
常盤炭	—	—	—	四、八、八六	四、八、八六	—	一、三、三三	一、九七、六九
北海道炭	—	—	—	二八、八、〇六	一、三、六、五	—	一、三、三三	三、〇、二、九五六
臺灣炭	—	—	—	一五、二、〇七	四、三、六二	—	—	一、九、八、九七
合計	二、三、九、七三	四、八、九、三	一、七、〇、七三	二、七、〇、八六	一、〇、七、〇四	二、五、一、七三	二、三、二、八三	一五、九、四、九三

四年度輸入炭國別表 (單位噸)

炭名	瀬戸内海方面	伊勢灣方面	京濱方面	東北及北陸方面	九州方面	朝鮮、樺太	其他	合計
撫順炭	五、九、七五	四〇、二、九三	三、九、七六	四、八、八四	一、五、三、三三	四、八、八〇	三〇、五三六	二、〇、八、三五一
開平炭	一、六、四〇〇	二、四、八〇〇	六、四、五〇〇	三、六、五〇〇	一、五、〇、〇〇	一、三〇、九〇〇	一〇、六、六〇〇	五、三、五、七五〇
淄川炭	五、五、九二	一、三、三二	一、六、〇〇〇	—	五、二、七四	四、九四	—	三、二、七、三三

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

豆粕輸入状況

昭和元	年	一、一〇九、四〇〇噸	五	年	八二五、三一四
二	年	一、二五八、五〇〇	四	年	四五〇、〇四四
三	年	九七三、七八三噸	三	年	一五、

今一昨年昨年各月の輸入量を比較対照するに左の通りである。

一月	一、九五六、三七三噸	五月	九五、二一〇噸	七月	七六六、八一三噸	四年	四七、六八三噸
二月	二、四六四、五三四	六月	八八、七三四	八月	七八、六八八	三年	一三、二一一
三月	二、二一六、三四〇	七月	一一〇、八五九	九月	一四〇、七三三	二年	九、九六五
四月	二、一五四、三八〇	八月	一一九、二二五	十月	二三三、八〇九	一月	三一、〇〇一
五月	二、六八一、三一七	九月	一一一、八七四	十一月	二九一、八〇九	二月	二三、一七七
六月	一、六六四、三二八	十月	一〇一、九九二	十二月	四二四、三四三	三月	四二、三八二
合計	一五、四五〇、〇四四	十一月	八二五、三一四	合計		四月	

輸入炭國別表

支那	三年	五八、一五噸	四年	六七、八八噸	五年	四九、三〇
關東洲	三年	一、七三、〇七	四年	一、六四、三九	五年	一、六九、四七
佛領印度	三年	三〇、六六	四年	四〇、〇九	五年	四二、六七
露領亞細亞	三年	七、〇六	四年	二六、二九	五年	一九、六五
其他	三年	七、七三	四年	四、六六	五年	一〇、六二
合計	三年	三、七四、八三	四年	三、二〇、三三	五年	二、六〇、二八

海運

索引

海運一年史	一三〇	本邦汽船最速力調	一八六	△備 船	
海運大勢	一三〇	本邦船資格内容	一八六	昭和五、六年中備船料統計	二二七
船舶測度法改正	一四〇	本邦内燃機船一覽	一九〇	本邦備船料消長	二二六
失業船員救済事業補助施設	一四〇	△航 路		世界備船料消長	二二六
造船融資増額案	一四〇	主要港運程表	一九三	備船成約月別記録	二二六
船員保険法案	一四〇	(神戸、横濱、門司、小樽)		△船 價	
臨時海運調査會規則	一四〇	補助命令航路	一九七	本邦船價表	二四一
市況大勢	一五〇	命令航路内容及受命者	一九八	本邦新造貨物船平均價格	二四三
各國海運保護政策	一五〇	航路補助内容	二〇二	英國新造貨物船價	二四三
日本船主審附	一六〇	航路補助内容	二〇二	本邦賣買船月別表	二四三
世界大船主	一六〇	會社別經營航路内容	二〇三	本邦對外賣買船	二四三
世界最大船舶	一七〇	日本中心内外競争航路	二〇七	△海 員	
△船 船		航路別國別配船	二二二	海員現在數	二四二
世界汽船增加趨勢	一七三	社外船配船表	二二三	海員事務成績	二四二
本邦海運發達趨勢	一七三	本邦船配船表	二二三	海技免狀受有者別	二四二
世界船噸數	一七四	世界船配船表	二二三	海員審判件數	二四二
世界船舶噸型別年齢比較	一七六	世界船配船表	二二三	海技受驗者	二四二
(全世界英、米、日、獨、佛)		東洋中心航路改廢新設	二三八	船舶職員登錄	二四二
世界船舶噸型別年齢比較	一八三	蘇士運河通過統計	二三八	海員審判所裁決事件種類	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三	巴拿馬運河通過統計	二二九	海員職業紹介成績	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三	△運 賃		無料船員職業紹介成績	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三	世界標準運賃	二二〇	海員標準給料制	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三	定期航路運賃	二二三	世界主要海運國海	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三	世界主要航路別運賃指數	二二六	員給料比較	二四二
世界優秀船舶噸速力調	一八三			同 上	二四二

海 運

海運一年史 (自五年七月至六年六月)

海運大勢

海運界の不振は世界的經濟界の深刻な極むるに連れ倍々悲惨を加へ日本船主協會は繋船獎勵方法として會員の繋船に對し七萬五千圓の繋船資金貸付案を決定するに至り我國代表の船會社である日本郵船すら遂に九月末締切の決算に於て三百數十萬圓の缺損を計上し無配當の慘狀を曝露し所有船數隻を繋船し職制改正と海陸社員の大淘汰を斷行する三菱造船亦數百萬圓の退職資金を支出し二千數百名の職工解雇を行ふ有様で爾餘の汽船造船各社とも淘汰整理が行はれ三上、村尾汽船及村尾船渠等の破綻乃至閉鎖を見る更に汽船の差押乗組海員の本船管理運航といふ慘狀を續出し八月末調査の重量二千噸以上の繋停船は三十九隻三十六萬噸を數へ一方繋船増加は失業海員の救済問題に伴ひ減給妥協の

【海 運】

船舶運航を見るありこれが動機となり海員給料の減額が叫ばれる狀況で海員團體側もデレンマの窮地に陥り海運界は全く萬策盡き最後に案出されたものが不況打開を目的とする海運審議會設置の陳情であつたこれには船主協會海員組合と勞資兩團體の連契運動となり遞信省もその主旨を容れ臨時海運調査會を設置し船主、保險、海員及金融等諸關係者を委員に任命し結局窮通案として決議されたのが保險料低減と海員給料引下でこれにより船舶運航費を低減せしめ反面に於て政府は遠洋航海補助案を以て遠洋配船を獎勵し繋船防止失業海員の救済に資することに結末を付けたが昭和五年の海運界は何等恢復の曙光だに認めずして越年したのであつた

何等新材料を齎らさずして迎へた六年の海運界に世界的不振は定期航路を壓迫し同盟の崩解運賃落亦穀物輸送一段落後の歐洲海運界は愈悲惨を極め世界繋船一千萬噸突破といふ未曾有の不振で歐洲諸國は世界的共同繋船を叫ぶ悲鳴であつた併し我海運市場は濠洲小麥の出廻り意想外に盛況を呈し大型船の消化この新材料に對し臨時海運調査會の決議である保險料の合理的低

下海員標準給料引下案が二月から實現され船主を刺戟するあり大同海運の設立はオペレーター經營に大緊張を加へ旁二月の冬枯期に於て日本中心各方面運賃の突飛を醸し意外の市場活氣を呈し久方振りに小康を保つに至る折角逕信省が意氣込んでゐた遠洋航海補助は大藏省の反對で立消となつたがその代償として海員失業救済費として四十五萬圓の支出が議會を通過する斯て繋船は續々出動する失業海員は乗船の機會が與へられ一面海員組合の授産事業擴張海員協會の授職奔走と相俟つて三月末から四月に掛けては恰も百花爛漫の氣持であつた然るに歐米方面は益々不振を極め遠洋配船の東洋廻航内地經濟界に依然として不振何等海運を刺戟する材料なく折角喜び勇んだ海運界の順調も束の間で四月末から再び頹勢に向ひ船主造船業者の殆んど全部は無配當の慘狀を繼續し上半期に於ける一時的小康も大勢に影響なく結局前年同期と大差ない不成績に終つた以下過去一ケ年間に於ける重要記録の概要を記す

◇帝國議會と海事施設 第五十九議會に政府が提案した海事關係法案は

- 一、船舶積量測定法改正
 - 一、船員保險法案
 - 一、海員失業者救済施設
 - 一、造船資金融通補償
 - 一、労働組合法
 - 一、労働争議調停法改正案
- 等でありこの船員保險法案労働組合法及労働争議調停法改正等の労働關係法規は全部勞資双方の熾烈なる反對の下に衆議院に於て握潰され僅に他の三件が通過したに過ぎぬ亦民間から
- 一、那覇鹿兒島命令航路開設
 - 一、那覇大阪命令航路開設
- が建議案として提出されたに過ぎぬ而して議會を通過した法令並に施設内容左の如し

船舶測定法改正

法律第六號 (廿七日附發布の正文)
船舶積量測定法中左の通り改正す

第一條 船舶の積量は船舶の内法容積を測定し之を定め容積の單位は立方メートルとす

第二條乃至第四條、第六條及第七條中「量噸甲板」を測定甲板」に、噸數を「積量」に、「總噸數」を「總積量」に「登簿噸數」を「純積量」に改む第八條、總積量又は純積量を噸(三百五十三分の千立方メートル)を以て表したるものを夫々總噸數又は純噸數とす

第九條の二 主務大臣は長二十メートル未満の船舶の積量の測定に付第二條乃至第七條の規定に拘らず別段の規定を設くることを得

附 則

- 第一條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む
- 第二條 従前の規定に依り測定したる船舶の總噸數又は登簿噸數は各之を本法に依り測定したる總噸數又は純噸數と看做す
- 第三條 従前の規定に依り石數を以て積量を表示したる船舶の積量測定に付ては主務大臣の定むる所に依り其の積量を改測する迄仍従前の規定に依る
- 第四條 他の法令中登簿噸數とあるは之を純噸數とす
- 第五條 船舶が本法施行の結果登記登録の變更又は抹消を要する船舶と爲りたる爲其の登記登録を爲す場

合に於ては登録税を課せず本法施行の際登記登録を要せざる船舶が本法施行の結果新に登記登録を要する船舶と爲りたる爲其の登記登録を爲す場合亦同じ

第六條 所有權及船舶管理人以外の事項に付登記ある船舶が本法施行の結果登記すべからざる船舶と爲りたるるときは雖も仍其の事項に付登記の存する間其の事項に關する登記及所有權に關する登記を爲すべきものとす

船舶に設定せられたる質權は該船舶が本法施行の結果登記すべき船舶と爲りたるるときは雖も其の效力を害せらるることなし

失業船員救済事業補助施設

- 一、昭和六年度補助費總額四十五萬圓
- 一、高級船員に對しては主として海事協同會をして授職施設を行はしめ普通海員に對しては主として日本海員組合をしてその經營する授産場に收容し授産せしむること
- 一、授職施設施行方法左のごとし
- イ、授職事務所々在地、東京、横濱、大阪、神戸、

【海 運】

若松、函館、小樽

ロ、補助金就業手當實際所要額を補助す即ち一日一人當り手當額は勞務種類及び家族數などにより八十錢乃至一圓五十錢とす、設備費八百五十七圓その他經費一萬五千三百四十八圓（一年間）

ハ、授職事務は失業船員救済のため特に施設するものにして海事協同會自體または海事關係の官廳公署逕信大臣の適當と認むる海事關係団体などの委託にかゝる各種の調査資料の蒐集などの勞務をなさしむべきものを選定すること

ニ、海事協同會は事業施行前事業ことに逕信大臣の認可を受けること

ホ、海事協同會授職事務所は生活困難なる失業船員にして授職を希望するものに對し就業申込をなさしめ生活困難の程度その他の事情を考慮し就業申込者中より事業に使用せらる

ヘ、就業者は就業登録をなし就業登録證明書を交付すること

ト、就業登録證明書の偽造改竄その他不正の行爲ありたるものに對しては授産せしめざることを

作業給與金を支給すること

ホ、就業登録に關しては授職施設に準じ授産場においてこれを行ふこと

造船融資増額案

政府は第五十八議會に於て協賛を得たる日本興業銀行其他の銀行の造船資金貸付補給金五百萬圓を一千萬圓増加して千五百萬圓とすることに決定し之に關する豫算外國庫負擔となるべき契約を要する件の豫算案を今議會に提出した右貸出規則の骨子は次の通りである

一、遠洋に就航する運航者（備船者をも含む）に限り貸付くること

一、資金の貸出を希望する運航者に對し一航海の契約全部を提示せしめ、右契約運賃の五割乃至六割を限度として貸付けること

一、期間は一航海、利率は市場金利とすること

一、貸付の形式は運航者の振出した約手の割引とする

一、擔保は成るべく設定することを希望するが海運界不況の際無擔保である事を免れぬため無擔保の場合

【海 運】

りたるものに對しては授産せしめざることを
チ、事業の施行に關しては特に管海官廳海事關係団体などの登録により最も有効に失業救済の實績を擧げしむること

一、授産事業施行の方法左の如し

イ、授産場所在地、横濱、名古屋、大阪、神戸、戸畑、函館、小樽

ロ、補助金は授産場において就職したるもの、員數に應じ一日一人當り六十錢の割合をもつて支給すること

ハ、授産場は生活困難なる失業船員にして授産を希望するものに對し海事協同會無料船員職業紹介所に授産申込書を提出せしめ生活困難の程度その他の事情を考慮し授産申込者中より授産場收容者を選定すること

ニ、授産場は失業船員をしてロープ、スタブ、スワップ、ワイヤーブルーム、ハンマーなどの製作に従事せしめ、その勞務の種類家族の數などにより就業者一日一人當り八十錢乃至一圓十錢程度の

にも應じ得るやう運航者より興銀に運賃取立て委任状を提供せしめかつ貸付額に相當する運賃に對し興銀は優先的債權を確保すること

船員保險法案

第一、保險事項

一、被保險者の疾病、負傷、癱疾分娩及死亡を保險事故とす

第二、被保險者

イ、強制被保險者

二、船舶所有者（本法施行区域内に住事務所を有する日本人日本法人に限る）に雇傭せらるる船員を強制被保險者とす但し左の者を除く

（一）船舶に乗組まざる船員にして賃金、給料又は俸給の全額を受けざる者

（二）船舶職員及び之に準すべきものにして報酬年額千四百圓を越ゆる者

（三）湖川港灣のみを航行する船舶の船員として雇傭せられたる者

(四) 船舶法第二十條に掲ぐる船舶の船員として雇傭せられたる者

(五) 其の他勅令を以て指定する者船舶(日本船舶、外國船舶)の賃借人、寄宿者(本法施行区域内に住所事務所を有する日本人、日本法人に限る)は之を船舶所有者と看做す

(三) 船員が外國人なるときは其の外國人の本國に於て船員保険制度を有し且日本人たる船員を被保險者と爲す場合に限り之を船員保險の被保險者とす

ロ、任意、包括、被、保險、者、

四、第二項第三號若し第四號に掲ぐる者又は第五號に掲ぐるもの、中主務大臣の指定する者を雇傭する船舶所有者は主務大臣の認可を受け船員として雇傭せらるる者を包括して船員保險の被保險者と爲すことを得

五、任意包括被保險者を雇傭する船舶所有者は主務大臣の認可を受け其の雇傭する被保險者を包括して其の資格を喪失せしむることを得

日より百八十日以内とす

十二、船舶所有者が商法第五百七十八條第一項の規定に依り治療及看護の費用を負担する場合に於ては其の期間經過後療養の給付を開始す

十三、療養の給付を爲すこと困難なる場合又は被保險者の申請ありたる場合に於ては保險者は療養の給付に代へて支給することを得

ロ、傷病、手、當、金、

十四、被保險者療養の爲勞務に服すること能はざるときは傷病手當金として一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給す但し業務上の事由に因らざる疾病又は負傷の場合に於ては勞務不能の第四日目より之を支給す

十五、傷病手當金の支給期間は業務上の事由に依る疾病又は負傷の場合に於ては治癒する迄業務上の事由に依る疾病又は負傷以外の場合に於ては同一の傷病に付百八十日以内とす

ハ、癩、疾、手、當、金、

十六、被保險者業務上の事由に因る負傷又は疾病治癒

ハ、任意、繼續、被、保險、者、

六、被保險者の資格を喪失したる者は勅令の定むる所に依り、繼續して被保險者と爲ることを得

ニ、國、の、雇、傭、する、船、員、

七、國の雇傭する船員に關しては勅令を以て別段の規定を爲すことを得

第三、保 險 者

八、保險者は國とす

第四、保 險 給 付

イ、療、養、の、給、付、

九、被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付を爲す、療養の給付の範圍は勅令を以て之を定む療養上必要ありと認むるときは保險者は被保險者を病院に收容することを得

十、業務上の事由に因る疾病又は負傷の場合に於ては治療する迄療養の給付を繼續す

十一、業務上の事由に因らざる疾病又は負傷の場合に於ては療養の給付は同一の傷病に付發病又は負傷の

したる時に於て癩疾となりたるとき又は業務上の事由に因る負傷又は疾病の場合に於て發病又は負傷の日より起算し三年を経過するも治癒せざるときは癩疾手當金を支給す、癩疾手當金の額は癩疾の程度に應じ報酬日額の四十日分以上八百十日分以下とす

十七、被保險者業務上の事由に因らざる疾病又は負傷の場合に於て負傷又は發病の日より起算し百八十日以内に治癒したる時に癩疾と爲りたるとき又は其の期間經過後一年内に癩疾と爲りたるときは癩疾手當金を支給す、癩疾手當金の額は癩疾の程度に應じ報酬日額三十日分以上五百四十日分以下とす

十八、前項の癩疾手當金は發病又は負傷の日前一年内に於て百八十日間被保險者たりし者に限り之を支給す

ニ、分、娩、及、出、産、手、當、金、

十九、被保險者分娩したるときは分娩費として二十圓を出産手當金として分娩の前後一定の期間一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給す

二十、保險者は被保險者を産院に收容し又は助産の手

當を爲すことを得此の場合に於ては被保險者に支給すべき分焼費及出產手當金は勅令の定むる所に依り之を減額することを得

二十一、分娩に關する保險給付を受くるには分娩前一定の期間被保險者たりしことを要す

二十三、被保險者の資格喪失後勅令を以て定むる期間内に分娩したるときは分娩に關する保險給付を受くることを得

二十三、出產手當金の支給を爲す場合に於ては其の期間傷病手當金の支給を爲さず

ホ、埋、葬、料、

二十四、被保險者にして保險給付又は商法の扶助を受くる者死亡したる場合に於ては被扶養者にして埋葬を行ふ者に對し埋葬料として其の死亡者の報酬日額の三十日分に相當する金額を支給す但し其の金額が三十圓に満たざるときは之を三十圓とす

ヘ、遺、族、手、當、金、

二十五、埋葬料を支給すべき場合に於ては被扶養者に對し遺族手當金を支給す但し業務上の事由に因らず

三十一、船舶所有者は其の雇傭する被保險者の負擔する保險料を納付する義務を負ふるの保險料は被保險者に支拂ふべき報酬より控除することを得

第六、審査の請求及訴願及訴訟

三十二、保險料給付の決定に不服ある者は第一次及第二次船員保險審査會の審査を請求し尙其の決定に不服ある者は通常裁判所に出訴することを得

三十三、保險料其の他の徴收金の賦課又は徴收の處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得此の場合には主務大臣は第二次船員保險審査會の審査を経て裁決すること

三十四、滯納處分に不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得

◇海運不況對策、遞信省は民間側の陳情を諒とし左記臨時海運調査會を設置した會則並に委員は左の如し

臨時海運調査會規則

第一條 臨時海運調査會は遞信大臣の監督に屬しその諮問に應じて海運の振興に關する重要事項を調査審

して死亡したる場合に於ては發表又は負傷の日前一年内に於て百八十日以上被保險者たりしことを要す

二十六、遺族手當金の額は左の額とす
一、死亡が業務上の事由に因る場合報酬日額五百四十日分

二、死亡が業務上の事由に因らざる場合報酬日額三百六十日分

第五、財 源

二十七、保險料は船舶所有者及被保險者各其二分の一を負擔す但し任意繼續被保險者は其の全額を負擔す

二十八、事故多き船舶に乘組む被保險者又は少額の報酬を受くる被保險者に關する保險料に付ては船舶所有者の負擔部分を增加することを得

二十九、被保險者の負擔すべき保險料額は一日に付報酬日額の百分の三以下但し任意繼續被保險者は例外とし此の制限額を越えて保險料を徴收する必要があるときは其の超過部分は船舶所有者の負擔とす

三十、被保險者が傷病手當金又は出產手當金の支給を受くる場合に於ては保險料を徴收せず
議す調査會は前項の事項につき遞信大臣に建議することを得

第二條 調査會は會長一人及び委員若干名をもつて、これを組織す

前項委員のほか特に必要ある場合においては臨時委員をおくことを得

第三條 會長は遞信大臣をもつてこれに充つ

委員及び臨時委員は遞信大臣これを命じ又は囑託す

第四條 會長は會務を總理す

會長事故ある時は遞信大臣の指名する委員その職務を代理す

第五條 調査會に幹事をおく關係各廳高等官のうちより遞信大臣これを命じ又は囑託す

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第六條 調査會に書記を置く關係各廳判任官中より遞信大臣之を命じ又囑託す書記は幹事の指揮を承け庶務に従事す

- 會長 遞信大臣 小泉又次郎
- 委員 大藏次官河田烈、商工次官田島勝太郎、石田貞二、濱田國太郎、堀内長榮、大谷登、川村貞次郎

各務鎌吉、金尾治作、上谷續、谷口茂雄、都竹要次郎、村田省藏、黒川新次郎、山本源吉、福本貞喜、坂本茂、結城豊太郎、鈴木祥枝、中野正剛、今井田清徳、福田五郎、廣幡忠隆△幹事小野猛、長岡信捷、福原敬次、越智誠二、山本幸男、

五年十月二十日二十八日二十九日三回會議を開き審議の結果大要左の如き答申案を可決、再保險官管問題、船舶検査手續緩和問題、航路標識の完備、船舶金融銀行、解体船、輸入税問題などにつき自由討議を行ひ一應終了した

答 申

臨時海運調査會は海運の消長がわが國運の隆昌に重大なる關係あるにかんがみ官民同志協調の見地に立ちて斯業の維持を圖り失業を防止するため各關係者において相當の犠牲を忍ぶの覺悟を必要とするものあるを認むるにより、この際政府においては速に對外航海獎勵金下附の制度を實現せらるることに民間においては左記各項を實行するを適切かつ緊要なりと認む

なほ支給額は一千噸航行噸當り卅錢程度のものらしくこの補助金年額五百萬圓支給によつて外貨建運賃収入年額千二百萬圓を増加せしめる計算であること

右補助案は失業救済を加味したのであつたから該案不成立に代る對策として政府は四十五萬圓の失業者救済施設費を議會に要求する保險業者は船主負擔輕減の爲め合理的條件の下に契約を改善する最後に海員側は左記方法の下に標準給料制の臨時減額を承認した
(一月二十三日海事協同會委員會で二月一日から實施内容は標準給料制末尾参照)

◇其他官民諸施設 政府側の海事諸施設としては

- 一、海難報制新設(通報規則の改正)
- 一、臨時海法調査會(十二月十日諮問案答申)
- 一、産業審議會は造船工業統制案として左記答申した

第一案

イ、各造船業者の合同を斷行すること
 ロ、造船會社が地方的に合同し二つ以上の少數の事業主体の實現を見るにいたる場合においてもその相互の間においては事業經營に關してある程度の

- 一、船主にありては一層經營費の節約に努めかつ無統制なる競争の防止に關し考究すること
- 一、保險業者にありては次期契約の更改の時期において保險料負擔の輕減に關し考慮すること
- 一、金融業者においては將來運轉資金船舶建造資金その他一般海事金融に關し一層の便宜をはかること
- 一、海員側においては船主の負擔輕減の點に關して最善の考慮を拂ふことなほ本件に關する具體的實行方法について海事協同會において考究するを適當と認む

右答申案に基き遞信省は遠洋航海補助五百萬圓を大藏省に請求し半額二百五十萬圓を略ぼ諒濟済みであつたが遂に大藏省の承認不可能となつたその下附條件の内容は不詳なるも大体次の如きものであつた

- 一、船舶、船舶十年未滿、總噸數五千噸以上の汽船およびモーター船
- 二、積荷、その船舶の重量噸數の半分以上の積荷を積載すること
- 三、航行區域、外國の港灣から港灣を旅行するものに限る

聯合協定をなすこと

第二案

- イ、各造船會社の出資により造船業の共同經營を目的とする一つの會社を創設すること
- ロ、この新會社に對し各造船所は其造船設備其他の工場設備に全部又は一部の信託的讓渡をなす事
- ハ、新會社は各參加會社の利益を一定の割合をもつて分配すること
- ニ、各參加會社は從來のごとく依然として存続すること

第三案

- イ、各造船會社よりその營業の委託經營を引受くる目的をもつて各造船會社の出資によつて一つの會社を創設すること
- ロ、本案の創立上の構成を各參加會社の物的設備および營業權の賃貸借とするやあるひはその營業經營の委任契約をするやについては實行にあたりさらに考究すること

次に國際條約に伴ふ法律の發布並に國際會議及議案は

左の如し

- 一、第七回國際海事委員會は八月二日アントワープに於て開催
 - 一、萬國海法會第十七回會議は八月アントワープに於て開催本邦から松波博士が代表として出席
 - 一、石炭夫年額制限條約を十一月五日批准
 - 一、第十二回國際勞動總會の採擇に係る船舶に依り運送せらるゝ重包裝貨物の重量表示に關する條約處理の件(批准するもの)
 - 二、第十二回國際勞動總會の採擇に係る船舶の荷積又は荷卸に使用せらるゝ勞動者の災害に對する保護に關する條約處理の件(批准せざるもの)
- 以上二月十八日批准され右の外千九百廿四年アラツセルで

- 一、航海船所有者の責任制限に關する條約(船主責任條約)
- 二、先取特權に關する條約
- 三、船荷證券の統一に關する條約を締結せしむることに決定

一、五年十月六日から葡萄牙リスボンに於て國際航路標議會議開催左記諸項目が決議採擇された
海上信號に關する協定

(附屬規則)或種の海上信號に關する規則定位置にあらざる有看守燈船に關する協定

燈台の特實及無線燈台に關する勸告
浮標式の統一事業繼續に關する決議

最後の民間諸協定事項は左の如し

- 一、海事協同會は無線技士の標準給料制を決定五年七月二十三日決議八月一日から實現(標準給料制参照)
- 一、船主協會は繫船獎勵のため基金七萬圓を加盟船主に貸付決議

一、神戸港に於ける海難頻發に鑑み海員協會は神戸港事故防止調査研究會設置

一、郵船商船兩社は不況對策として三月二十六日兩社間に左の如き提携「ユニオン」が成立調印した

聲明書

郵商兩社は時局の趨勢に鑑みこれに適應する合理的經營をなし本邦海運並に貿易の進展に寄與する目的

市況大勢

◇夏、枯、市、場、の、慘、狀、 上半期末の夏枯慘狀は下半期に入り一層深刻を極め一度頹勢に向つた市場は荷主側の積出手控へと船主側の焦慮まで運賃崩落を招來し北洋材プールも威力を失ひ遂に國際汽船の脱退を動機に解散の形となり郵船の大規模なる繫船を始め到る所に繫船を見るに至り六月から九月にかけて左の如く停繫船を見るに至つた

週信省調査

社 外 船

七月末	一七七隻	二七、六四噸	二五隻	一七、五八噸
八月末	一六〇	一六、四八	三	二六、九七
九月末	二二	一五、〇二	三	一七、三〇

この狀況に於て船主は素よりオペレーター筋も大打撃を蒙り山下の如き

- 一、山下汽船現在備船の運用ベースに幾分の金錢を加算し船費に近い料率として従前通り船主に現金拂すること
- 二、殘餘の備船料は海運界の採算が恢復するまで一

一、併行航路(對等勢力)天津 青島、濠洲、印度、基隆

一、郵船の優勢を認むる航路 歐洲、北米、南米西岸、上海

一、商船の優勢を認むる航路、南米東岸、紐育、南洋、大連、アフリカ

右の中郵船は南米東岸を撤退し商船はシヤトル航路を撤廢し紐育航路に於ては商船の八隻郵船の六隻を以て分野を決定し紐育航路は商船抜ひに商船漢堡航路は郵船扱に協定

【海 運】

時延期してもらふこと

妥協案を船主に提起して船主側も大勢の已むなきを自覚しオペレーター側と協力して遠洋配船に着眼せる折柄歐洲大陸の不作を動機に北米並に濠洲小麥の歐洲輸出が俄に出廻り大手筋はこれを機會にこれが積取配船を競ふた結果左の如く前年に劣らぬ成約を見た

北米太平洋歐洲	本年	前年
大連 英 歐	一七隻	四隻
北 米 濠洲	一隻	九隻
濠洲 英 歐	五隻	八隻
其 他	四隻	一隻
合 計	二七隻	二三隻

右大型船の遠洋出稼の爲め市場稍々見直し各方面の運賃は強調に轉じ遠洋を始め一般に強調となり結局左の如き波瀾を以て稍々小康傾向に轉じた

大型備船料	七月	八月	九月
小型備船料	一、〇〇錢	一、〇〇錢	一、〇〇錢
南米歐洲	二、〇〇錢	二、〇〇錢	二、〇〇錢
北 米 歐 洲	三志半	三志	二志
北 米 材	五弗半	五弗半	六弗

北 洋 材	六圓	六圓	七圓
若濱石炭	七錢	七錢	九錢

不況のドン底、大型船の遠洋配船に依り多少市場を緩和し北洋材の輸送一段落から再び配船難に陥り政府は船主協會側の陳情を容れ臨時海運調査會を設置し遠洋航海補助保険料低下海員給料減額等の答申を得たがこれ等は全く實現を見るに至らないで越年した然るに市場は豫想せし程の繋船も運賃低落も實現せずして比較的安定を持續し年末に至り米材同盟の崩解遠洋不振に再び繋船漸増に轉じたが大手筋が濠洲小麥輸入に努力したので結局昨年末と大差ない程度に近海運賃の消長を見たことは蓋し海運界がドン底に陥れることを物語るものである左に歳末に至る過去三ヶ月間の市況大勢を示す

北米材運賃	十月	十一月	十二月
南米歐洲運賃	七弗	五弗	五弗
若濱石炭運賃	一六志	一六志	一九志
北 洋 材	九〇錢	八五錢	七五錢
北 洋 材	八〇圓	九〇圓	九〇圓
大型備船料	一、〇〇錢	九〇錢	九〇錢

小型備船料

一、八〇錢

一、〇〇錢

一、六〇錢

◇意外の好轉、新春の海運界は何等樂觀材料なく反對に一時安定傾向にあつた銀價が再び崩落を始め十四片台割れ十三片台すら維持難といふ有様で支那南洋方面の貿易は大頓挫を來し郵船上海航路の如き往航積荷皆無といふ慘狀であつたがこの狀況に對し山下汽船は船主と利益折半の委託經營式で大型船の遠洋配船に努力したので大手筋の遠洋配船は左の如く新年劈頭に於て大手合を見た

航 路	積荷	口數	噸數
西濠 孟買	小麥	三	一七、八〇三
西濠 甲谷陀	"	五	二四、〇〇〇
西濠 上海	"	二	一四、五〇〇
浦壙 歐洲	大豆	三	二〇、五〇〇
北米 日本	米材	四	三、三〇二

更に一月末から二月に掛けての濠洲小麥の印度上海及日本揚輸送の大手合が成立し二月上旬の濠洲小麥輸送船は實に六十六隻四十三萬噸を突破する盛況七八千噸以上の大型船の拂底を告ぐ樂觀狀況となり茲に悲觀に産れた我海運界は二月上旬に於て早くも冬枯季を脱し

【海 運】

若濱一圓三十錢北洋材百三十圓といふ運賃界の沸騰を見るに至り大手筋は備船市場に荷物引受に焦慮し意外の樂觀現象を呈した左に過去三ヶ月間の市況消長を記す

大型備船料	一月	二月	三月
小型備船料	九〇錢	一、四〇錢	一、七〇錢
南米歐洲運賃	一、〇〇錢	二、〇〇錢	二、八五錢
米材運賃	五弗半	七弗	八弗
北洋材運賃	八五圓	二〇圓	二五圓
若松橫濱運賃	七錢	一、三〇錢	一、三〇錢

◇再び豫想を裏切、不振、好轉に乗ずる大手筋の先物手配は同志打的競争に運賃備船料を煽り亦繋船中の不經濟船迄備船を競ふたので市場活躍の船腹は自然増加し一方荷主側は船主の鼻息の荒さに成約を見送る所となり期待された北洋材は天候不良と相俟つて出廻り遅延勞農漁業備船は昨年の半數にも及ばぬ不振であり一方世界的海運界の不振は遂に世界繋船一千萬噸を突破する慘狀で歐米方面の配船は困難となり濠洲印度方面の引合が一段落となつた等で近海荷物の繁忙期である五

【海 運】

月に入り俄然市場悪化し一般市況は左の如く悲觀步調となつた

	四月	五月
濠印方面配船	六〇二、八八噸	四六六、八五噸
近海一區配船	一、三五、二九噸	一、五八、七六噸
北洋材運賃	一三〇圓	八五圓
若松横濱運賃	一、三〇錢	一、五錢

一度積勢に轉じた市場は船主側の焦慮に對し荷主側は靜觀主義といふ關係で運賃は益々軟弱步調となり六月末に於ては北洋材七十五圓若濱一圓割れといふ悲惨狀況となり而も下半年に何等好轉材料を貽さず再び昨年の慘狀を繰返すのではないかとの市況に終つた左に期末市況を記す

	四月	五月	六月
大型備船料	一、七〇錢	一、七〇錢	一、三〇錢
小型備船料	二、八〇錢	二、八〇錢	二、二〇錢
南米歐洲運賃	一八志	二〇志	一六志
米材運賃	七弗五仙	七弗	五弗半
北洋材運賃	一三〇圓	二〇圓	五圓
若松横濱運賃	一、三〇錢	一、一〇錢	一、〇〇錢

斯て本年上半期は濠洲小麦輸送に時ならぬ花を咲かしたが四月以降の謂ゆる花時に至つて却て積勢に轉じ結

局一部備船主義の船主を潤したのみで糟喜びに終つた

市況大勢、終りに過去一ケ年間に於ける海運市況の大觀を以下數字上に現はす

配船	荷物	最高	最低
若松	(石炭)	一、三〇錢	七錢
上海	()	一、六〇錢	八錢
香港	()	二、三〇錢	一、五錢
大連	(豆粕)	三錢	六錢
北米	(米材)	八弗	五弗
北米	(小麦)	二四志半	二志
南米	()	二志	三志
樺太	(丸太)	一三〇圓	五圓

世界運賃界は昨年十一月を最高とし本年に入りても五月頃が一時強調であつたに過ぎぬが繋船による船腹

調節の傾向にあつた關係上比較的は慘落は阻止されたが一方に繋船は些の減少を見るに至らなかつた

船舶(汽船)現在高

日	本	世界
五年六月	四、三三、九八噸	六、〇八、〇〇噸
六年六月	四、三三、三三噸	六、七三、八五噸
進水船(自一九三〇年七月至一九三一年六月)	一七六、九三噸	二、二七四、一七噸
一九三〇年	一七六、九三噸	二、二七四、一七噸
一九三一年	一〇四、〇七噸	—

以上は海運大勢を示したものであるが結論として賣買船並に備船の各月に於ける成約レコードを摘録する

月別	船名	船噸	重量噸	船價噸當
七月	阿波	一、八九九	六、〇〇〇	二、三〇〇
八月	東瀛	一、九一九	九、〇〇九	五、〇〇〇
九月	六厚田	一、九一八	二、六〇〇	四、一五〇
十月	大東	一、九〇五	七、三〇〇	三、二〇〇
十一月	華山	一、九一八	一、九〇八	三、七〇〇
十二月	扇海	一、九一八	四、五〇〇	四、〇〇〇
一月	白海	一、九一七	一、九〇〇	三、八〇〇
二月	海福	一、九一七	五、〇〇〇	三、七〇〇
三月	天光	一、九一七	七、九三三	三、〇〇〇
四月	天光	一、九一八	二、一〇〇	四、〇〇〇

【海 運】

月別	船名	重量噸	航路	備船料
六月	瑞鳳	一、九二六	勘察加日貨	四、〇〇〇
七月	日平	一、八九八	マゴ一航海	三、〇〇〇
八月	海福	四、四六〇	一航海	一、〇〇〇
九月	海明	六、四四〇	一航米	一、〇〇〇
十月	安瀨	五、〇五〇	一航米	一、〇〇〇
十一月	明福	八、七九七	一航米	一、〇〇〇
十二月	海元	三、六〇〇	一航米	一、〇〇〇
一月	海明	三、六〇〇	一航米	一、〇〇〇
二月	安瀨	五、〇五〇	一航米	一、〇〇〇
三月	明福	八、七九七	一航米	一、〇〇〇
四月	海元	三、六〇〇	一航米	一、〇〇〇
五月	海明	三、六〇〇	一航米	一、〇〇〇
六月	安瀨	五、〇五〇	一航米	一、〇〇〇

各國海運保護政策

各國の海運保護政策は戦後海運界が依然として世界的に不振の域を脱せず斯業の窮状は勢ひ列國共に海運政策上の施設に於て海運造船補助の傾向最近著しきものあり左に各國の採れる保護制度の概要を記述せん

△ 日 本

□ 遠洋航路補助法

帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若しくは株主とする商事會社にして運送業を營むものは、(一) 歐洲、(二) 北米(三) 南米、(四) 濠洲の航路に、五年以内の期間を限り、航海補助金の附與を受け、定期航海を營むことを得
船舶資格補助航海に使用さるる船舶は、總噸數三千噸以上にして、一時間十二海里以上の速力を有し、帝國船籍に登録されたる、船齡十五年以内の鋼製汽船たるを要す。外國製造の船舶は使用するを得ず、但し帝國船籍に登録の際、船齡五年以内にして、已むを得ざる事由に出づるものは、主務大臣の認可を得て、之を使用するを得補助金額一使用船舶總噸數一噸、航海里數一千海里につき速力一時間十二海里を有するものに對し、五十錢以内速力一時間一海里を増す毎に、其百分十を増したる金額以内に於いて、航海の状況に應じ支給さる。船齡五年を超ゆる船舶に對しては、一年毎に其百分五を遞減さる、外國製造の船舶に對しては、半額の支給に止まる。特に主務大臣の認可を得たる設計に依り製造した 船舶、又は定期航海の開始後五年を経過せざる航路に使用する船舶に對しては、右金額百分二十五以内の増給あり。

義務(一) 旅客、貨物の運賃を定むるに、主務大臣の認可を経ざるべからず。(二) 郵便物及び郵便用品を無賃にて搭載し、無線電信の通信に關する設備を爲し、且つ通信事務又は航路視察の爲め、主務大臣の派出する吏員を無賃

にて乗船せしめざるべからず。(三) 其費用を以つて一定の航海修業生を乗組ましめざるべからず。

(四) 主務大臣の定むる補償金額を以つて、其船舶を公用の爲め収用又は使用せらるるを拒む能はず。(五) 補助金を受けて航海する期間、及び最終の航海を終はりたる日より三年間、其船舶を外國人に譲渡し、貸渡し、又は擔保に供することを得ず。以上を其義務の主要なるものとす。

航路一航路の起點、終點、其各航路に使用すべき船舶條件等左表の如し

起點	終點	寄 港 地	隻數	總噸數	速 力	航海度數
△北米航路	桑港線	香港、神戶、長崎、上海	一萬三千五百噸以上	十八海里以上	每四週一回	
東廻	橫濱、桑港、ホノルル		一萬三千五百噸以下	二十海里以下	十四航海	
△南米航路	西岸線	香港、神戶、門司	六千噸以上	十三海里以上	每一箇月一回	
西廻	橫濱、香港、バルパライソ、ホノルル、サリナクルス、カイヤ		九千七百噸以下	十五海里以下	六航海	
東廻	橫濱、ワイキキケ					
△南米航路	東岸線	(神戸—ヴェノスアイレス間)	五千噸以上	十三海里以上	每三箇月三回	
往航	橫濱、長崎、香港、新嘉坡、ケイプタウン、サントス		七千噸以下	十五海里以下	十航海	
復航	リオデジャネロ、サントス、クリストバル、橫濱					

右の外歐洲、北米シヤトル及濠洲の三線は事實上廢止に付削除す

□ 郵便定期航路補助規定

郵便定期航路補助の爲め左の條件に依り昭和四年度以降三箇年度間毎年度百二十三萬圓以内を支出するの契約を結ぶことを得

【海 運】

- 一、政府の命する所に依り郵便物を遞送すること
- ▲横濱倫敦線は總噸數七千五百噸以上速力一時間十五海里以上の鋼製汽船を以て毎二週一回以上一年期間二十六回以上航海を爲す事
- ▲神戸沙府線は總噸數五千五百噸以上速力一時間十二海里以上の鋼製汽船を以て毎二週一回以上一年期間二十回以上航海を爲す事
- ▲神戸香港線は總噸數五千五百噸以上速力一時間十四海里以上の鋼製汽船を以て毎三週一回以上一年期間十六七回以上航海を爲すこと
- ▲横濱メルボルン線は總噸數五千噸以上速力一時間十五海里以上の鋼製汽船を以て毎月一回以上一年期間十二回以上航海を爲すこと
- 一、政府に於て必要と認むる時は各航路内に於て寄港地を増加し又は之が變更を命することあるべきこと
- 一、政府の認可を受けたる時は前記の資格に適合せざる船舶を使用するを得ること
- 一、政府は必要に應じ相當金額を給與して各航路に使用する船舶を公用の爲め買収し又は使用する事を得ること
- 一、補助金は命令書の定むる所に從ひ支給すること
- 一、政府は契約者に於て命令を履行せず若は命令に違背したる事實ありと認めたるときは所爲の輕重により相當の金額を徵收すること
- 一、前數項に於て一年期間と稱するは其年四月一日に起り翌年三月三十一日に終る一周年間を謂ふ
- 即ち郵便補助航路左の如し
- 一、横濱、倫敦線
- 一、神戸、シヤトル及神戸香港線
- 一、横濱、メルボルン線

□ 船舶金融補助法

(日本興業銀行其他造船資金貸付補給)

- 政府ハ日本興業銀行其他ノ銀行ノ造船資金融通ニ付當該銀行ニ對シ補給ヲ爲スノ必要アリ依テ左ノ條件ニ依リ其ノ貸付金額一千萬圓ヲ限リ之ニ對シ補給金ヲ支出スルノ契約ヲ結フコトヲ要ス
- 一、貸付ハ左記ニ依ルコトヲ要ス
 - イ、造船資金ノ融通ニ限ルモノトス
 - ロ、十五年以内ノ年賦償還ノ方法ニ依ルモノトス但シ其ノ期間内ニ於テ二年以内ノ据置期間ヲ定ムルコトヲ得
 - ハ、製造セラルル船舶(製造中ノ船舶ヲ含ム)ニ第一順位ノ抵當權ヲ設定スルヲ要ス但シ製造中ノ船舶カ竣工スル迄ハ一時他ノ船舶又ハ其ノ他ノ物件ヲ擔保トスルコトヲ得
 - ニ、擔保價格ハ抵當タル船舶ノ價格ノ三分ノ二以内ニシテ且保險金額ノ五分ノ四以内トス
 - ホ、貸付利率ハ年六分トス
 - 二、貸付ヲ受クル者ハ帝國臣民又ハ帝國臣民ノミチ社員若ハ株主トスル會社ニシテ海運業ヲ營ム目的ヲ以テ内地ニ於テ船舶ヲ製造スルモノニ限ルモノトス
 - 三、製造セラルル船舶(製造中ノ船舶ヲ含ム)ハ總噸數五千噸以上半載速力一時間十四海里以上ノ鋼製貨物船ニ限ルモノトス
 - 四、補給金ハ貸付金額ニ對シ年一分五厘ニ相當スル金額トス
- 貸付ニ充ツル資金ノ原價カ年六分ヲ超ユル場合ハ其ノ超過スル率ニ相當スル金額ヲ前項補給金額ニ併セ補給シ貸付ニ充ツル資金ノ原價カ年六分ニ達セサル場合年六分トノ差率ニ相當スル金額ヲ前項補給金額ヨリ減スルモノトス

【海 運】

債權ノ發行ニ依ル資金ヲ以テ貸付ニ充ツル場合ニ於テハ前項ノ資金ノ原價ハ該債券ノ發行者利廻トス
五、貸付ヲ爲サントスルトキハ豫メ大藏大臣ノ承認ヲ受クヘシ

△英 吉 利

一、航海保護制度 政府は郵便定期航海補助契約を締結し左の補助金を支給す

(イ) 彼阿汽船 プリンティンシー孟買線(毎週一回)、プリンティンシー上海線(二週一回)、プリンティンシー・アデレイド線(毎月一回)年額三十萬五千磅

(ロ) キューナード汽船 サザンプトン紐育航路(毎週一回)年額六萬五千三百九十磅、右の外假裝巡洋艦としてモレタニア號の速力維持其他の爲め海軍省より年額九萬磅

(ハ) 大洋航業(白星線) サザンプトン紐育航路(毎週一回)年額七萬二千磅

(ニ) 阿弗利加汽船並英阿汽船 共同經營に係る李浦西部阿弗利加航路(毎週一回)前者年額五萬二千二百二十三磅、後者年額一萬百三十二磅

前記の外殖民地外國間の郵便物航送の爲多數の會社に郵便航送料を支拂ふ

二、造船保護制度 貿易助成法(一九二一年制定)の下に七千萬磅の範圍内に於て英國の産業貿易其他の投資に對し英政府は保證を與へ居り其中船舶港灣等の一九二五年六月末迄に保證せられたる金額は千六百九十三萬餘磅に達す

北部愛蘭政府貸附保證法(一九二二年實施)は一九二七年三月末現在に於て六、四二四、〇四五磅に達す因に保證限度は一〇、五〇〇千磅である

△北米合衆國

多年海運擴張の素懷を有して果たす能はず、偶戰爭の機運に乗じ、破天荒の大船舶國となれる米國の海運政策に付

ては述ぶべきこと頗る多きも、一九二八年議會は左の如き積極方針に出でた

一、民間商船建造貸付資金を一億二千五百萬弗を倍加して二億五千萬弗とす而して貸付額を造船若くは修繕費の四分三に増加し利率は最も安くし期間を十五年乃至二十ヶ年に延長すること

二、外國郵便契約船に對し一節につき二弗五十仙乃至三弗とし速力及噸數の増加によつて補償額を増加すること

三、商船海軍豫備制を確立し之に屬する船員に對し其海軍に於ける階級に應じ年々三ヶ月分の給料を支拂ふ

四、船舶院所屬船拂下は委員五名の承認を要すること

五、國庫より十ヶ年二億五千萬弗を支出して船舶修繕、改良新造を行ひ米國商船隊の確立を計ること

因に一九二九年度郵便補助豫算總額は九百八十萬弗にして此内米國汽船六社に支拂ふべき純然たる外國郵便航送補助金は一、一五七、〇六六弗である尙右以外に封度レートに依る郵便航送料は七三五、五六〇弗である

其他政府は其所有に係る船舶及航路の民間拂下方針を採り其價格及支拂方法等は會社に極めて有利なる條件を附し最近に至り政府の海運保護は頗る顯著なるものあり其振興に關する今次議會提出の重要法案は總數三十に達する程にて官民共に荐りに畫策を怠らす

一九二七年度に於ける造船貸附高は三百十六萬二千弗、ターゼル機關改造契約高二百七十八萬餘弗に達した

△佛 蘭 西

一、郵便航路補助

コルシカ航路(フライスネット社)七百五十萬法 極東及濠洲航路(エムエム社)五千五百五十萬法 紐育航路(セネラルトランスアトランチック社)七百五十萬法 西印度及中米航路(同上)八百萬法 南米航路(南大西洋社)千四百五十萬法 其他紐育航路、西印度中米航路及アラシル及びバプレート航路

二、油槽船建造補助 一九二五年七百七十萬圓(建造數一九二四年二十一萬七千噸)一九二六年八百二十萬圓(建造

【海 運】

- 數一九二七年二十六萬一千噸
- 三、一九二九年改正は海事金融法（船主造船低利資金貸附）不動産銀行をして取扱はしむ右條件は左の如し
金額、一ヶ年二億五千萬法總額十二億法（實施期間五ヶ年）
利率、年客船三步貨物船二步（大藏省の負擔額第一年九百三十七萬法新に速力により補助利息増額の途を設く）
二節乃至二四節一〇〇%二四節二六節一二五%
償還期限 二十ヶ年（最高限度）
- 四、船舶抵當貸付法 不動産銀行をして取扱はしめ利息補給は前項と全じく速力標準である
- 五、冷蔵船補助 佛國汽船南米航路冷蔵船運航に對し年額一千五百萬法一九三〇年四月から向ふ十五ヶ年間

△ 獨 逸

最近同國郵便物が、漢堡及「ブレーメン」から直接海外に航送さるゝに至り、戦前と同様、政府は郵便物運送の報償として、現行萬國郵便條約に依り、航送料を支拂ふべき旨汽船會社と契約を結べるが、其の以外には目下何等補助の施設なし。

一、造船保護制度 政府は一九二五年五千萬馬克を限度として同國船主が自國造船所に於て建造する場合長期低利の貸附を行ふ貸附額は契約造船價格の半額利子は建造中一分五厘竣工後第一年四分第二年後六分とし償還期限は最大限度十ヶ年とし船舶は元利の償還せられたる場合の外竣工後十年間は他に讓渡することを得ず
尙造船材料に對する特惠鐵道運賃を規定し普通運賃に比し三割乃至三割五分低廉である

△ 伊 太 利

一、航海保護制度 一九二三年政府は極東印度黑海地中海其他殖民地沿岸方面に對する航路補助費として一億四千七百十三萬リラを計上し伊太利海事會社（四線）伊太利海運會社（一線）トスカナ汽船（五線）ロイドトリエスチノ汽

船（七線）等と契約を締結したが一九二七年左記の如く支給方法を改正した

年 次	必要航路 (二十ヶ年)	有効航路 (十五ヶ年)	合 計
一九二六年度	三、九三三リラ	三、一五三リラ	九、九四九千リラ
一九二七年度	二七、九一〇	六、七三三	一五、六六三
一九二八年度	一三〇、三三五	六、七三五	一〇〇、〇〇〇
一九二九年度	一三〇、三三五	七、一〇三	二〇〇、三三七

而して一九二九年度補助金を最高とし次年度より逐年遞減して最終年度には（一九四七年）五二、九四二千リラとなる

一、造船保護制度 一九二三年度より實施した造船保護の大意は左の如し
造船機奨励金 總噸數一噸に付貨客船は四百リラ貨物船は三百リラ
船舶材料輸入税の免除 國內に於て其全部又は一部の改造及内燃機關汽罐其他部分品製作に必要な材料の輸入税を免除す

所得税其他の免除 前述の奨励金を受くる汽船又は帆船は三ヶ年乃至五ヶ年間所得税又は工業税を免除せらる
解撤補助金 古船を解撤して之れに代ふるに同型又は其れ以上の新船を建造する場合には解撤すべき船舶一總噸毎に四リラの補助金を附與す

△ 和 蘭

海外各地及殖民地に對する郵便定期航路に付郵便補助金並郵便航送料制度を設けたり其主要なるもの左の如し
(イ) ロツテルダムロイド汽船 ロツテルダム・パタビア間(二週一回)二千四百盾
(ロ) ネザールランド汽船、アムステルダム・パタビア間(二週一回)二千四百盾(ザバニ寄港及航海日數短縮に依り

【海 運】

七千盾増額

其他阿姆斯特ダム南米間及阿姆斯特ダムニューカリンズ間並ロツテルダム紐育間に其々一定の航送料を支給す

△ 諾 威

一、船舶金融 一九二七年ベルゲンに船舶抵當貸附銀行設立され(資本金四、一八〇千クローネ) 總噸數三百噸以上鋼製内燃機船に限り償還期限十ヶ年とす(但船齡八年以上四ヶ年とす)

二、航海保護制度 スタンゲル、キルケネス間(毎週一回)ベルゲン、キルケネス間(毎週三回)ツロイン、ムキルケネス間(毎週一回)の快速力維持の爲四會社間に使用船一隻に付年額二十三萬クローネの補助金を支給す其他スパンスケ汽船會社の四航路に對し年額七萬クローネの補助金を支給す

三、造船保護制度 船齡二十年以上の貨物船の輸入を禁止し造船材料輸入關稅の補償として新造船三百噸以上の汽船に對し輸入船價の二分及修繕船同一分五厘を支給す但外國に於て機關を裝置したる場合は其補償額は前記金額の三分の二とす

尙政府は一九二八—二九年度海運補助豫算 五、八〇四千クローネを議會に提出した本補助金は沿岸航路三十七線に對し郵便航送料として支給される筈である

△ 瑞 典

特定航路たるストックホルム、スベア會社の瑞典芬蘭間毎週一回の定期航海に於て年額三萬クローネの補助金を下附す尙冬季間の航海に對し二萬クローネの補助金を附加支給す

其の外國建造船に對し資金の貸附を爲す制度を設け利子四分期間八ヶ年とし最初の二ヶ年据置其後六ヶ年間に全額の六分の一宛年賦償還とし年賦償還不履行の場合は年六分の利子を支拂ふものとす

尙政府一九二八年議會は貸附基金を三百萬クローネ増額(依つて總額は二千三百萬クローネとなる)の件並貸附利息年五歩(一歩引上)の件を可決す

△ 西 班 牙

一、航海補助 現在航海保護制度は一般航海補助と特定航路補助との二あり之を總括して略記すれば左の如し

バルセロナ、ウルカイ間	受 命 者	補 助 金	契約期限
玫馬智利 秘露航路			
比 律 賓 航路			
亞弗利加 西海岸航路	アトランスアトランチック	二六、三三三、三三三	一九二一年迄

二、造船保護制度 造船獎勵金を支給することとし總噸數百噸以上の船舶を建造する場合一噸に付旅客汽船は四百七ベセタ並に公試運轉速力十六節を超えるときは一節に付普通獎勵金の一割を増額支給す 其他外國より輸入する船舶に對し五分乃至五割(普通稅率に對し)の輸入稅加重を爲し加ふるに船齡十年以上の船舶輸入を禁止す一方造船材料の輸入に對しては之を免除する等保護的色彩頗る濃厚である

△ 智 利

政府は一九二八年一月法律による新海運補助法案を實施した大要左の如し

(イ)二ヶ年以上巴奈馬運河經由定期航路を經營せる智利國汽船會社に對し一ヶ年二百萬ベソ迄の補助金を支給する (ロ)補助會社は純益より積立金を控除し殘額より株主に對し一割の配當金を支拂ひ猶剩餘金ある場合は株主と國家間にて按分すべき事

(ハ)本法實施に依り生じたる經費は領事館料を一齊に一割方増額することに依り支辦する

△ 伯 刺 西 爾

最大の「ロイド、ブラツレイロ」會社は、政府の直營に係るものにて、又航路補助金の支給を受け居る會社は、沿岸航行のものなり、其の補助金の年額合計二千萬「ミルレース」に達せり

世界大船主 (一九三〇年六月ロイド調査) (總噸數十萬噸以上所有者)

船主名	國籍	隻數	總噸數
米國船船院	米	四三	二、三六五、七九〇
漢米線	獨	一八四	一、〇四、九一〇
北獨ロイド	獨	一六	八六九、〇五〇
日本郵船	日	一三	七六二、二九七
英印汽船	英	一三	七六二、二九三
ホルト(青筒線系)	英	八〇	七〇六、〇一九
フアーネスライン	英	一〇九	六四八、四八四
コンパニツク・セネラル・ト	英	一〇〇	六三三、八〇二
ランス・アトランチック	英	一〇三	五九四、三七
ブリテツシユ・タンカー	英	一〇七	五八七、六六四
エラーマン・ライン	日	一三七	五三四、一四三
大阪商船	日	一三七	五三〇、九七九
彼阿汽船	露	二五	五〇一、五〇七
ヒツツパーク汽船	露	四	四六五、六八
勞農政府	佛	四	四四八、二二三
M・M系	英	二	四一三、一八五
大洋汽船	英	二	三九三、三二〇
加奈陀太平洋汽船	英	二	三九三、三二〇

ルノイス	和	四	三六、六一
スタンダード・シツペンガ	米	四	三七九、六八六
ネダーランド・ストームバート	和	四	三六九、四九〇
アングロサクソン石油	英	七	三七、一三五
ユニオン・キヤツスル・メール	英	三	三四、八〇六
キューナード汽船	英	三	三三、〇八一
ハリソンT&J	英	五	三九、一八四
加奈陀汽船ライン	英	二	三七、一九
ウヰルヘルムセン	英	六	三三、一七〇
エルダー・デプスター	英	六	三九、四三六
ハンザ汽船	獨	四	三二、三八八
シヤルヂニール	佛	四	三二、一八七
ウエア・アンドリユー	英	七	三〇、八九二
ネダーランド・アメリカン	和	三	三〇、四二
コンクリツク・パケツト	和	一	二八、六五二
バート	米	五	二九、〇三七
ヒツカンド・マザー	英	四	二七、四一六
克蘭・ライン	伯	七	二七、四一〇
ロイド・アラシレイロ	米	四	二六、四一〇
スタンダード・トランスポート	米	四	二六、四三六

レイランド・ライン	英	三	二八、四九〇
ダラー汽船ライン	米	二	二五、七〇一
青星線	英	三〇	二五、六八
コンクリツク・ネダーランド	和	八	二六、六七
國際汽船	日	四	二五、二五〇
新西蘭ユニオン汽船	英	六	二三、三九〇
アビンス・マリチン・インター	白	四	二四、七七八
ナシヨナル	伊	四	二三、八九二
ロイド・トリエスチノ	丁	二	三一、八五
ホネレド・ダンブスキツプ	英	六	三〇、七三
アドミラルティ	英	三〇	三〇、三七
ロイヤル・メール本社	英	三〇	二八、〇六二
イーグル石油	獨	三	二〇、七〇〇
ワリド・タンカー	英	三	二〇、六六六
プロツクルバンク	英	三	二〇、二四四
ランポートホルト	獨	三	二〇、九四一
漢堡・インダメリカニツク	米	四	二〇、八六六
ガルフ・レフアイニング	伊	三	二〇、九六五
N・リベラ・トリエスチノ	英	三	二〇、八八一
コンモンウェルス殖民線	英	三	二〇、八八一

加奈陀ナシヨナル汽船	英	四	二〇、四九五
ユナイテツトフルーツ	米	五	二〇、四〇一
フエラル汽船	米	二	二〇、三七
エルダー・ファイフエス	英	三	一八、九四〇
ヘイン汽船	英	四	一八、七四一
ユナイテツト・ステーツライン	米	二	一七、八七三
太平洋汽船	英	元	一七、七六七
ハミルトン・J	英	三	一八、六二七
ソタ・アズナー	西	三	一七、九五
パン・アメリカン・石油	米	七	一七、七七
ユナイテツト・モラセス	英	四	一七、八〇七
テキサス	米	四	一七、六六二
ルツケンパツハ汽船	米	三	一七、一一
イスミアン汽船	米	三	一七、一一
新西蘭シツペンガ	英	六	一六、五五六
東亞汽船	丁	六	一六、一三一
N・G	伊	〇	一六、四五四
エクスポート・S・S	米	八	一六、七〇三
ステイツ汽船	米	八	一六、〇一〇

【海 運】

タムソン・G・E・O	英	一六〇、八一
C・M	佛	一六〇、五八
支那ナビゲイション	英	一四〇、八八
スエストリアル・ラーセン	英	一四〇、五五
大連汽船	日	一四九、九四六
アンカー・ライン	英	一四六、〇三六
コスリツチ・ソサイエタ	英	一四五、六三二
トリエスチナ	日	一四四、八五六
川崎汽船(造船共)	日	一四四、八五六
ロツプナー・サー	英	一四四、八五六
ユーゴ・スラベンスキ・ロイド	英	一四二、一七三
ムンソン汽船ライン	米	一三八、九五四
ハルティン&ワイリツプ	英	一三八、七五七
ホルダー・アラザース	英	一三八、四〇一
近海郵船	日	一三七、三三三
マロリー・C・D	米	一三六、八三三
モーラー・A・P	丁	一三六、七七一
スタンダード石油カリフ	米	一三五、四三七
ガルニア	米	一三三、七二〇
スミス・ウヰリアム	英	一三四、四六四
マトソン・ナビゲイション	米	一三四、四六四
ホガース・H・ソンス	英	一三三、四九六
瓜哇支那日本汽船	和	一三三、七九六

C・トラスメディ	西	一三三、五五四
タラニア	西	一三三、五九三
Ybarta	米	一三八、四八二
カーシヤンニツク&オリエンタル	英	一三三、五三三
シヨウ・ソビル&エルビオム	英	一三三、一五五
カベネス・A・F	英	一三八、八五五
ナビイ・アラザース	英	一三八、八三七
三井船舶部	日	一三八、七六二
アームメント・アツベ	佛	一三八、三六〇
ゼネラル運輸	佛	一三七、八九九
ストリツク・F・C	英	一三七、七四八
ワツツ・ワツツ	英	一三七、五九八
エルスワース・W・B	英	一三七、四六三
クリーブランド・フリプズ	米	一三七、〇五〇
パン・ニベルト	瑞	一三四、一一一
トランス・アトランチック	瑞	一三三、九二四
ピツレ・ヘム・トランス	伊	一三三、七六一
ポルト・ライン	米	一三三、三八六
ロイド・サホード	和	一三〇、六四四
シテイ・サビービス	和	一三〇、六四四
和蘭阿弗利加ライン	英	一三〇、一九二
エラーランス・ウヰルソン線	英	一三〇、一九二
グレンヂス・パーガ	瑞	一〇九、九九三
エリクソン・ハンス	瑞	一〇九、九九三

英國主要船主系

ロイヤルメル系	三四社	五五隻	二、七五四、四八噸
白星線		三三	四三五、〇七九
ロイアルメル		三〇	三二〇、三三七
ユニオンカツスル		三六	三四二、八〇六
エルダーテムアスター系		六八隻	三九、四三六
ラムポートホルト		三三	三〇九、二四四
太平洋汽船		元	一八七、四三九
アバーティン・コムモンウエルズ線		一五	一五、三三七
シヨウ・サウエル・アルピオン		一三	一三、七〇六
ネルソン汽船		一三	一三、七〇六
青筒線系	四社	八六	七三九、八七一
カーシヤン汽船		五	四〇、六四一
トムリンソン・G・A	米	三〇	一〇九、八〇七
ハツチンソン	米	三	一〇八、七五三
ホルセン・フレツド	諾	四	一〇六、九〇四
タムソン・スタンレー&ジョーン	英	九	一〇五、八四〇
ビール・エイ・エツチ	米	二	一〇五、二四
太平洋汽船	米	元	一〇三、八七三
コンモン・アラザース	米	元	一〇一、四一九
チヤイナ・ミューチャル	三	三	二四七、六三三
フアネス系	二〇社	三三	七三九、八七一
フアネス・ライン系		三	二〇四、一七一
プリンスライン系		三	一九〇、四四四
ハウルダー系		二八	一五三、一〇三
彼阿系	一八社	一三	五〇六、〇元
英印汽船		一三	七六二、三三三
彼阿汽船		五	五三〇、九七九
ヘイン汽船		四	一八八、七四一
新西蘭ユニオン		六	二二三、三九〇
フエテラル汽船		二	二〇〇、三三七
オリエントライン		九	五〇、九六二
新西蘭シツピンガ		一六	一六六、五六
キユーナード系	六社	一〇三	一、〇七、二七五
キユナード汽船		三三	三三八、〇八一
コムモンウエルズ殖民線		二五	二〇三、八八一
T&Jプロツクレバンク		元	二二〇、六八六
アンカーライン		一六	四六〇、〇三六
(ヘンダーソンアラザース)		一六	九〇一、八九九
エラーマン系	八社	一〇七	五八七、六四四
エラーマンライン		三〇	一一三、八四一
エラーマン・バックナル		四七	一一〇、六四〇

【海 運】

世界最大船舶

船名	國籍	總噸數	速力	製造年
※Majestic	英	五、六三二	二五節	一九二二
※Leviathan	米	五、九七五	二五	一九二四
Berengaria	英	五、三三六	二三	一九二三
Bremen	獨	五、六六五	二六	一九一九
Europa	獨	四、七四六	二六	一九一八
Olympic	英	四、四四九	二三	一九一四
Aquitania	英	四、一五三	二三	一九一四
Ile de France	佛	四、一五三	二三	一九一六
Paris	佛	四、一五三	二三	一九一六
Homeric	英	三、九七九	二二	一九二一
Augustus	伊	三、九七九	二二	一九二一
Roma	伊	三、九七九	二二	一九二一
Columbus	獨	三、六六五	二二	一九二六
Mauretania	英	三、六六五	二二	一九二六
Statendam	和	二、九五一	一八	一九一九
Belgenland	英	二、七三三	一七半	一九一七
Cap Arcona	獨	二、五六一	二〇	一九一七
Conte Grande	伊	二、五六一	二〇	一九一八
Empress of Scotland	英	二、一六〇	一七半	一九一五

Adriatic	英	二四、六七九	二八	一九〇六
Conte Biancamano	伊	二四、四一六	二〇	一九二五
Dulio	伊	二四、三八一	二二	一九二三
Rotterdam	和	二四、一四九	二七	一九〇八
Vulcania	伊	二三、九七〇	一九	一九三八
Stauria	伊	二三、九四〇	一九	一九二七
Baltic	英	二三、八八四	一七	一九〇四
Washington	米	二三、七八八	二八半	一九〇八
France	佛	二三、七六九	二〇	一九二二
Alcantara	英	二三、一八一	一七半	一九三六
Astria	英	二三、〇七一	一七半	一九三五
Minnetonka	英	二二、九八八	一六半	一九二四
Empress of Australia	英	二二、八三三	一八	一九二四
Minnewaska	英	二二、七六六	一六半	一九三三
Giulio Cesare	伊	二二、六七九	一九	一九二一
Empress of Canada	英	二二、五七七	二〇	一九二三
New York	獨	二二、八七七	一九	一九二七
America	米	二二、三三九	一七	一九〇五
Cedric	英	二二、三三七	一七	一九〇三
Hamburg	獨	二二、六六一	一九	一九二六
Mooltan	英	二〇、九五三	一七半	一九三三
Maloja	英	二〇、八七五	一六半	一九三三

船舶

Albert Ballin	獨	二〇、九三二	一九	一九三三
Deutschland	獨	二〇、六〇七	一九	一九三三
Cap Polonio	獨	二〇、五七七	一八	一九二四
Carinthia	英	二〇、二七七	一六半	一九三五
Kungsholm	瑞	二〇、二三三	一七	一九三八
Franconia	英	二〇、一七五	一六半	一九三三
D. of Bedford	英	二〇、一三三	一七半	一九三八
D. of Atholl	英	二〇、一一九	一七半	一九三八
Carnarvon. Castle	英	二〇、〇六三	一八	一九二六
Otranto	英	二〇、〇三三	二〇	一九三五
D. of Richmond	英	二〇、〇三三	一八	一九三三
D. of York	英	二〇、〇一一	一八	一九三三
Oronsay	英	二〇、〇〇一	二〇	一九三五

※印を附せるレヒアザン號の噸數は米國計算法に依りたるものでマセスチック號より八呎、長きに於て短く之を英國計算法に據れば六一、二〇六噸となり世界第一位船となる

尙右船舶中總噸數二〇、〇〇〇噸以上、速力一六節以上船齡二十年未滿のものに就き國別所有數を示せば左の如し

國別	隻數	總噸數	國別	隻數	總噸數
英國	三三	六六、三五五	獨逸	九	二六七、二四一
伊太利	八	二〇九、一五六	和蘭	一	二九、五一二
佛蘭西	三	一〇一、四七一	瑞典	一	二〇、三三三
米國	一	五、九七五	總計	四六	一、三〇三、八三五

世界汽船

增加趨勢

(百噸以上汽船)

年次	船數	噸數
一九〇三	一七、一五六	二五、八五九、九七
一九〇三	一七、七六一	二七、一八三、三六五
一九〇四	一八、四六七	二八、六三三、六四
一九〇五	一九、一五二	二九、九六三、五九二
一九〇六	一九、八七七	三一、七四四、九〇四
一九〇七	二〇、七四六	三三、九六九、八二
一九〇八	二一、五五〇	三五、七三三、〇九五
一九〇九	二二、九〇九	三六、四七三、一〇三
一九一〇	二三、〇〇八	三七、三九〇、六九五
一九一一	二三、七三三	三八、七八一、五七二
一九一二	二三、三七四	四〇、五八、一七七
一九一三	二三、八九七	四三、〇七九、一七七
一九一四	二四、四四四	四五、四〇三、八七七
一九一五	二四、五〇八	四五、七九二、二〇八
一九一六	二四、一三三	四五、二四七、七三四
一九一七	歐洲戰爭中統計不詳	
一九一八		四七、七七一、九二六
一九一九		四七、八九七、四〇七
一九二〇		五三、九〇四、六八八
一九二一		五八、八四六、三五
一九二二		六二、三五四、九五三
一九二三		六三、三三三、七三
一九二四		六二、五二四、一四〇